

独立行政法人国立国語研究所第1期中期目標期間事業報告書

発行年	2006-06
URL	http://id.nii.ac.jp/1328/00003082/

事業報告書

第1期中期目標期間

(平成13年度～平成17年度)

2001～2005



独立行政法人
国立国語研究所

はじめに

国立国語研究所は、平成 13 年 4 月に独立行政法人に移行し、5 か年の中期目標期間を設定して、新たな体制での業務を開始した。この第 1 期中期目標期間は、平成 17 年度末をもって終了した。

独立行政法人は、独立行政法人通則法第 33 条により、中期目標の期間の終了後に、その中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表することとされている。

本書は、ここに規定された事業報告書として、平成 13 年度から 17 年度までの中期目標期間における事業の実績を報告するために作成し、公表するものである。

中期目標期間の各年度の事業実績については、その都度事業報告書を作成して、財務諸表等に添えて主務大臣に提出するとともに、研究所が独自に依頼した外部評価、及び文部科学省独立行政法人評価委員会による評価のための資料として供してきた。

本書では、これら各年度の事業報告書の内容に基づき、中期目標及びこれに基づく中期計画の項目ごとに、5 か年の中期目標期間全体を通じた事業の実績をまとめている。

本書によって、当該期間の間の研究所の実績をより広く知っていただき、ひいては次期の中期目標期間に向けて、研究所にこれまで以上の御理解と御支援をいただくことができれば幸いである。

平成 18 年 6 月

独立行政法人 国立国語研究所長
杉 戸 清 樹

独立行政法人 国立国語研究所 第1期中期目標期間事業報告書 目次

目次中の枠内は、中期目標、中期計画の項目に対応

概 括	1
-----	---

序文・前文

中期目標の期間

業務運営の効率化に関する事項

1 現行の組織を見直し、多様な研究需要に対応できる、機動的かつ柔軟な研究体制を整備すること。また、共同研究や研究協力など関係機関等との有機的な連携協力を推進すること。

1. 有機的な連携等を図る運営体制の整備	6
2. 招へい研究員による国際共同研究	6
3. 国際共同研究、大規模な国内共同研究	7
4. 国際シンポジウムの開催（共同研究体制面）	7
5. 海外研究員・在外研究員の制度運用	8
6. 外部機関・研究者との共同による情報収集・提供	8
7. 「日本語情報資料館システム」の整備、「日本語教育支援総合ネットワークシステム」の充実	9

2 研究所の業務運営について、外部有識者に指導・助言・評価を求め、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるよう、効果的、効率的な運営を行うこと。

8 - 1. 外部有識者による助言指導等（評議員会による指導助言）	11
8 - 2. 外部有識者による助言指導等（外部評価委員会による評価）	11

3 職員の意識改革を図るとともに、業務運営を見直し、効率化を図ること。

9. 意識改革等を図るための職員研修会等開催	12
10. 省エネルギー、ペーパーレス化の推進等	12
11. 1%の業務の効率化	13

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表

(1) 国語に関する調査研究

12. 「現代雑誌200万字言語調査報告書」の刊行	15
13. 「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行	17
14. 「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行	19
15. 「方言文法全国地図」の刊行	20
16. 「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行	21

(2) 日本語教育に関する調査研究

17. 母語別作文教育の基礎資料作成，作文教育のための教材及び指導法の開発	
18. 母語別音声教育のための音声データベース研究会の開催	24
19. 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」の収集及び分析	
20. 「目的別，課題別の研修に関する研修報告資料」の蓄積・分析	26
21. 「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」の公表	
22. 国外5地域対象の日本語学習環境の実態調査	
23. 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行	28

(3) 国の施策への協力

24. 課題「日本語の現在」	32
25. 課題「分かりにくい外来語の言い換え提案」	34
26. 課題「汎用電子情報交換環境整備プログラム」	36

(4) 国際シンポジウム

27. 国際シンポジウムの開催	38
-----------------	----

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成，公表並びに
関係する情報及び資料の収集・整理・提供

(1) 報告書等の活用，研究発表会の開催

28．公開研究発表会の開催	40
29．「日本語科学」の刊行	41
30．「日本語教育論集」の刊行	43
31．公開講演会記録等ホームページ集約公開	
32．研究活動情報等のホームページ集約公開	44
33．研究成果の英文提供	44

(2) 普及書の発行，公開事業等の実施

34．普及啓発図書の刊行及び企画検討	46
35．「ことば」フォーラムの開催	47
36．新「ことば」シリーズの作成・配布	49
37．啓発ビデオの作成・配布	50
38．電話等による「言葉」に関する質問対応	51

(3) 文献目録等の編集刊行，研究資料の電子化等，総合的なネットワークの構築・運営

39．「国語年鑑」の刊行	53
40．「日本語教育年鑑」の刊行	54
41．日本語状況新聞記事データベースの公開	55
42．図書館蔵書目録データベース公開	57
43．電子化報告書・資料集の画像ファイルのインターネット公開	59
44．研究資料のデジタル化と公開	60
45．日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実	61
46．日本語情報及び教材開発ソフトの提供	62
47．「日本語教育ブックレット」の刊行	63

(4) 研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備及びネットワークによる提供並びに図書資料に関する検討状況

48 . 各メディア相互連携体制の構築	65
49 . バーチャル日本語情報資料館システムの運用	66
50 . 日本語図書情報の海外提供システムの開発と運用	67
51 . IT活用日本語教育支援：海外日本語教育機関における日本語入出力環境整備	68
52 . IT活用日本語教育支援：日本語・日本文化に関する情報・資料の配信	70
53 . IT活用日本語教育支援：海外巡回指導とIT活用学習効果研究，国内での日本語IT指導能力向上研修	72
54 . 図書館のILL（ネットワーク利用図書館間相互貸出）運用	74

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施

55 . 日本語教育研修	77
--------------	----

4 附帯する業務

(1) 日本語普及に関する大学院教育への参画，連携，協力

56 . 政策研究大学院大学，国際交流基金日本語国際センターとの連携協力状況	81
--	----

(2) 研究機関等の求めに応じた援助及び指導

57 . 研究機関等への職員派遣	83
------------------	----

(3) 国民の開かれた業務運営の推進及び広報紙の刊行，ホームページの充実並びに施設の公開検討等

58 - 1 . 国民の開かれた業務運営の推進	85
58 - 2 . 施設の公開等	85
58 - 3 . 「国語研の窓」の刊行	
58 - 4 . 概要等の刊行	86
58 - 5 . ホームページの充実	86
58 - 6 . 広報手段の適切性	87

財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

59. 外部資金の積極的な導入 88

その他業務運営に関する重要事項

1 立川市への新築移転に関し、関係機関等との連絡調整を行うとともに、新築移転後の管理運営が適切に行われるよう検討し、実施すること。

60. 立川移転計画 91

2 人事管理（定員管理，給与管理，意識改革等），人事交流の適切な実施により，内部管理事務の改善を図ること。

61. 人事計画 93

資料

独立行政法人通則法	99
独立行政法人国立国語研究所法	114
独立行政法人国立国語研究所に関する省令	125
独立行政法人国立国語研究所業務方法書	130
独立行政法人国立国語研究所の中期目標	132
独立行政法人国立国語研究所の中期計画	136
平成13年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	149
平成14年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	162
平成15年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	175
平成16年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	188
平成17年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	201
沿革	213
組織図	214
建物	215

概 括

1 . 国立国語研究所の任務の達成状況

国立国語研究所は、国語及び国民の言語生活、外国人への日本語教育に関する科学的調査研究を行い、その成果を基盤にして、国民の言語生活の向上、日本語教育の振興並びに国の国語政策の企画立案に寄与することを任務とした活動を継続している。

この任務は、昭和 23 年の設立以来、国立国語研究所が一貫して掲げてきたものであるが、平成 13 年 4 月に研究所が独立行政法人となったのち平成 17 年度までの 5 年間の第 1 期中期目標期間においても、文部科学大臣から示された中期目標に基づき、具体的な研究事業に関する中期計画を遂行することによって、この任務の実現を追求してきた。

個々の研究事業の実施状況や組織・業務の運営状況は、本事業報告書で後に報告するとおりであるが、それらを概括すれば、関係各方面の御協力及び法人評価関係者各位の御指導並びに所員全員の努力によって、中期目標及び中期計画はそれぞれ十分に達成することができ、研究所の上記の任務を実現することができたと自己評価している。

なお、平成 17 年度後半に示された、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び文部科学大臣からの「見直し案」においても、上記の任務は、平成 18 年度以降の第 2 期中期目標期間に向けても国立国語研究所の基本的任務として示されたところである。

2 . 組織・業務の運営状況

独立行政法人化を機に、中期目標・中期計画を効果的に推進することを目指して、研究実施体制を旧来の部室体制からプロジェクト体制に移行すべく、新たな 3 部門 6 領域の所内組織を編制した。これによって研究事業を機動的で柔軟な態勢の下で遂行することが可能となり、従来に増して実質的な共同研究が実現できた。

研究所運営の中核となるのは所長の意思決定とその周知徹底であるが、これを支える基盤として運営会議と所内各種委員会の体制を、必要な見直しを加えつつ、堅持した。これらは、所内の合意形成や情報伝達、また部門・領域が担う以外の各種業務の実施の上で、有効な体制として機能した。

また、国の内外の関係機関との連携協力に関して重点的に意を注ぎ、研究者の招へい・派遣、共同研究事業の実施、学术交流協定の締結、国際シンポジウムの開催等、具体的な成果を上げた。

3. 研究事業の実施状況

当初から中期計画に掲げた個々の研究事業は、概括すれば、それぞれ具体的な成果を上げつつ遂行することができた。これらの中には、独立行政法人に移行する前から継続してきていたものと、法人化に伴って新たに開始したものがあったが、いずれもそれぞれの年次計画をほぼ順調に達成して、所期の成果を達成したと自己評価できる。このうち比較的大規模な例として、『日本語話し言葉コーパス』（コーパス：電子化した大量の言語資料）及び『太陽コーパス』の構築と公開供用、『方言文法全国地図』（全6巻）の刊行完結、「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」の実施等が挙げられる。

これらと並んで、当初は計画していなかった研究事業で、国の新たな施策の開始や関係機関との新たな連携の開始などを契機として、企画・実施した研究事業があった。具体的には、「外来語」の言い換え提案、電子政府のための「文字情報データベース」構築、「e-Japan2002 計画」の一環としての日本語教育関連事業などが該当する。これらは、それぞれ成果の内容や成果達成の期限について具体的な制約の強いものであったが、いずれも、充実した内容で達成することができた。

それぞれの具体的な実施状況、成果とその公表の状況については後述するとおりである。

4. 情報関連事業、普及広報事業、研修事業、附帯事業等の実施状況

ア. 情報関連事業

中期目標・中期計画には、情報関連事業と概括すべき研究事業が含まれていた。国語そのものや国語研究、日本語教育研究等に関して、研究所が生み出す成果や関連情報及び国の内外の機関等で作られる各種の情報を収集・整理し、印刷媒体や電子媒体を通じて広く発信する事業である。

これには、独立行政法人に移行する前から研究所が継続していた『国語年鑑』『日本語教育年鑑』の編集刊行、「日本語教育ネットワーク」の運営等と、法人化後に新たに開始した「バーチャル日本語情報資料館システム」の運営、日本語図書情報の海外提供システムの運用、研究所図書館蔵書情報のインターネット公開供用（図書館間相互利用 ILL 参加等）などが挙げられる。

各事業では、それぞれの内容情報（コンテンツ）の増加・充実や内容構成の改善、利用方法の改善などに努めながら所期の事業計画を進め、両『年鑑』の各年度刊行はもとより、利用者・アクセス件数の増加を実現させた。

イ. 普及広報事業

独立行政法人に移行する前後の時期、当時の外部評価組織等、所外からの指摘として、研究所の研究事業の成果を国民一般により広く普及するという課題が強調されていた。中期計画では、これを積極的に受け止め、普及広報事業と概括すべき各種事業を行うことを重点の1つとした。

具体的には、法人化前から行っていた『新「ことば」シリーズ』の刊行、言葉に関する電話質問への対応、公開研究発表会の開催、研究所ホームページの運営等について、それぞれの内容や実施態勢を見直しながら継続するとともに、新たに、『「ことばビデオ」シリーズ』の制作頒布、『日本語ブックレット』の作成公表、「ことば」フォーラムの継続的な開催等を開始して、各年

度あるいは年間計画回数の実施を達成した。

公開研究発表会や「ことば」フォーラム等の催事では、参加聴衆からのアンケートで肯定的な評価を得ることもでき、『「ことばビデオ」シリーズ』では文部科学省特別選定や映像教材選奨優秀賞等の評価を受けるなど、それぞれの内容においても充実した成果を上げることができた。

なお、普及広報事業とは異なる事業として、査読付き学術誌として『日本語科学』『日本語教育論集』の編集刊行も計画どおりに継続した。それぞれについての専門学術誌としての評価も関係分野で定着していると言える。

ウ．日本語教育研修事業

現職の日本語教師に対する研修事業は、昭和 50 年代から継続してきたものであるが、本中期目標期間には、長期研修（上級研修とプロジェクトコースの 2 種）、短期研修、遠隔研修の 3 つの研修事業を企画し継続実施した。各研修の課題テーマとして、その都度の日本語教育関係の分野で注目され需要の多いものを設定して開催し、内容面では研究所の調査研究の成果を直接扱うことにも努め、例えば短期研修参加者からのアンケートで肯定的な評価を多く得るなど、成果を上げた。

また、長年にわたって継続した現職教師の研修事業の記録を集成し分析した資料を公表したが、これは教師教育や教師研修一般にとっての貴重な情報として活用されることが期待できる。さらに、短期研修の内容を直接参加できなかった関係者にも広く伝えるために、冊子『日本語教育ブックレット』を編集刊行し有償頒布も行ったが、巻によっては品切れ・増刷となったものもあるなど、効果的な事業であったと自己評価できる。

エ．大学院教育への連携参画（附帯事業）

海外の日本語教育で中核的な役割を果たしうる日本語教師を育成し学位を授与することを目的とした大学院課程を、政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センター（浦和）と連携して運営する事業に、平成 13 年度から参画してきた。修士課程院生は、ODA 対象国出身者が中心であり、日本留学の可能性が従来比較的低かった国々から、将来の日本語教育を支えるべき人材を受入れている点、原則として 1 年間で修士学位の取得を目指すプログラムを実現しているなどの点で、他の大学院課程にはない特色を持つ課程だと言える。

これと並んで、日本人及び滞日外国人を対象として、日本語研究・日本文化研究・日本語教育研究に関する高度な知識と能力を育成し学位を授与する大学院課程を、一橋大学大学院言語社会研究科、一橋大学留学生センターと連携して運営する事業に、平成 17 年度から参画を開始した。平成 19 年度から博士後期課程が開始する予定である。

これらは、研究所の研究成果や研究所員の専門性・知見を大学院教育という領域において生かすものであり、研究所の業務として意義深いものと考えている。

5 . その他

第 1 期中期目標期間における研究所の組織・業務の運営，研究事業を初めとする各種事業の主なものを中心に概括すれば，以上のとおりである。

ここに付言すべき事柄として，研究所の移転がある。

昭和 63 年の閣議決定で移転対象機関に指定されてのち，移転先候補地の選定，新しい所屋の設計・工事等を経て，研究所は平成 17 年 2 月から立川市の新しい所屋で業務を開始した。

新しい所屋は，通常の執務・研究空間に加えて，大規模な共同研究プロジェクトを進めるための空間や施設，長年にわたって蓄積し今後とも確実に保管・活用する必要のある膨大な資料類のための施設や設備に関して，将来の展開を見越した上で充実したものが用意された。この点を初めとして，関係諸機関に改めて謝意を表しつつ，そうした施設を今後最大限有効に活用していく責務を負っていることの自覚を記しておきたい。

[凡例]

青枠

: 第1期中期目標の文言

黄枠

: 第1期中期計画の文言

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により,独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであり,国語施策の立案,国語教育,外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり,一層の振興を図る必要がある。

このため,研究所は,国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を実施し,これに基づく資料を作成し,公表すること,関連する情報及び資料を収集・整理・提供すること,外国人に対する日本語教育に従事する者等に対する研修等を行うとともに,国の国語施策の立案上参考となる資料を提供する等,我が国の国語及び外国人に対する日本語教育に関する研究の中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため,研究所の中期目標は,以下のとおりとする。

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により,独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

中期目標の期間

研究所が行う業務，特に科学的な調査及び研究については，客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり，その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから，中期目標の期間は，平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

第1期中期目標の期間である平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間で計画した数多くの研究について所期の成果を得ることができ，当研究所としては期間を5年間とされたことは適切かつ妥当であった。

業務運営の効率化に関する事項

1 現行の組織を見直し，多様な研究需要に対応できる，機動的かつ柔軟な研究体制を整備すること。また，共同研究や研究協力など関係機関等との有機的な連携協力を推進すること。

1 現行組織を見直し，多様な研究需要に対応し，有機的な連携等を図るための研究体制を構築する。また，国内外との共同研究，研究協力（招聘研究員，海外研究員（仮称），国際シンポジウム等の実施）の円滑・効果的な推進及び国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制（システム）の整備等を図る。

1．有機的な連携等を図る運営体制の整備

平成13年4月の独立行政法人化を機に，研究組織を1センター6部門18研究室から3部門6領域に再編し，プロジェクト制の柔軟な実施，共同研究の更なる推進を図った。

また，平成14年度には新しい組織体制を生かし切るため，運営体制の見直しを行い，運営会議を研究所運営の中心機関に据えるとともに，各種委員会・部会が研究所を取り巻く諸課題について適時・的確に対処する体制を確立した。

2．招へい研究員による国際共同研究

日本語研究，日本語教育研究に関連するテーマについて，研究所員と海外からの招へい研究者が共同して国際的な視野に立った調査研究を進めてきた。平成15年度以降は連携大学院博士課程の学生を招へい研究員として位置付けた。

招へい研究員一覧

年度	招へい者
平成13年度	テキ・トウナ(中国), ルース・カネギ(米国), 大原由美子(米国)
平成14年度	ルース・カネギ(米国), 張威(中国)
平成15年度	馮志偉(中国), デビッド・マサンバ(タンザニア), グエン・ティ・ビック・ハー(ベトナム), チョ・ナムホ(韓国), 冷麗敏(中国, 連携大学院)
平成16年度	ジェニー・トーマス(英国), 丹波イレーヌ(フランス), アンドレイ・ベケシュ(スロベニア), 安平鎬(韓国), 宮副ウオン裕子(中国), 李徳奉(韓国), 徐一平(中国), 曹大峰(中国), 冷麗敏(中国, 連携大学院), ユパカー・スィリポンパイブーン(タイ, 連携大学院)
平成17年度	張春柏(中国), 徐敏民(中国), チョン・ホソン(韓国), パク・ミンギョ(韓国), 冷麗敏(中国, 連携大学院), ユパカー・スィリポンパイブーン(タイ, 連携大学院)

3. 国際共同研究, 大規模な国内共同研究

招へい研究員, 海外研究員, 在外研究員などの諸制度を利用した国際共同研究のほかに, 個々の研究プロジェクトの一部として共同研究を実施した。

大規模な国内共同研究として, 運営費交付金によるもののほかに, 外部資金(科学技術振興調整費, 汎用電子情報交換環境整備プログラム等)による大規模な研究プロジェクトを実施した。

共同研究内容

年度	招へい研究員との 共同研究	左記以外の 国際共同研究	大規模な 国内共同研究
平成13年度	3	5	1
平成14年度	2	5	2
平成15年度	2	5	3
平成16年度	3	5	3
平成17年度	0	2	3

4. 国際シンポジウムの開催(共同研究体制面)

国際共同研究に結びついた国際シンポジウムについて記述する。各年度の国際シンポジウムの内容については業務番号27に詳しく述べてある。

5 . 海外研究員・在外研究員の制度運用

海外研究員制度は、国立国語研究所の研究事業を国際的な視野の下に推進するために必要とされる資料や情報を的確に収集するための制度である。平成16年度までは準備に費やしたが、平成17年度には発足させ、実際に委嘱した（鄭起永・韓国釜山外国語大学校日本語学部教授）。

在外研究員制度は、従来の文科省在外研究員制度が實際上廃止されたために設置した制度で、研究所独自の費用で研究員に海外研修の機会を与えるための制度である。平成16年度、17年度に各1名派遣した。

在外研究員派遣状況

年度	派遣状況
平成16年度	特別奨励研究員・茂木俊伸をリュブリャーナ大学(スロベニア)へ派遣
平成17年度	研究員・山口昌也をポローニャ大学(イタリア)へ派遣

6 . 外部機関・研究者との共同による情報収集・提供

日本語研究・日本語教育に関する各種情報の収集を効率的かつ広範に行うために、外部の機関や研究者と連携共同するための方法を検討し、平成14年度から海外諸機関との交流協定の締結、協定に基づく研究員の交流、外国語資料の翻訳などを実施した。

経過と内容

年度	実施項目	実施詳細
平成14年度	学術交流協定締結	中国・北京日本学研究中心
平成15年度	学術交流協定締結	韓国・国立国語研究院(現在は国立国語院)
	外国資料翻訳	「海外言語政策関連参考資料1・国語基本法制定(案)説明」 「海外言語政策関連参考資料2・国語発展総合計画(案)」 上記研究院が韓国国会に提出した言語政策関係資料
平成16年度	学術交流協定締結	中国・華東師範大学
	研究者派遣	韓国国立国語院主催の国際会議(2名)
	外国資料翻訳	「海外言語政策関連参考資料3・漢字教育と漢字政策についての国際学術会議予稿集」 上記会議予稿集
平成17年度	招へい研究者による講演会開催	韓国国立国語院(2名)、華東師範大学(1名)

7. 「日本語情報資料館システム」の整備, 「日本語教育支援総合ネットワークシステム」の充実

日本語研究・日本語教育の情報の効率的な収集・提供を行い, 日本語教育・日本語研究の推進に寄与するために, 日本語に関する研究資料・文献情報, 日本語教育の教材制作のための素材や日本語教育関連情報をインターネットを通して国内外に提供するシステム(「日本語情報資料館システム」及び「日本語教育支援総合ネットワークシステム」)の整備, 運用を行った。

整備状況

電子化した情報や資料を蓄積し, インターネットを利用して, 日本語・日本語教育に関する研究資料・文献情報等の情報資料を国の内外に提供するためのシステムである「日本語情報資料館システム」を構築, 整備した。また, 日本語教育の教材制作のための素材や日本語教育関連情報等をインターネットにより提供することにより, 国内外の日本語教育を支援するシステムである「日本語教育支援総合ネットワークシステム」を運用し, 整備, 充実を図った。

「日本語情報資料館システム」は, 電子資料館, 電子図書館及び日本語教育支援総合ネットワークシステムの3つの要素から構成されている。電子資料館は電子化した資料をネットワークを通じて検索, 利用できるようにするためのシステムであり, 電子図書館は目録情報及び電子化した刊行物の本文をネットワークを通じて検索利用できるようにするためのシステムである。平成14年度に「日本語情報資料館システム」の基本的なシステム構成がそろう, システム全体の運用を開始した。引き続き, 運用を継続しつつ, 運用管理面, 信頼性, 安定性, セキュリティー, 利用面等を検討し, プログラムの追加等, システムの整備を実施し, ネットワークによる情報提供を実現した。

「日本語教育支援総合ネットワークシステム」(平成17年度末利用登録者数は4,587人)は, 平成12年度に文化庁が開始し, 平成13年度より国立国語研究所に移管され, 運用を本格化しつつ, 素材の整備並びに安定稼働のためのシステムの改善を行った。平成14年度には, システムの全面的な改訂(WindowsベースからLinuxベースのシステムに改訂)を行った。この改訂したシステムをベースに, 平成15年度以降, 運用管理面のプログラムを追加, 改良し, システムを整備しつつ運用し, さらに, e-Japan事業により作成中の電子化素材を受入れる準備を行うなど, システムの整備, 充実を図った。

学術的有用性

情報化社会の進展の中で, 国内外の日本語研究・日本語教育の情報の効率的な収集・提供を行うための体制(システム)を整備する上でインターネットの活用は必須である。研究所が蓄積する基礎的な研究資料の公開と利用を進めていくためには, 研究資料の電子化による蓄積とインターネットによる公開が有効である。研究資料の電子化は新たな利用や研究への道を開くことにつながり, 電子化の有効性は高い。また, 関連機関と連携しつつ, 日本語教育情報や多様な教材用素材をデータベース化し, インターネットを活用して情報提供を行うシステムは, 日本語教育をより効率的・効果的に進めていくために役立つ。

社会的有用性

社会の情報化の進展とインターネットの広範な普及により、インターネットによる情報提供の有効性は年々増している。インターネットによる国内外への情報提供は、研究者のみならず、日本語に関する情報を必要とする多くの人々に取って、有効で利便性の高いものである。

2 研究所の業務運営について、外部有識者に指導・助言・評価を求め、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるよう、効果的、効率的な運営を行うこと。

2 研究所の業務運営について、外部有識者に指導・助言・評価を求め、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるよう、効果的、効率的な運営を行うため、次の体制を整備する。

- (1) 毎年度、事業計画その他の重要事項について、外部有識者から指導・助言を求め、業務運営に反映させる。
- (2) 毎年度、外部有識者も含めて法人内部で、組織・運営、研究・事業、設備等について評価を実施し、業務運営に反映させる。

8 - 1 . 外部有識者による助言指導等（評議員会による指導助言）

外部有識者で構成される評議員会を毎年度 2 回開催し、研究所の事業計画その他の重要事項について指導、助言を求め、即時改善可能なものは速やかに業務運営に反映させ、長期的視点に立つものについては改善の方向性を示した。評議員からは、研究所の運営は効果的、効率的になされており、適切かつ有効である旨の評価を得た。

8 - 2 . 外部有識者による助言指導等（外部評価委員会による評価）

外部有識者で構成される外部評価委員会を毎年度 2 回以上開催し、文部科学省独立行政法人評価委員会、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘・意見等を踏まえ、研究所の組織・運営、事務・事業全般についての評価を受けた。その結果は下の表のとおりであり、事務・事業は全般的に適切かつ計画どおり実施され、着実に成果を上げているという評価を得た。

評定	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
項目数	25	20	20	20
A+(特優)	0	0	1	2
A(十分に履行)	14	19	18	17
B(ほぼ履行)	11	1	1	1
C(不十分な履行)	0	0	0	0
C-(改善が必要)	0	0	0	0

なお、平成 13 年度評価は全事業を 23 の評価項目に分類し、A(優れている)、B(計画達成)、C(改善・検討を要する)の 3 段階で判定を行った。その結果は A 評価 13 項目、B 評価 10 項目、C 評価 0 項目であった。

3 職員の意識改革を図るとともに、業務運営を見直し、効率化を図ること。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き 1 %の業務の効率化を図る。

3 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き 1 %の業務の効率化を図る。

9 . 意識改革等を図るための職員研修会等開催

業務番号 61 を参照のこと。

10 . 省エネルギー、ペーパーレス化の推進等

平成 13 年 4 月の独立行政法人化後、計画 (Plan)、運用 (Do)、点検及び是正 (Check)、見直し (Action)、の PDCA サイクルの確立を目指し、次のような業務の効率化を行った。

- (1) 省エネルギー、ペーパーレス化 (コピー用紙の裏面の活用) の一層の推進等を行うことにより、職員のコスト意識の醸成を行いつつ、業務の効率化を図った。
- (2) 職務権限の明確化及び職務権限を実務担当管理職に委任することにより、責任の所在を明確にし、決裁機能の迅速化を図った。
- (3) 「国等による環境物品の調達に関する法律」(グリーン購入法) に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を計画的に行った。
- (4) 空調設備については、快適な職場環境の保持に努めつつも、適切な温度管理と、経済効率的な運転 (建物の南北側の温度設定・運転時間を個別に細かく調整) を心掛けた。
- (5) 事務連絡は、ほとんどを所内 LAN を活用した電子メールにより行い、コピー用紙使用の削減に努めた。

11. 1%の業務の効率化

平成13年4月の独立行政法人化後、既定事業の経費の節約、立川市の移転に伴う施設設備の改良（空調設備の一元化及び共通部分の照明設備の集中管理など）を図るなど努力をし、下記の効率化を達成した（特殊要因事業は除く）。

業務の効率化達成状況

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
効率化達成状況	2.50%	1.13%	1.60%	1.81%	1.29%

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表

- (1) 近年の国際化，情報化，都市化，少子高齢化等の社会状況の変化は，人々の言語生活や言葉遣いなどにも少なからぬ影響を与えている。研究所においては，これらのことを踏まえて，書き言葉・話し言葉両面にわたって基礎的・実践的な調査研究を実施し，国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図る必要がある。特に，次の事項の基盤形成に資するための成果を提供すること。

国語教育，日本語教育，種々の社会人研修等における音声，文字・表記，語彙，文法，敬語，方言等の指導

近現代語を対象とする辞書編集

話し言葉の言語情報処理（音声の自動認識・解析等）の分野における研究開発

- (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については，近年の国際化，情報化等の社会状況の変化を踏まえ，以下の研究課題を設けるとともに，実施し，成果を得る。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し，次の成果などを得るとともに，国語教育等における文字・表記等の指導，近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。

* コーパスとは，電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

ア．「現代雑誌200万字言語調査報告書」の刊行

現代日本語の書き言葉の実態を明らかにするため，平成6年に刊行された月刊誌70種から200万字規模の標本を抽出し，そこに使用されている文字，表記，語彙，文法について調査・分析し，文字表，語彙表，文字・表記分析表などを作成・刊行する。

イ．「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行

書き言葉の近現代における変化を明らかにするため，明治28年から昭和3年まで刊行された総合雑誌「太陽」のコーパスを作成する。あわせてコーパスを活用した研究成果を論文集として刊行する。

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア．「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行

学校生活における敬意表現（相手や場面に配慮し、敬語や敬語以外の様々な表現から適切な言葉を選択すること。）の使用実態を分析し、報告書を刊行する。

イ．「方言文法全国地図」の刊行

全国方言における助詞・活用・表現法（可能表現・敬語など）などの文法項目について、その地理的多様性と分布を示す言語地図全6巻（既刊4巻）を完結させる。

ウ．「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行

自発音声の言語的・音声的特徴の解明、音声情報処理研究の高度化（自然な話し言葉の認識率の向上など）の基盤となる先例のない大量コーパス（約700時間分）を作成する。あわせてコーパスを活用した研究成果を論文集として刊行する。

12. 「現代雑誌200万字言語調査報告書」の刊行

本課題では、現代日本語の書き言葉の実態を明らかにするために、平成6年（1994年）に刊行された月刊誌70種から200万字規模の標本を抽出し、そこで使用されている文字、表記、語彙について調査・分析を行い、漢字表、語彙表、表記一覧を作成・刊行した。この調査は、約40年前の「雑誌九十種調査」との比較ができるように設計した。本調査の結果は、20世紀後半の書き言葉の変化を観察するデータとして活用できる。また、本課題の遂行と密接な関係がある『分類語彙表』の増補改訂を行い、刊行した。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

200万字調査は、雑誌原文との照合を終え、基礎となるデータ本文を確定させた。その後、単語に分割し、約8割の語に読み・品詞・語種等の付加情報を施した。最初の報告書として、漢字の使用頻度表を刊行した。分類語彙表の増補改訂は、主として分類体系の再整理、表記の統一を行い、新語の追加を行った。

【14年度】

最終段階を迎えた分類語彙表の増補改訂作業を中心に作業を進めた。引き続き、分類体系の再整理を進めるとともに、新規に語を追加し、延べ9万6千語のデータを完成させた。200万字調査は、前年度の残りの2割の語について付加情報の整備を進めた。

【15年度】

200万字調査は、報告書に掲載する高頻度語について、見出し語の確定作業（見出し語の意味的な範囲を定め、代表語形を決める）を進めた。かつての雑誌九十種調査の作業基準で処理でき

ないものは基準を見直した。分類語彙表は、市販本を刊行するとともに、研究用にデータベース版の提供を開始した。

【16年度】

使用頻度7以上の語（異なりで約10,000語）について、見出し語の確定を終え、その結果である語彙表を刊行した。語彙表作成に当たって、見出し語に対する注記、分類語彙表の番号が適切に付されているかどうかを確認した。

【17年度】

漢字表記される語（漢語・和語）の表記の実態を一覧できる分析表を作成し、刊行した。頻度1までの全語彙106万語の語彙表を作成し、CD-ROM版を作成した。また、これをホームページ上で公開した。

学術的有用性

日本語の書き言葉の多様性を敏感に反映する資料である雑誌については、昭和31年（1956年）の資料に基づく「現代雑誌九十種の用語用字」調査しかなかったため、最新の調査結果が待たれていた。また、『分類語彙表』も初版以来40年近く経過し、増補改訂が待望されていた。本課題は、これらの学術的要請にこたえることができた。

社会的有用性

現代日本語の書き言葉（文字・表記・語彙）の実態を統計的手法によって正確に把握し、変化の動向を見極めることによって、国語政策の基本情報として役立つほか、近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。『分類語彙表増補改訂版』は、ソフトウェアへの組み込みなど産業界への応用が期待できる。

成果報告書等の作成状況

本課題に関する成果として以下の5冊の報告書を刊行した。

- ・『現代雑誌の漢字調査』（平成14年3月）
- ・『日本語の文字・表記 - 研究会報告論集 -』（平成14年3月）
- ・『分類語彙表増補改訂版』（平成16年1月）
- ・『現代雑誌の語彙調査 - 1994年発行70誌 -』（平成17年3月）
- ・『現代雑誌の表記 - 1994年発行70誌 -』（平成18年3月）

また、研究用のデータとして、以下の2つを提供している。

- ・『分類語彙表増補改訂版データベース』（CD-ROMで提供 [有料]）
- ・『現代雑誌200万字言語調査語彙表（CD-ROM版）』（ホームページ上で公開 [無料]）

成果報告書等の内容の充実度

『現代雑誌の語彙調査』は、国立国語研究所の語彙調査では、初めて過去の調査との比較が可能になるようデータ整備を行った。また、頻度1までの全語彙全表記を公開することにより、多くの研究者に利用してもらえる環境を整えた。『分類語彙表増補改訂版』は、延べ語数約9万6千語、異なり語数7万9千語と、小型の国語辞典の規模に匹敵する。また、分類体系を再整理し、より階層的かつ体系的な分類を実現した。利用者の便宜のため、一般向けの書籍版のほかに研究

用のデータベース版も用意した。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

200 万字調査の成果は、一定の結果がまとまるごとに主に学会や研究会における研究発表を通じて発表してきた。語彙表データは、より多くの人に利用してもらえるよう、ホームページ上での公開を行った。『分類語彙表増補改訂版』については、「ことば」フォーラムや公開研究発表会の場を利用して一般への普及を図った。また、同時期に類書が多く出版されたことから、新聞の記事や雑誌『日本語学』の特集でも取り上げられ、社会的認知が高まった。

実施に伴う基礎資料の整備状況

200 万字調査のデータベースは、利用者からのエラー報告があればすぐに修正し、常に最新のデータを提供できるように管理されている。なお、調査の元になった資料（雑誌原本、標本抽出箇所のコピー）は、国立国語研究所の中央資料庫で保管している。『分類語彙表増補改訂版』のデータは、大規模データベースでの活用を目指して、更なる増補の準備を始めている。

13. 「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行

現代語の実態解明の基礎資料として、多様性に富み広く読まれている言語資料である総合雑誌を選定し、その雑誌の文章を電子化して大規模な「コーパス」（電子化された大量の言語資料）を構築した。対象は、現代語が確立した 20 世紀初期の書き言葉を代表する資料である総合雑誌『太陽』である。コーパスの構築とともに、検索システムの開発やコーパスを利用した研究を実施することで、コーパス日本語学の基礎環境を整備した。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

コーパスデータ全体の均質化を進めるとともに、文体・ジャンル・引用・注記のタグ付けを行った。コーパスを効果的に利用するための検索支援システムを開発した。また、「太陽研究会」を5回開催し、研究報告書の執筆を進めた。

【14年度】

全体の約80%に対してデータチェックを終えた。研究成果の発表の場としての「太陽研究会」を4回開催した。この研究会の成果を基にした報告書の編集刊行の準備を進めた。また、公開に必要な著作権処理の方法について検討した。

【15年度】

『太陽コーパス』全体に対するデータチェックを終え、完成させた。また、「太陽研究会」を1回開催し、報告書（研究編）編集の準備を整えた。コーパスの公開に必要な著作権処理は、連絡先不明の権利者について文化庁長官裁定の申請も視野に入れつつ、ホームページ上での呼び掛けを行い、準備を進めた。

【16年度】

著作権調査を終了し、最終的に公開できるデータの範囲を確定した。報告書刊行に先立ち、全

文検索システム『ひまわり』をホームページ上で公開した。研究論文集の執筆を終え、『太陽コーパス - 雑誌『太陽』日本語データベース - 』、『雑誌『太陽』による確立期現代語の研究 - 「太陽コーパス」研究論文集』の2冊の報告書を刊行した。

【17年度】

本課題は、平成16年度で終了した。

学術的有用性

「太陽コーパス」は、基礎資料の蓄積が不十分である現代語の確立期（20世紀初期）についての本格的な研究資料である。現代語を時間的に幅広い射程でとらえることにより、従来気付かれていなかった言語事実を発掘し、現代の言語問題を新しい側面からとらえることができた。

「太陽コーパス」が採用しているXMLによる構造化の手法、言語研究に特化した検索システムの開発は、文献資料を対象とするコーパスのモデルとして、今後のコーパス構築に大きな影響を与えるものと思われる。また、このコーパスを利用した学術的研究により、日本語学におけるコーパス研究の興隆が期待される。

社会的有用性

現代語の書き言葉が確立する時期の様相をつぶさに反映している『太陽』は、日本語の歴史を記録する貴重な言語資源である。そのため、『太陽コーパス』は、言葉の歴史を記述する本格的な国語辞典を編纂する上で有力な資料となり、日本の言語文化の基盤整備に貢献する。

成果報告書等の作成状況

『太陽コーパス - 雑誌『太陽』日本語データベース - 』及び『雑誌『太陽』による確立期現代語の研究 - 「太陽コーパス」研究論文集』を博文館新社より刊行した。また、『太陽コーパス』を検索するための全文検索システム『ひまわり』、構造化テキストを利用するためのアプリケーション『プリズム』『たんぼぼ』を完成させ、国立国語研究所のホームページで公開した。

成果報告書等の内容の充実度

『太陽コーパス』は、1400万字を超える本文、様々なジャンルの記事（記事数3409）、約1000人の著者を擁する質・量ともにかつてない水準のデータであり、現代語確立期の研究に資する本格的なコーパスである。同梱の『ひまわり』等のソフトウェア、同時刊行の研究論文集と併せて、総合的なコーパス日本語学の環境を提供している。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

刊行した報告書のほか、学会での研究発表及びデモンストレーション、学術論文による公開、広報紙への解説執筆や新聞での紹介による普及広報など、多様な媒体で『太陽コーパス』にかかわる研究成果の発表を行った。作成の途中で、外部の希望者に試験公開版を提供して本コーパスへの要望を取り込む機会を作るとともに、コーパスによる研究の活性化に努めた。

実施に伴う基礎資料の整備状況

『太陽コーパス』の作成で得られた文書構造化の方法やタグの設計に関するノウハウは、今後

構築する書き言葉コーパスにも取り入れて生かす予定である。また、全文検索システム『ひまわり』は、『日本語話し言葉コーパス』『分類語彙表』など様々な言語データに対応させ、仕様を更に充実させており、今後も適用できる資料を広げていく予定である。

14. 「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行

現代社会における言語行動の多様性を、社会調査によって収集された大規模なデータに立脚して実証的に把握し、社会と言語行動の関係を分析した。1990年代に収集した種々のデータを分析して4冊の報告書にまとめ、データをWEB上で公開した。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

報告書『学校の中の敬語1 アンケート調査編』を脱稿し、市販本を三省堂より刊行した。

【14年度】

報告書『学校の中の敬語2 面接調査編』を脱稿した。

【15年度】

上記報告書の市販品『学校の中の敬語2 面接調査編』を三省堂より刊行した。『学校の中の敬語1』のデータをWEB上で公開した。

【16年度】

報告書『日本語社会における「配慮」の言語行動』を脱稿し、非売品の報告書を作成した。『学校の中の敬語2』のデータをWEB上で公開した。

【17年度】

『日本語社会における「配慮」の言語行動』の市販品『言語行動における「配慮」の諸相』を刊行した。山形県鶴岡市における共通語化調査のうち場面差調査の分析結果を『方言使用の場面的多様性 鶴岡市における場面差調査から』として脱稿し、非売品の報告書を作成した。

学術的有用性

言語使用の多様性が種々の社会的要因との関連を探ることは社会言語学における最重要課題の1つである。今期に刊行した4冊の報告書はいずれも大規模な社会調査データに基づく信頼性の高いデータを提供しており、社会言語学の進展に寄与するところが大きい。

社会的有用性

『学校の中の敬語1, 2』は学校教育における敬語指導の参考資料として利用できる。また文化審議会国語分科会などにおいて敬語問題を検討する際の資料としても活用できる。

成果報告書等の作成状況

当初の予定に沿う形で予定どおり4冊の報告書を刊行した。刊行に当たっては、17年度に刊行した『言語行動における「配慮」の諸相』は前年に刊行した専門家向け報告書を一般向けに書き直したものであり、研究成果の普及を目的としたものである。

成果報告書等の内容の充実度

社会調査に基づく大規模データの分析報告として価値が高い。『学校の中の敬語 1, 2』については、学会誌『社会言語科学』に書評が掲載され、肯定的な評価を受けている。今後の課題としては項目相互間の分析が望まれる。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

報告書の他に、論文 15 編、広報誌などへの寄稿 10 編、その他の 16 編を執筆した。また、各報告書において利用したデータを WEB 上で公開しているので、読者は必要があればデータを独自に再分析することができる。

実施に伴う基礎資料の整備状況

データの WEB 上での公開に当たっては、個人情報保護に配慮した。

15. 「方言文法全国地図」の刊行

話し言葉の地理的多様性に関する基盤的データを提供するために、『方言文法全国地図』全 6 集（既刊 4 冊）の第 5 集と第 6 集を刊行して完結させた。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

『方言文法全国地図』第 5 集（収録地図 65 枚）を財務省印刷局より刊行した。

【14年度】

『方言文法全国地図』第 6 集の編集を開始した。第 5 集のデータを WEB 上で公開した。

【15年度】

『方言文法全国地図』第 6 集の編集を継続した。

【16年度】

『方言文法全国地図』第 6 集の編集を継続した。

【17年度】

『方言文法全国地図』第 6 集（収録地図 80 枚）を国立印刷局より刊行した。

学術的有用性

全国 807 地点を臨地調査して得たデータに依拠した『方言文法全国地図』は、国立国語研究所が先に刊行した『日本言語地図』（300 枚）と並んで日本語の地理的多様性に関する正確な俯瞰図を与える基盤データであり、方言学上の価値は極めて高い。

社会的有用性

方言の共通語化が進んだとはいえ、現在でも言葉の地域差が国語施策上の問題となることは少なくない。『方言文法全国地図』は、そのような問題を検討するための最も基礎的な資料である。また、失われつつある方言の文法特徴を正確に記録にとどめている点において、文化財的な価値も

高い。

成果報告書等の作成状況

第5集と第6集を刊行することによって『方言文法全国地図』を完結させた。これによって開始以来20年以上に及んだ当該プロジェクトも、当初目的を達成した上で終了したことになる。

成果報告書等の内容の充実度

場面差を取り入れるなどの工夫によって、文法特徴を体系面だけでなく運用面からも把握しようとしている。地図の枚数（通算350枚）においても解説書の規模（5集688頁、6集772頁）においても『日本言語地図』の水準を大きく上回った。今後の課題としては、電子化されたデータの強みを全面的に発揮できるデータ表現手段の開発が望まれる。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

電子化されたデータをWEB上で公開している。報告書の他に、論文22編、広報誌等への寄稿16編、学会発表3編、その他38編を発表した。

実施に伴う基礎資料の整備状況

データは電子化した形で作成し、地図作成用プログラムとともにWEB上で公開している。

16. 「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行

自然な話し言葉（自発音声）を対象とした大規模な研究用音声言語データベースを構築し、公開した。また、自発音声のデータベース化作業の標準となる技術を報告書にまとめた。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

『日本語話し言葉コーパス』の構築を継続した。モニター公開を実施した。

【14年度】

『日本語話し言葉コーパス』の構築を継続した。

【15年度】

『日本語話し言葉コーパス』の構築を完了した。

【16年度】

『日本語話し言葉コーパス』（DVD18枚組、3302講演、1417名、662時間、752万語）の頒布を開始した。関連するホームページを開設した。修正データDVDを登録ユーザーに無料で配布した。

【17年度】

報告書『日本語話し言葉コーパスの構築法』を刊行した。

学術的有用性

自然な話し言葉を対象とする音声認識技術の研究開発においては、既に基盤データとしての評

価が確定している。また言語変異現象の言語学的研究資料としての価値も高い。研究所の内外で『日本語話し言葉コーパス』に関連して発表された論文は450編以上に達している。

社会的有用性

平成17年度末で305セットが頒布されてきており、音声認識研究に携わるほとんどすべての大学、研究所、企業で利用されている。特に民間企業研究所における利用が25件あることは、産業利用の可能性が高いことを示唆している。17年度には言語変異に関する新聞記事が3回報道されるなど、マスコミの注目も集まった。

成果報告書等の作成状況

当初の予定どおりに、『日本語話し言葉コーパス』の構築過程で蓄積してきた各種作業マニュアル類を整理して、550頁の報告書として刊行した。

成果報告書等の内容の充実度

従来、言語コーパスが開発されることはあっても、作業マニュアルの内容などのコーパス構築過程にかかわる情報が公開されることはまれであった。今回刊行した報告書は『日本語話し言葉コーパス』の構築過程にかかわる情報を公開している点に高い価値がある。現在、『日本語話し言葉コーパス』の仕様に基づく話し言葉コーパスが理化学研究所、大阪大学などで開発されており、今回の報告書に記載したコーパス構築技術が実際上の標準として利用されている。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

報告書のほかに、論文18編、学会発表56編、広報誌等へ寄稿3編、その他6編を発表した。

実施に伴う基礎資料の整備状況

『日本語話し言葉コーパス』として蓄積してきたデータの大部分を一般公開した。公開対象外としたデータはサーバー上に保管されているが、定期的にバックアップを取っている。

(2) 国際交流の活発化等に伴い、国の内外において日本語学習者が増加している。この学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習の支援を図る必要がある。このため、研究所においては、外国人に対する日本語教育に関する基礎的・実践的な調査研究を実施し、その振興を図ること。

特に、日本語教育の実態及び動向の把握、日本語教育教材及び指導法の開発、教師養成カリキュラムの改善等に資する成果を提供すること。

(2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については、近年の国内外における日本語学習者の増加や日本語学習者の需要の多様化を踏まえ、以下の研究課題を設けるとともに、実施し、成果を得る。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア．作文教育のための「アジア版対訳コーパス」及び「欧米版対訳コーパス」の作成及び報告書の刊行

母語別の作文教育のための基礎資料として、アジア・欧米の諸言語を母語とする日本語学習者の日本語作文及びその母語訳についてコーパスを作成する。あわせてコーパスを活用した研究成果を論文集として刊行する。また、作文教育のための教材及び指導法を開発する。

イ．発音教育のための「音声データベース試作版」の作成

母語別の発音教育のための基礎資料として、外国人の発音の多様性、変容（姿、形を変えること）、誤りなどについて実例を収集した音声データベースを試作する。

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア．「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」の作成

今後の教師養成カリキュラムの改善に資するため、日本語教育を担う教師の養成が、社会の状況の変化に応じて多様な内容や方法によって進められている実態を継続的に把握する資料を作成する。

イ．「目的別、課題別の研修に関する研修報告資料」の作成

教師教育の問題点や今後の課題の検討、改善を図るため本研究所が実施する研修に基づいた基礎資料を作成する。

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア．「国内外の日本語教育機関における学習と教育の実践データ集」の作成

国内外の日本語教育の社会環境・教育事情等による多様性の実態を調査し、資料を作成する。

イ．「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」の作成

各国の日本語教育の内容・方法の改善等に寄与するため、海外各国における日本語学習の学習用教材・機器の状況など、様々な学習環境の実態を把握し、資料を作成する。

ウ．「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行

日本語教育の授業設計、教授方法等の策定に活用するため、ビデオ等の日本語教育教材の活用事例を収集し、資料を作成する。

エ．「映像教材の利用方法など教師用指導参考書」の刊行

各種映像教材を対象に、それらの内容（語彙・発音・言語行動・文化等）、その利用方法、授業設計等についての指導参考資料を刊行する。

17．母語別作文教育の基礎資料作成，作文教育のための教材及び指導法の開発

18．母語別音声教育のための音声データベース研究会の開催

近年の国内外における日本語学習者の増加や学習ニーズの多様化を踏まえ、日本語教育の基礎的・実践的な調査及び研究を行い、母語別の作文教育と母語別の発音教育のための基礎資料を作成した。

具体的には、アジア・欧米の諸言語を母語とする日本語学習者の日本語作文及びその母語訳についてコーパスを作成し、作文教育のための教材及び指導方法の提案、コーパスを活用した研究成果の刊行を行った。また、音声データベース研究会を設け、外国人の発音の多様性、変容（姿、形を変えること）、誤用等の実例を収集した音声データベースを作成した。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

- ・13年3月に公開した『日本語学習者による日本語作文と、その母語訳との対訳データベース』（略称：作文対訳データベース）アジア版の仕様に基づき、欧米版作文対訳データベースを作成するための検討を開始した。
- ・XMLを用いて作文添削情報を電子化するシステム、作文の論理構造を画面表示するシステムを開発し、それらを教育実践に生かす方法論について考察した。

【14年度】

- ・報告書『作文教育改善のためのデータベース・ツール活用』刊行，欧米版コーパス作成のためのデータ収集を行った。

【15年度】

- ・アジア版・欧米版のデータベースを統合し，さらに，整理済みのデータに対する検索機能を充実させてインターネット上で公開した。
- ・『日本語学習者による日本語／母語発話の対照言語データベース』（略称：発話対照データベース）作成のためのデータ収集を本格的に開始するとともに，仕様検討のための研究会を組織し開催した。

【16年度】

- ・『作文対訳データベース』を用いた応用研究を進めるとともに，データ収集・整理を継続した。
- ・『発話対照データベース』に関してもデータ収集・整理を進め，中国語・韓国語・タイ語・日本語母語話者それぞれ10名分の発話データをモニター版として公開するとともに，そのマニュアルも公刊した。

【17年度】

- ・『作文対訳データベース』，並びに『発話対照データベース』に関するデータ収集・整理作業を継続するとともに，データを用いた応用研究を進めた。『作文対訳データベース』を用いた成果は報告書として，『発話対照データベース』を用いた成果は学会誌にて発表した。
- ・成果の一部は，「日本語教育短期研修」において，現役日本語教師を対象に発表を行った。
- ・『作文対訳データベース』については，データをオンライン版に統合，データベース最終版として公開した。

学術的有用性

日本語教育界において「学習者コーパス」の整備は遅れている。作成した『発話対照データベース』には，日本語・母語それぞれによる対話データも収録されており，単に言語形式上の誤用・不自然表現に関する研究に使用できるだけでなく，談話の進め方の文化差など，社会言語学的研究にも活用できる。また，『作文対訳データベース』には，学習者が書いた日本語データに対し，日本語母語話者（主として日本語教師）が行った添削の情報が付与されている。添削情報は，学習者が書いた文章に対し，日本語母語話者がどのような評価意識を持っているかを探るための資料として多様な活用が可能である。

社会的有用性

『作文対訳データベース』の作成は，教育現場の作文教育への活用という観点も持つもので，作文教育を支援するツールも合わせて作成し，研修や発表を通じて，日本語教師に対して情報提供・働きかけを行った。また，『発話対照データベース』は，朗読，スピーチ，ロールプレイという3種類の発話データを収録しているため，音声教育・文法教育・コミュニケーション教育など，様々な分野において活用できる。

学習者の日本語が日本語母語話者にどのように評価されるかという観点から研究を行った。日本語母語話者・非母語話者が共生していくことを求められる今後の日本社会において，極めて重要になっていくものと考えられる。

成果報告書等の作成状況

『作文対訳データベース』の新版（アジア・欧米統合版）を、CD-ROM とインターネット上で公開した。『発話対照データベース』モニター版を DVD で公開した。また、『作文対訳データベース』に関する成果報告書『作文対訳データベースの多様な利用のために』を刊行した。

成果報告書等の内容の充実度

報告書『作文対訳データベースの多様な活用のために』に収録された論文数は7件、ページ数は約170ページである。報告書『作文教育改善のためのデータベース・ツール活用』には、実践報告・収集データを用いた調査研究等の多様な論考が収録されており、様々な分野の研究者・教育者に利用できる。

『作文対訳データベース』は、作文データ1,556件（原則として母語訳付）、787件の添削情報を内包した。データ収集国は、21か国である。

『発話対照データベース』（モニター版）は、片面1層のDVD1枚として公開した。データの総時間数は約30時間分、データ量は約4GBである。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

毎年度、研究・データ収集の成果を公開の研究会や、CD-R、報告書等で公開した。また、CD配布だけでなく、インターネット上で公開した。今後データを追加更新した際、利用者が最新版を利用できることになった。作文データの様々な情報の検索抽出ツールを開発し、利用者が効率的に検索抽出できるようにした。また、データベースの内容や利用について海外における研究会等（スイス、韓国）で研究発表し、海外への情報発信に努めた。

音声データは、容量が数十MBに達するデータもあり、ネットワーク上での配信は困難であるため、片面1層のDVDによる公開、提供とした。

実施に伴う基礎資料の整備状況

形態素情報付加済み作文データ（500名分）、音声データ（220名分）を整理、文字化した。

19. 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」の収集及び分析

20. 「目的別、課題別の研修に関する研修報告資料」の蓄積・分析

養成・研修の内容と方法など日本語教師教育に関する問題点や今後の課題の検討・改善を図るため、国内外の日本語教育の教師教育に関する情報・資料の収集・分析、及び研究所が実施する各種研修のデータの蓄積と分析を行い、教師教育に関する基礎資料を作成した。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

- ・平成12年度国内大学日本語教師養成課程における実習教育及び指導者に関する調査結果の分析を行った。
- ・国際シンポジウム「日本語教師教育を考える1：教師急教育と指導者」を開催した。

- ・研究所の3種の研修にかかわる各種資料の収集と分析を行った。(～17年度)
- ・長期専門研修修了生に対する調査の準備を行った。
- ・学校教員養成・研修，企業研修・評価，諸外国の自国語普及のための教師教育に関する資料を収集した。
- ・所外の研究者を含む教師教育委員会を開催した。(～17年度)

【14年度】

- ・科学研究費補助金研究「今後の日本語教師教育のためのリーダーシップに関する研究」(基盤研究(B)(2)代表者：柳澤好昭 以下，科研費(B))と連係して，国内外の教師の評価に関する資料を収集した。

【15年度】

平成14年度の事業を継続した。

【16年度】

- ・科研費(B)と連係して，国内諸機関のカリキュラム改定，企業の人材評価に関する情報・資料，中国，韓国の初等中等教育における教師の評価の指針，研修体制と社会的待遇などに関する教育行政資料を収集した。
- ・報告書『開かれた日本語教育』の刊行を準備した。
- ・拡大教師教育委員会を1回開催した。

【17年度】

- ・国内の日本語教師教育カリキュラム改定後の動向についての資料を収集した。
- ・科研費(B)と連係して，WEBサイトからすべての資料を総括した形で発信した。
- ・研修修了生に対する質問紙調査を実施した。
- ・「目的別，課題別の研修に関する研修報告資料」を作成した(平成18年度にWEB公開)
- ・普及図書『日本語教育の新たな文脈 - 学習環境，接触場面，コミュニケーションの多様性 - 』を刊行した。

学術的有用性

日本語教育の専門家の中で，教師教育を専門とする研究者は少数である。教師教育研究は，教育実習を研究対象とするものなど養成段階についてのものが大部分である。本研究によって蓄積される，現職教師を対象とした研修のデータは，日本語教育としてほかでは得難いデータである。

社会的有用性

国立国語研究所の研修は，言語研究専門機関としての機能を活用し，期間や目的，方法等多様な形態で実施されており，研修形態や内容に関して先駆的な役割を果たしてきた。日本語教育能力検定試験や大学日本語教師養成課程の基盤となる基準の策定に当たっても，国立国語研究所の研修の内容・方法が活用されている。

成果報告書等の作成状況

日本語教師教育研究の中心となるWEBサイトを構築(<http://202.245.103.49/Teacher/>)し，個人情報，内部情報の取扱いを検討後，「目的別，課題別の研修に関する研修報告資料」を発信した。また，日本語教育学会研究集会や科研費(B)，科学研究費補助金研究「日本語教育における評価

法に関する基礎的資料整備とその分析」(基盤研究(C)(2)代表者：菅井英明)で発表した。『日本語教育の新たな文脈 - 学習環境，接触場面，コミュニケーションの多様性 - 』を刊行した。

成果報告書等の内容の充実度

日本語教育で初の教師教育研究のための WEB サイトであり，発信している資料は，入手困難な資料が多い。その資料は，国内と海外，教師教育と教師評価，企業等の異業種と幅広い観点から広範囲にわたるものである。

本研究で収集した資料は，各日本語教育機関や日本語教育行政機関にとって，今後の日本語教師教育を考え施策を策定していく上で重要な資料から個人情報等を除くなどし，取扱いに配慮した制限付きの公開物であるが，その内容は，他の日本語教育関連機関の追従を許さない充実したものである。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

収集資料の多くは，個人情報等を含む内部資料であり，取扱いに配慮が必要である。成果の発表に際しては，個人情報の保護と研究成果の充実との兼ね合いを十分検討した。その結果，日本語教師教育研究の展開のための周知徹底と研究情報の交換に最適な WEB での公開を選択した。

幅広い読者層を設定した普及図書『日本語教育の新たな文脈 学習環境，接触場面，コミュニケーションの多様性 』を刊行。広く周知するために，WEB 上で公開した。

実施に伴う基礎資料の整備状況

長期，短期両方の研修生の提出物，長期研修の研修生の作成する資料（日誌，定例会合記録，定例レポート，メールによる交信記録，アンケート回答，修了レポート等）は電子ファイルで保管。各国の教師評価資料，企業内評価関係資料は実物で保管蓄積。

2 1 . 「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」の公表

2 2 . 国外 5 地域対象の日本語学習環境の実態調査

2 3 . 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行

今後の日本語教育の内容・方法の改善等に寄与するため，国内外における日本語学習の学習用教材・機器の状況など，様々な学習環境の実態の把握，諸外国での言語力の評価の実態把握を行い，基礎資料を作成した。また，日本語・日本文化の学習に資するため，映像教材を利用した日本語教育に関する参考文献を刊行した。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

- ・山梨県に焦点を絞り，臨地調査，質問紙調査の準備と試行を実施した。
- ・タイ(バンコック)で学習環境・リソース調査(面談，質問紙)を実施した(対象：87 機関，2,170 名)。
- ・言語テスト調査の実施(対象：オランダ，米国，英国)とテスト関係資料のデータベース化を

行った。

【14年度】

- ・山梨県の日本語教育機関に関する概況の収集を終了。質問紙調査と面接調査を実施した。
- ・タイ調査集計結果報告書を作成した。豪州・韓国の調査実施の準備を進め、豪州（ビクトリア州）調査の事前手続きを終えた。韓国で民間日本語教育機関に対してアンケート調査を実施した。大学・高校での調査の準備を終えた。
- ・視聴覚教材フォーラム（3日間）と初級編検討会（9回）を開催し、映像教材の活用に関する教師用指導参考書として「日本語教育映像教材初級編 日本語でだいじょうぶ 語彙・文型表」を刊行した。
- ・言語テスト研究委員会を開催し、「言語テスト関係研究論文目録データベース」の作成を行った。

【15年度】

- ・国内でのデータ収集を継続した。収集したデータから得られた結果を研修事業で活用した。学会発表（2件）を行った。
- ・タイ調査の報告書（タイ語版）を刊行し、タイでの日本語教育研究会で発表（2件）した。韓国でアンケート調査を実施し、報告書を作成した。
- ・業務番号23については、視聴覚教材活用についての『活動事例集』を刊行し、事業を終了した。
- ・『世界の言語テスト』を刊行した。

【16年度】

- ・国内の量的調査データの収集、既収集データの分析、質的調査データの収集を行った。
- ・平成15年度に作成した韓国調査の集計結果報告書の韓国語版を作成した。豪州・台湾・マレーシアで質的調査、量的調査を実施した。台湾・豪州で調査結果を報告した。
- ・『世界の言語テスト』を刊行した。

【17年度】

- ・国内の量的調査のデータの集計・分析を進めるとともに、質的調査の報告書を作成した。
- ・台湾調査の中国語版、マレーシア調査の日本語版、マレー語版、並びに調査全体の報告書である「海外調査報告書」を作成した。
- ・報告書「世界の言語テスト」に新規論文を加えて再編集した普及書『世界の言語テスト』を刊行した。

学術的有用性

日本語教育において、国内外で質的量的調査を大規模に行った例はほかにない。これにより、学習環境と学習リソースに関する定義付けを行い、多様性の実態をとらえる視点を示した。

また、映像教材活用による言語と文化を関連付けての学習を促すことで、これまで言語形式の学習中心であった日本語教育に、言語と文化のとらえ方の一視点を投じた。

社会的有用性

国内外の日本語教育の多様性とその動向を多角的に把握する資料を蓄積、公開した。これは、今後の教師養成・研修、大学院教育、及び日本語教育の振興を図るための適切な支援、連携体制整備を進めるための基礎資料となった。

成果報告書等の作成状況

多数の報告書等を刊行した。豪州のアンケート調査集計結果報告書や国内量的調査結果は WEB 上で公開した。

- ・教師用指導参考書「日本語教育映像教材初級編 日本語でだいじょうぶ 語彙・文型表」
- ・タイ,韓国,台湾,マレーシア,豪州のアンケート調査集計結果報告書(日本語版・各国語版), 「海外調査報告書」
- ・「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究 国内質的調査報告」
- ・『世界の言語テスト』, 『世界の言語テスト』, 『世界の言語テスト』

成果報告書等の内容の充実度

- ・業務番号 23 においては,以前の「語彙表」を母体に,文型を検索項目として追加し,挨拶などを機能別に検索できる一覧を付加した。それによって,映像教材を利用する際に文型シラバス,機能シラバス等の教科書との関連付けが容易になった。
- ・国内調査,海外調査ともに,「学習環境」「学習リソース」という観点からの初めてのまとまった研究報告となった。
- ・海外調査は,タイ(バンコク)の学習手段と学習環境の全体的な傾向について,所属別(中等教育・高等教育・学校教育以外),教師については国籍別(タイ人教師・日本人教師)にその現状把握ができた。海外調査の報告書は日本語版のみならず,調査対象地域の言語に翻訳した現地語翻訳版も作成し,現地教師の利便性を格段に高めることができた。
- ・日本語教育国際大会,研究所の公開研究発表会などにおける口頭発表により,研究の成果を広く内外に示すことができた。また,「日本語教育シンポジウム:日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究-海外調査の成果と展望-」を開催し,研究の成果を広く内外に示すことができた。韓国調査等については,報告書の現地語版の刊行,現地での口頭発表によって,現地日本語教師に直接的な形で調査結果を還元することができた。
- ・『世界の言語テスト』では,日本国内では必ずしも広く知られているとはいえない,世界における言語テストの現状について報告することができた。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

短期研修,長期研修での研究成果の活用,WEB サイトでの公開,海外調査の現地国語版の作成,現地での積極的な発表,学会での発表,報告書を広範囲に送付,国立国語研究所研究発表会「これからの日本語学習支援を考える-学びを支えるモノ・ヒト・コト-」の開催など,調査結果の公表手段は多岐にわたり,教育現場への還元も着実にいった。特に,国内調査は調査過程と結果が日本語教育実践に直接結びつく情報を多く含み,教師研修への活用も期待できるため,より広く提供できるように WEB での公開を行った。また,『世界の言語テスト』のように,広く入手できるように普及書を刊行した。

実施に伴う基礎資料の整備状況

調査で得た回答票,インタビュー・データ,参与観察記録,承諾書,調査データの収集・整理,音声データの文字化資料は現物と電子化データの両方で整理・蓄積した。視聴覚教材フォーラム

で作成された指導案等，授業設計事例集のための資料の整理も行った。世界の言語テストに関する情報はデータベース化した。

(3) 我が国の国語施策及び日本語教育施策を展開する中で、研究所はこれら国の施策の企画立案に資するための調査研究等を実施するとともに、資料を作成し、提供すること。

(3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供については、文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究等を実施する。

24. 課題「日本語の現在」

本課題では、日本語の「現在」の状況を的確にとらえ、外来語の問題を始めとする緊急性の高い国語施策上の問題の解決に資するために、それに必要な基礎的調査研究を実施した。

具体的には、現在の日本社会で使用されている日本語の現状について、大規模かつ継続的な調査を「意識調査（言葉に関する国民の意識を様々な側面から探る調査）」と「実態調査（日本語の実際の在り方を様々な媒体について探る調査）」とに分けて実施し、「最新情報」を「速報性」を重視して報告した。また、平成 17 年度には、新たに「国語力の調査」に着手するとともに、文化審議会国語分科会で開始された「敬語」と「漢字」の審議に資する基礎資料を提供した。

調査及び研究の進捗状況

【15年度】

中期計画の3年目に当たる平成 15 年度から新規に発足した課題であるが、予定どおり計画を達成した。「外来語」言い換え提案に資するため、意識調査として「全国調査」「発信者調査」「外来語定着度調査」を実施した。また、実態調査として、白書・新聞等に使われる外来語の頻度、使用分野、文脈等の基礎情報を整備し委員会に提供した。

【16年度】

着実に調査研究を継続し、予定以上に計画を達成した。「外来語」言い換え提案に資するため、意識調査として「全国調査」「外来語定着度調査」を実施した。また、実態調査では、「外来語」委員会への基礎資料提供ばかりでなく、効率的に日本語の実態把握を行うために有効な、将来の大規模データベース構築に向けて、通時的コーパスのデータ整備、語種辞書の公開、固有名に用いられる漢字の調査、コーパスの構築・活用に関する検討会を開催した。

【17年度】

予定どおり調査研究を実施するとともに、新たな課題にも着手した。「外来語」言い換え提案に資するため、意識調査では「外来語定着度調査」「難解用語定着度調査」を実施した。また、実態調査では、「外来語」委員会への基礎資料提供ばかりでなく、次期中期計画に予定する大規模データベース構築のために、試作版コーパスの作成、言語処理用の辞書やツールの公開、通時的コーパスのデータ整備、国際シンポジウムの開催を行った。さらに、新たに「国語力の調査」に着手するとともに、文化審議会国語分科会の「敬語」「漢字」の審議に資する基礎資料を提供した。

学術的有用性

意識調査は、言語と社会の複雑な関係を解明するための学術的基礎データを提供し、社会言語学、言語政策研究等に寄与する。実態調査は、現代語の本格的な書き言葉コーパスによる実証的な言語の記述・分析の水準を高め、欧米に比して遅れていたこの分野の発展を促す。国語力の調査は、情報不足であった国民の言語能力に関する基礎データを提供する。

社会的有用性

外来語の問題ばかりでなく、国語力、敬語、漢字など、緊急に対応すべき国語施策上の課題に対して、健全かつ確実な議論を展開するための基礎資料を迅速に提供し、議論の確固たる基盤を築く点に、大きな社会的有用性が認められる。

成果報告書等の作成状況

意識調査の成果報告書として、次の3冊を作成した。

- ・『外来語に関する意識調査』（平成16年3月）
- ・『外来語に関する意識調査』（平成17年3月）
- ・『行政情報を分かりやすく伝える言葉遣いの工夫に関する意識調査』（平成16年3月）

実態調査の成果として、頻度表、用例集、語誌集等を「外来語」委員会に提供した。また、語種辞書『かたりぐさ』、言語処理の辞書『表記統合辞書』、ツール『たんぼぼ』『プリズム』をインターネット上で公開した。

文化審議会国語分科会の審議資料として、次の3冊を作成・提供した。

- ・『話し言葉における敬語形式の出現実態』（平成17年11月）
- ・『現代雑誌の漢字調査(頻度表)』（平成17年10月）
- ・『「現代雑誌の語彙調査」に基づく漢字音訓一覧表』（平成17年11月）

成果報告書等の内容の充実度

「意識調査」の成果は、この課題についての初めての全国規模調査であり、数値の信頼度が高く、詳細な属性分析を可能にしている。

「実態調査」から得られた基礎資料は、外来語の定着過程や意味・用法の変化などを詳細に記述するものであり、更に発展的な活用を可能にしている。語種辞書『かたりぐさ』、言語処理の辞書『表記統合辞書』、ツール『たんぼぼ』『プリズム』は、今後の研究開発を促進するための不可欠の道具立てとして有用である。

文化審議会国語分科会に提出した審議資料3冊は、いずれも審議に直接活用できるような形式で提供している。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

「意識調査」の報告書は、調査を実施した年度内に作成しており、最新情報の迅速な報告・提供という目標を達成している。また、関連する記者発表、学会発表を積極的に行い、基礎データも直ちにホームページ上で公開するなど、普及・広報の実を上げている。

「実態調査」の成果は、社会言語科学会、言語処理学会で発表することにより、人文系・理工系の双方の研究者に広く成果を公表している。調査データや開発したプログラム等は、ホームペ

ージ上での公開を通じて広く迅速な普及を図っている。また、国際シンポジウムを開催して一般への普及・広報の実を上げている。

実施に伴う基礎資料の整備状況

「意識調査」と「国語力の調査」の調査データは、すべて電子媒体で管理し、今後の詳細な分析に備えている。

「実態調査」では、収集した多様な資料全般のテキストコーパス化を図るとともに、形態素解析用辞書への未登録語の補充、語彙データベースの作成等、実態調査システムの整備が進行しており、次期中期計画に予定する大規模データベース構築のための準備が整えられている。

25．課題「分かりにくい外来語の言い換え提案」

本課題では、国語審議会答申にも言及のある外来語の問題を取り上げ、公共性の高い場面で使われていながら、一般国民にとって分かりにくいと判断される総計 176 語の外来語について、言い換えや注釈付与など分かりやすくするための方策を検討し、関係方面を始めとして広く世の中に提案した。

具体的には、「国の施策への協力」という趣旨で設置された国立国語研究所「外来語」委員会の企画・運営、及び委員会に提供する様々な基礎資料の作成等を行った。委員会の「設立趣意書」にうたわれた基本理念の下、多数の外部委員を交えた合議制をとり、また、委員会に基礎的な情報を提供する作業部会及び事前に問題点等を検討する所内「外来語」委員会を設置してその審議を支えるなど、当研究所のプロジェクトとしては過去に前例のない態勢で実施した。

調査及び研究の進捗状況

【14年度】

中期計画の2年目に当たる平成14年度の途中で急遽企画された課題であったが、委員会を迅速に発足させて議論を重ね、平成14年12月には中間発表を行い、一般からも意見を募って検討材料を補強しつつ審議を重ねた。年度内に6回（第1回～第6回）の委員会を開催した。

【15年度】

平成15年4月に62語を対象として第1回「外来語」言い換え提案の最終発表を行った。第2回提案については、平成15年8月に中間発表を、11月に47語を対象として最終発表を行った。また、第3回提案については、中間発表に向けて審議を継続した。年度内に9回（第7回～第15回）の委員会を開催した。

【16年度】

前年度からの議論を受けて、第3回「外来語」言い換え提案について、6月に中間発表を、10月に32語を対象として最終発表を行った。また、第4回提案については、中間発表に向けて基礎作業と審議を継続した。全国自治体に3回分の提案冊子を配布するとともにアンケートを実施し、提案活動に対する高い支持を得た。年度内に3回（第16回～第18回）の委員会を開催した。

【17年度】

前年度からの議論を受けて、第4回「外来語」言い換え提案について、35語を対象として平成17

年 10 月に中間発表を，平成 18 年 3 月に最終発表を行った。また，第 1 回から第 4 回の提案全体をまとめ直した「総集編」(総語数 176 語)を平成 18 年 3 月に発表した。「総集編」を基に，読みやすく使いやすい形式にした市販本の編集を進め，平成 18 年 6 月に刊行する準備を整えた。年度内に 3 回(第 19 回～第 21 回)の委員会を開催した。

学術的有用性

委員会の検討に付した大量の外来語資料は，電子化データを含めてそのまま現代語研究のための基礎資料となり得るものであり，今後の活用によって現代語の実態把握に基づく語彙研究が大きく進展する可能性がある。

社会的有用性

国語審議会答申にも言及のある現代社会における重要な国語問題に対して，具体的な対応策を提案することにより，緊急度の高い社会的要請に十分にこたえている。提案はマスコミ等でも大きく取り上げられ，社会的な関心を引き起こした。その結果，新聞，白書，広報紙等の外来語使用や自治体の公用文等にも，分かりやすい言葉遣いへの配慮や改善が見られるようになった。

成果報告書等の作成状況

「外来語」言い換え提案の記者発表は，第 1 回から第 4 回までそれぞれ中間発表と最終発表を行ったが，それに合わせて小冊子『「外来語」言い換え提案 分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫』を計 8 冊作成した。さらに，第 1 回から第 4 回までをまとめた総集編を 1 冊作成した。これらは，関係各方面に配布するとともに，同じ内容を研究所のホームページで公表し，広く一般の閲覧に供した。

成果報告書等の内容の充実度

成果報告書としての小冊子には，外来語の言い換えに対する基本的な考え方・姿勢が明示されており，また，個々の外来語に対する言い換え提案の提示の形式及びその内容には，「外来語」委員会での議論・検討の成果が十分に盛り込まれており，内容の充実度は高い。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

「外来語」委員会の検討結果は，『「外来語」言い換え提案』として「中間発表」「最終発表」の 2 回の記者発表の形式で公表し，成果が広い範囲に報道されるよう配慮している。また，ホームページを十分に活用して一般の閲覧に供するとともに，一般からの意見聴取も積極的に行っている。さらに，新聞・雑誌等への寄稿や取材対応，テレビ・ラジオへの出演，講演会等での発表など多様な公表活動を行っている。

実施に伴う基礎資料の整備状況

「外来語」言い換え提案のための基礎資料として作成された「外来語語彙表」「用例集」「使用頻度表」「辞書記述集」「言い換え作業シート」「定着度調査結果一覧表」「国民各層から寄せられた意見の集成」等は，これらを統合する大規模な「外来語データベース」として拡充されている。平成 15 年度からは，仕事の一部が新規課題「日本語の現在(実態調査)」の現代語コーパス構築

の中に位置付けられ、資料収集の一層の充実が図られた結果、基礎資料には上記の委員会活動で産出されたものの他に、この現代語コーパスから抽出したものも含まれている。

26. 課題「汎用電子情報交換環境整備プログラム」

府省庁や全国の地方自治体が所有する行政情報を電子化してネットワークで相互につなぐことにより、行政の効率化と電子申請等における国民へのサービス向上に資することが求められている。そこで、戸籍や住民基本台帳に記載された文字情報を電子化するために必要な「文字情報データベース」を構築した。このデータベースは電子政府や電子自治体の行政情報処理を基底から支えるものであるとともに、国内の情報処理産業の振興にも寄与する。また、国内だけでなく国際的な文字コード規格の策定への貢献にもつながる事業である。なお、本事業は、経済産業省からの提案を受けて、国立国語研究所と日本規格協会と情報処理学会の3者が連合体を組み、競争的公募を経て平成14年度に発足した4年計画の「5府省庁横断プロジェクト」であった。

調査及び研究の進捗状況

【14年度】

中期計画策定時には想定し得なかった経済産業省からの委託費による新規研究課題の導入に伴い、必要な人員の確保と作業室の整備に努めるなど十分な研究体制を構築し、予定通りの作業を実施した。

【15年度】

法務省「戸籍統一文字」約2万8千字分に関して文字情報の整理・体系化を行った。その際に、戸籍統一文字に引用されている漢和辞典について形式と内容に関する調査研究を行うと同時に、戸籍統一文字を検討するに当たって必要となる住民基本台帳統一文字についても学術的な考察を加えた。

【16年度】

法務省「戸籍統一文字」約2万8千字分に関して文字情報の整理・体系化を行った。その際に、戸籍統一文字に引用されている漢和辞典について形式と内容に関する調査研究を行うと同時に、戸籍統一文字を検討するに当たって必要となる住民基本台帳統一文字についても学術的な考察を加えた。

【17年度】

住民基本台帳ネットワーク統一文字」及び「戸籍統一文字」延べ76,000字を対象として、辞書、国語施策、文字コード規格などに基づき付与してきた文字情報を総合的に見直し、修正を加え、体系性を有する文字情報データの作成を行い、契約目標を達成した。その際に、「戸籍統一文字」に引用されている漢和辞典について、その形式と内容に関する調査研究を行うと同時に、「戸籍統一文字」を検討するに当たって必要となる法務省民事局長通達類に示されている戸籍に記載することができる文字、地名使用文字に由来する「住民基本台帳ネットワーク統一文字」についても学術的な考察を加えた。併せて、「住民基本台帳ネットワーク統一文字」に採録されている「メーカ外字」を同定するために、国内の情報機器メーカ各社に対して調査を実施した。

学術的有用性

文字情報データベースの内容は、住民基本台帳や戸籍の行政情報処理の実務で扱われている人名・地名等の固有名詞について文字同定を試みた成果に立脚する。これは、量（6万字種）は言うまでもなく、質の面でも価値の高い独創的な資料であると、経済産業省をはじめ情報処理学会など関係諸方面から高く評価されている。

社会的有用性

府省庁間をつないだ共通システムで送受信される行政文書の確実な電子情報通信を支える文字情報データベースを整備した。これは、行政用文字の国家的な共通基盤となる。

成果報告書等の作成状況

国立国語研究所、日本規格協会、情報処理学会の3者連合が取りまとめた「事業報告書」を経済産業省との契約に基づいて毎年提出した。そのほか、学会等での発表や研究論文の公刊なども行った。

成果報告書等の内容の充実度

学識経験者や実業界の代表による委員会のほか経済産業省によって事業報告書の内容が精査され、所定の水準を満たすことが認定された。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

経済産業省委託の成果であることを明示した上で、成果の一部を積極的に公表した。台湾や韓国のほかカナダ等において成果の発表を行った。情報処理学会においては、文字配信方法、字体に関する認知科学的研究等に関する調査研究の講演を行った。一般向けの講演会においても、成果の一部を公開発表し、識者、専門家だけでなく実務家、一般市民の参加を得た。

実施に伴う基礎資料の整備状況

経済産業省に提出した事業報告書のほか、学術論文による成果の公表、広報紙での公表、一般向け発表などを行った。国立国語研究所は、経済産業省の求めに応じて最終成果物（約6万字についての文字情報一覧表）をハードディスクに搭載して平成17年度末に納品した。ちなみに、日本規格協会は約6万字種の漢字グリフ（フォント作成に用いる字母のようなもの）を、情報処理学会は検索プログラムを、それぞれ経済産業省に納品し、3機関すべてが契約を満たした。

(4) 日本語の国際的な広がり鑑み、調査研究の成果を広く諸外国の日本語研究者へ提供するとともに、共同・協力体制の整備を推進するため、国際的なシンポジウムを毎年実施すること。

(4) 日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の現状について知見を交換するため、毎年、特定のテーマの下に国際シンポジウムを開催する。

27. 国際シンポジウムの開催

日本語研究、日本語教育に関する国際的な研究交流や共同研究を促進し、研究の国際化と研究者の国際的連携に資することを目的として、世界各国の言語・日本語研究者等に国際的な研究交流の場を提供するとともに、研究所の研究事業を国際的な視野からとらえ展開する機会とすることを旨として国際シンポジウムを開催した。また、平成15年度以降は研究所の重要な研究課題に焦点を合わせて開催し、多様な講演や討論を行うことができ、所要の成果を得ることができた。

シンポジウムの開催状況

年度	テーマ	講演者数	参加者数
平成13年度	【第1部会】「多言語・多文化共生社会における言語問題」	5	160
	【第2部会】「日本語教師教育を考える : 教師教育と指導者」	3	28
平成14年度	【第1回】「自発音声: データと分析」	8	60
	【第2回】「日本語コミュニケーションの言語問題」	8	130
	【第3回】「環太平洋地域における日本語の地位」	9	108
	【第4回】「教師教育を考える : 教師評価について」	14	15
平成15年度	「世界の〈外来語〉の諸相」	23	448
平成16年度	「世界の日本語研究の新たな発展を求めて」	4	400
平成17年度	「言語コーパスの構築と活用」	8	321

学術的有用性

14年度の(1)は、自発音声のデータベース化という世界的にみて先進的な研究テーマを我が国で初めて取り上げたシンポジウムであった。参加者から同趣旨のシンポジウムを継続的に開催する必要性が指摘されていたが、18年度には台湾国立中央研究院がホストとなって実質的な第2回目が開催されることとなった。シンポジウム終了後に、このような形で研究者の国際交流が持続することはシンポジウムの学術的有用性として望ましい姿であろう。

社会的有用性

シンポジウムの大部分には、日本語研究の専門家以外の聴衆も多数参加していた。特に外来語をテーマとしたシンポジウム（15年度開催）には多数の一般聴衆が参加した。

成果報告書等の作成状況

当該シンポジウムが開催された翌年度に報告書を刊行することを原則とした。13年度、14年度の（1）と（2）、16年度開催のシンポジウムについては原則どおりに報告書を刊行した。17年度開催のシンポジウムについては中期計画最終年度に当たったので、予稿集を充実させることによって報告書に代えることとした。

14年度（4）は中間報告としての性格が強かったので対象から除外した。また14年度（3）及び15年度シンポジウムの報告書が実際に刊行されたのは17年度であった。

成果報告書等の内容の充実度

シンポジウム終了後に講演者に原稿執筆を依頼するとともに、当日の質疑応答の記録を文字化して掲載することを原則とした。ただし、17年度においては予稿集を報告書に代えたので、質疑は記録されていない。なお、14年度の（1）の全体と17年度の報告書の大部分は、英語で執筆されている。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

報告書を翌年度に刊行するという方式は、執筆者との連絡が途絶えるなど、時として執筆の遅滞を招くことがあり、それが報告書の刊行遅延につながったことがある。今後は予稿集を充実させて報告書に代えることが望まれる。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成，公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供

(1) 報告書，学会誌，研究発表会，ホームページ等を通じ，調査研究の成果を公表し，国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図ること。研究発表会については，年1回以上実施するとともに，研究発表会に参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図ること。

(1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図るため，報告書の作成，学会誌への掲載，シンポジウムでの発表，ホームページへの登載，研究発表会の開催など調査研究の成果等を効果的な方法で広く公表する。また，研究成果を広く公表するため英語等の外国語でも提供できるようにするために必要な措置について，検討し，実施する。なお，研究発表会については，年1回以上実施するとともに，参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図る。

28．公開研究発表会の開催

当研究所の研究・事業の成果を，主として研究者，教育関係者，学生・大学院生など，それぞれの分野の専門家をはじめとした各層を対象として公開し，発表・質疑・討論・研究室公開などを通じて，評価や批判を受ける機会を設けた。そこで得られた情報は，その後の研究・事業の実施や計画に生かすことを目的にした。なお，「ことばフォーラム」は，専門家ではない一般市民を広く対象としている点で，公開研究発表会とは性格が異なる。

開催実績

年度	テーマ	講演者数	参加者数	アンケート	備考
平成13年度	「言語データベース - さまざまな視点からの構築 - 」	3	135	93%	講演3件，研究室公開7室
平成14年度	「表現法の地理的多様性 - 方言地図で見る表現法の世界 - 」	5	104	74%	講演5件
平成15年度	「話し言葉のデータベース 『日本語話し言葉コーパス』 」	4	219	96%	講演4件，ポスター発表12件，デモンストレーション2件

平成16年度	「これからの日本語学習支援を考 える - 学びを支えるモノ・ヒト・コト -」	3	76	90%	講演3件, 外部有識者によるコメント 2件, ディスカッション1件
平成17年度	「シソーラスの編纂と活用」	8	106	96%	講演3件, パネルディスカッション,デモン ストレーション3件

アンケートの項は、全回答数のうち「有意義だった」「役に立った」という感想の割合。

広報手段の適切性

広報紙「国語研の窓」、ホームページ、学術誌・商業誌等に案内を掲載したほか、研究所「公開研究発表会案内状送付先リスト」掲載者への案内送付を行った。研究発表会は基本的に専門家を対象としているので、広報手段としては電子メールとホームページを最大限に活用した。

学術的有用性

例えば、『日本語話し言葉コーパス』は、それ自体が学術的有用性の高いものであるが、今回の研究発表会では、その内容・仕様、データの収集・蓄積の方法、コーパスの利用とそれに基づく研究成果等について、幅広い専門領域からの参加者によって議論することができ、その意味で研究発表会自体、高い学術的有用性を持つものであった。

社会的有用性

平成 15 年度に取り上げた『日本語話し言葉コーパス』は、質・量共に世界最大の音声研究用データベースと評価されている。これは、音声認識・自然言語処理の応用技術分野での有用性も期待されているが、それをテーマにした研究発表会が、基礎・応用の研究者の幅広い参加を得て専門的な議論の場として実現できたことは、社会的に極めて有用であった。また、平成 17 年度のテーマ「シソーラスの編纂と活用」に取り上げた各種のシソーラスや類語辞典が近年相次いで刊行され、社会的関心が高まっている。社会的影響力の大きいマス・メディアでの言語使用においても、シソーラスは重要な資料として機能している。講演、パネルディスカッション、デモンストレーションと、多角的な切り口からの情報提供と議論を行った公開研究発表会は、高い社会的有用性を持つものと言える。

29. 「日本語科学」の刊行

国立国語研究所における調査研究、並びにそれと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することにより、広範な日本語研究の発展に寄与することを目指した学術雑誌である。年2回(4月・10月)刊行。研究所の内外から投稿されて審査を通過した研究論文、調査報告、研究ノートのほか、研究所の研究プロジェクトの成果を公表する「研究所報告」(15号より)、連載「世界の言語研究所」を収録する。

編集の主体は、研究所の所員と所外の研究者からなる編集委員会である。海外からの投稿を含め、年間20～30編の投稿があり、採択率は平均して30～40%である。論文審査は当該分野を

専門とする研究所内外の研究者（1編につき2名）に依頼している。

作成状況

計画どおり毎年度2冊を編集・刊行した。

年度	内容
平成13年度	9号(183ページ), 10号(139ページ)
平成14年度	11号(171ページ), 12号(187ページ)
平成15年度	13号(141ページ), 14号(123ページ)
平成16年度	15号(145ページ), 16号(123ページ)
平成17年度	17号(144ページ), 18号(139ページ)

学術的有用性

研究所が行う現代日本語や国民の言語生活についての科学的な調査研究, 日本語教育の内容や方法に関する科学的・実践的な調査研究・事業は, 他の大学や学会で組織的にこれらを専門に行うところのない独自の領域を形成している。こうした領域に関する研究論文等を収録する専門学術誌は, その領域を維持し拡大する上で大きな学術的有用性を持つ。

また, 収録される論文が, 研究所内外の専門研究者による厳正な査読を経たものであることによって, 本誌は当該の学術分野の質を高く維持する上で不可欠な役割を果たしている。

社会的有用性

前述のような独自の領域における学術論文を公表する場として, 本誌はひとり研究所員だけに開かれているものではなく, 所外の研究者や教育関係者に広く開放されており, 社会全体として見ると必ずしも多くはない人文・語学系の専門学術誌の貴重な1つとして社会的な有用性を堅持している。この点は, 大学等のいわゆる紀要類は元より, 世の学会機関誌がほとんどの場合, 論文投稿・掲載を所属する教員や大学院生, あるいは学会会員にのみ開いているのと対照的である。

公表手段の適切性

学術雑誌の公刊は, 内外の日本語研究のセンターとしての国立国語研究所が果たすべき任務の1つである。研究所の研究事業に関連する領域の内外の研究成果について, 広く投稿を募り厳正な審査を経て行う本誌の公刊事業は, 当該の研究領域の学術的な質を高く維持する上で有用であり, 研究所の社会的使命を果たす適切な手段である。

『日本語科学』は, 毎号 1,100 部を(株)国書刊行会から刊行し, そのうち 300 部を国立国語研究所が買い上げて, 約 260 部を関係機関に無償で配布し, 成果の公表と送付先との間での学術成果物の交流を実現している。また, 800 部を同社から市販し, 個人研究者等の需要にこたえている。また, 国立国語研究所ホームページへの案内情報の掲載, 関係領域の専門誌への広告掲載, 印刷パンフレットによる広報などによって周知に努めている。

30. 「日本語教育論集」の刊行

日本語教育及び日本語教師教育に関する実践に基づいた研究，新たな視点に立つ研究，将来の展開が期待される研究を積極的に推進し，日本における言語教育研究を進展させるために，外部査読付の日本語教育論集を毎年刊行した。

作成状況

計画どおり毎年度1冊を編集・刊行した。

年度	内容
平成13年度	18号(70ページ)
平成14年度	19号(63ページ)
平成15年度	20号(71ページ)
平成16年度	21号(66ページ)
平成17年度	22号(71ページ)

公表手段の適切性

投稿の促進と日本語教育における実践研究の推進のために，国内外の日本語教育関係機関と教師に毎年約800部提供した。広く周知するための工夫として，英文要旨の掲載，論文題目と著者のWEBサイトでの公開を行った。なお，入手希望者は増加していることから，公表手段の更なる広がりのために，本文のWEBサイトでの公開を検討し，著作権関係の準備を進めた。

学術的有用性

本誌を発行することにより，日本語教育の実践研究の方法論や記述法が現場教師から研究者に至る幅広い層の間で確立し，「教師による教育実践研究」が日本語教育における研究領域の一分野として成立していくことが期待できる。これは，日本語教育学会の機関誌をはじめとして，大学の紀要類や関連する雑誌においては期待しにくい独自の学術的な貢献である。

また，国立国語研究所が各種研修事業を通じて目指している教師の資質能力の向上や教育の改善について，本誌は，具体的な議論のための素材を蓄積・共有する場として大切な学術的有用性を持っている。

社会的有用性

日本語教育の実践に基づいた研究（実践研究，教室研究）は，日本語教育の発展のために必要不可欠のものである。しかしながら，実践研究の方法論及び記述法は他の研究分野に比べ未成熟でもあり，従来の学術研究論文の枠組みにはなじまない部分も多いため，発表の場が非常に限られている。

こうした状況に対して，本誌を日本語教育における実践研究のための専門的学術雑誌として発行することにより，教師間で広く経験や成果を共有したり相互交流させたりする媒体を確保し，教師自身による実践研究の促進，教師の資質能力の向上，教育の改善の基盤を固めることが期待

できる。

成果報告書等の内容の充実度

平成 13 年度より，日本語教育の実践研究の推進に資する論集という性格付けを強め，周知徹底した。新しい領域での実践研究，萌芽的研究の投稿論文が増え，執筆者も大学関係者だけでなく日本語学校の教師も増加し，広がりも持ってきたため，論集の内容が一層充実した。

3 1 . 公開講演会記録等ホームページ集約公開

3 2 . 研究活動情報等のホームページ集約公開

国民の国語に対する関心の向上，開かれた業務運営の推進，調査研究の成果等の普及広報の促進を目的とし，研究活動情報等の集約，公開講演会，国際シンポジウム，「ことば」フォーラム，公開研究発表会等の開催記録などのホームページを通じた公開を行った。

調査研究の成果等の公表状況

中期目標，中期計画，研究課題等の集約公開，研究活動に関する情報の公開・紹介等のページ，研究成果のデータや資料の公開等を含め，研究活動情報のホームページ集約公開を継続的に推進した。また，公開講演会，国際シンポジウム，「ことば」フォーラム，公開研究発表会等の開催記録等のホームページを通じた公開等を実施した。

平成 15 年度には，ホームページをより見やすいものとし，使いやすくするためにホームページの全面的な再編，更新を行い，さらに，情報の充実を図り，公開講演会記録，研究活動情報等の集約・公開を推進した。中期計画期間を通して，研究事業活動におけるインターネット利用は一段と進み，情報のホームページ上への集約公開も進展した。

公表手段の適切性

インターネットが研究活動の基盤的なものとなっている現在では，インターネットを通じた研究情報手軽に入手できるようにすることは，研究の効率的な遂行に役立つ。また，インターネットは広く社会に普及してきており，国立国語研究所の研究活動情報や公開講演会等の開催記録等をホームページを通じて公開し，内容を知ることができるようにすることは，研究活動を開かれたものとし，また，公開講演等の普及活動の推進に役立つ。さらに，このようなホームページの公開により，ネットワーク上の日本語に関する情報を充実させることは，国民の国語への関心を高めることに寄与する。このように，ホームページによる公開は公表手段として適切である。

3 3 . 研究成果の英文提供

研究成果を広く公表するため，英語等の外国語でも提供できるよう，必要な措置について検討し，実施した。

調査研究の成果等の公表状況

インターネットによる情報提供を軸に、英文によるコンテンツの充実を図り、また、研究活動紹介の英文パンフレットの作成を実施した。

ホームページ上では、英語による研究所の研究成果の紹介や研究情報を充実させるとともに、英文ホームページの改善を図った。

英語による研究成果の紹介（報告書等の成果物の英文タイトル、英文要旨等のホームページ上への公開）の充実、英文による研究所の概要紹介の改訂、英文ホームページの更新、英語による日本語研究文献情報として雑誌論文の英文タイトルデータ（約 14,000 件）の整備、国際シンポジウム報告の英文（英文要旨や英文のプロシーディングス等）の作成など、英文による研究成果の提供の充実を図った。

公表手段の適切性

研究成果の英文による提供により、日本語が読める人々のみならず、日本語に関心を持つ海外の研究・教育関係者や日本語に興味を持つ人々が研究成果に関する情報を得られるようになり、研究の国際的な交流、情報交換に寄与する。また、インターネットの活用は、海外へ向けてホームページを通じて情報提供を行うことにより、国立国語研究所の活動をより開かれたものとするだけでなく、インターネット上の日本語に関する情報の充実に貢献でき、手段として適切である。

(2) 啓発図書等の発行，国民一般を対象とした公開事業等の推進を図り，国語について国民の意識を高めること。啓発図書等の発行については年2種以上，また，公開事業等の実施については年5回以上行うとともに，参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図ること。なお，公開事業等の実施に際しては，研究所以外での実施も考慮すること。

(2) 国語について国民の意識を高めるため，また，研究所の調査及び研究の成果を広く公表するため次の事業を実施する。また，公開事業等の実施に際しては，参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図るとともに，研究所以外での実施も考慮する。

広く一般を対象とした研究成果等の普及書を刊行する。

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を，年5回実施する。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を年1回作成・配布する。

啓発ビデオを年1本，制作・配布する。

国民一般を対象とした「言葉」に関する電話質問等への対応の体制整備及び推進を図る。

3 4 . 普及啓発図書 の 刊行 及び 企画 検討

国立国語研究所の調査研究・事業の成果を広く公表普及し，これを通じて国語，言葉遣い，日本語教育等についての国民の意識を啓発することを目的として，一般を対象とした普及啓発図書を企画し刊行した。

普及図書の刊行状況

【13年度】

企画・検討の進め方に関する委員会を開催し，方針を議論した。なお，普及啓発図書の刊行は平成15年度以降から行うという計画であり，その計画に従った。

【14年度】

新たな普及図書の企画成案作りについて外部出版社・編集実務者に意見を聞くなど，次年度の刊行に向けての情報収集を行った。個別の研究事業課題での普及書の企画・刊行は順調であった（『新「ことば」シリーズ』，『日本語教育ブックレット』など）。

【15年度】

研究所の研究事業の成果を，専門的な報告書とは異なる内容構成によって一般向けに普及する図書として，15年度には国立国語研究所プロジェクト選書2『現代日本の異体字』を刊行し，『日本語ブックレット 2002』を作成した。また，従来続けている，『新「ことば」シリーズ』，『ことばビデオ』シリーズ，『日本語教育ブックレット』の刊行や制作も，それぞれ順調に行った。

また、「新書」形式など新しい枠組みによる普及書を編集刊行していくための検討を継続した。

【16年度】

平成16年度も、『日本語ブックレット2002改訂版』『マルチメディア教材作成ツール<ヤニータ>解説書』等を作成した。前者は平成15年度に試作し平成17年度の本格的刊行を準備する段階の改訂版である。後者は、一般日本語教師向けの教材作成ソフトウェア解説書であり、IT活用日本語教育支援事業の成果の1つである。

また、従来続けている『新「ことば」シリーズ』『「ことばビデオ」シリーズ』『日本語教育ブックレット』の刊行や制作も、それぞれ順調に行った。

【17年度】

平成17年度も、『日本語ブックレット2005』『日本語教育の新たな文脈—学習環境、接触場面、コミュニケーションの多様性』等を作成した。前者は、平成15年度から試作等の準備を重ね、平成17年度に本格的刊行を実現したものである。後者は、国立国語研究所がかつて行った『日本語総合シラバスの構築と教材開発指針の作成』という研究課題の調査・研究に基づく成果の1つである。また、従来続けている『新「ことば」シリーズ』『「ことば」ビデオシリーズ』『日本語教育ブックレット』の刊行や制作も、それぞれ順調に行った。

35. 「ことば」フォーラムの開催

開催状況

国語について国民の意識を高め、また研究所の調査及び研究の成果を公表するため、広く国民一般を対象にした公開事業を予定通り各年度5回、合計25回開催した。

年 度	テーマ	開催地	講演者数	参加人数	アンケート
平成13年度	【第1回】『「ことば」ってなんだろう?』	所内	3	129	86%
	【第2回】「日本語情報の海外提供」	宮城	3	86	
	【第3回】「日本語情報の海外提供」	東京	4	77	
	【第4回】『ネット・コミュニケーションと「ことば」』	東京	4	122	
	【第5回】「話しことばの豊かさ、再発見」	山形	4	95	
平成14年度	【第1回】「暮らしの中の漢字」	所内	3	131	95%
	【第2回】「ことばフォーラムin熊本【ことば探検・ことば発見】」	熊本	6	217	
	【第3回】「新聞の漢字」	大阪	3	122	
	【第4回】「方言地図の見方・作り方」	所内	2	140	
	【第5回】「ビジネスや留学にいきる言葉の力とは?」	東京	6	130	
平成15年度	【第1回】「日本語を外から眺める」	所内	3	187	94%
	【第2回】「効果的なコミュニケーション 間やリズムを上手に使おう」	広島	3	118	
	【第3回】「方言の科学 ことばのくにざかい 富山」	富山	3	390	

	【第4回】「外字対応のヒント 図書館や電子政府の取り組み」	東京	2	140	
	【第5回】「ことばを探す 語彙の世界に遊ぶ」	所内	3	201	
平成16年度	【第1回】「ことばビデオ」方言の旅 庄内方言の集い」	山形	5	121	92%
	【第2回】「こんにちは“コッケン”です。皆さんの質問から」	埼玉	3	94	
	【第3回】「現代の外来語」	東京	3	144	
	【第4回】「外来語とどう付き合うか」	兵庫	3	136	
	【第5回】「国語研究所の歩み 西が丘時代を中心に」	所内	6	175	
平成17年度	【第1回】「はじめまして、国語研究所です。調査・研究の“今”」	所内	3	230	91%
	【第2回】「ことばと国際理解 国際理解につながることばの教育」	東京	5	175	
	【第3回】「伝え合いの言葉 コミュニケーションの意味」	北海道	5	129	
	【第4回】「外来語の過去・現在・未来」	愛知	3	150	
	【第5回】「コミュニケーションとは何か 伝え合いの意味」	所内	5	155	

アンケートの項は、全回答数のうち「有意義だった」「役に立った」という感想の割合。

学術的有用性

フォーラムの場における一般の参加者との直接的な交流により、言葉に対する一般の興味や関心の在り方を率直な形で探ることができるため、専門家集団の中だけでは思いも付かないような学術的研究へのヒントを得ることができる。これは、間接的ではあるが、学術的研究の領野を広げることにも貢献しているものと判断される。

社会的有用性

研究所の調査及び研究の成果を一般の国民にも理解できるように分かりやすく説明することにより、国語についての国民の意識を高めることに貢献している。また、テーマの選択に当たっては、自治体担当者や大学の専門家とも情報交換を行い、国民の日本語に対する問題意識やフォーラムに対する要望を調査して、その結果を反映させた。そのため、フォーラム後のアンケートにおいても、毎回参加者の高い評価を得ている。

広報手段の適切性

(1) 地元新聞への掲載

ほぼ毎回の開催案内が有力紙で紹介された。東京開催の場合は読売・朝日・毎日などに、地方開催の場合は全国紙の地方版及び地元有力紙（北海道新聞、中日新聞など）に案内のほか記事として掲載された。

(2) 地元テレビ・ラジオでの放送

ほぼ毎回、NHK や地元放送局、地元 CATV など、テレビ・ラジオで案内した。

(3) 地方自治体との連携・協力

すべての回で開催地域の自治体が発行する公報紙等に掲載されたほか、公共機関

(美術館・図書館・市民センターなど)への広報を周知した。

(4) 出版社のホームページとの連携，月刊誌への掲載

出版社のホームページと日本語関連月刊誌<月刊雑誌の『日本語学』(明治書院)，『月刊言語』(大修館書店刊)，『月刊日本語』(アルク)>には，毎回の開催案内が掲載された。

内容の充実度

参加者による満足度評定は，毎年度 80 %を超えており，高い満足度を得ることができたと言える。

36. 新「ことば」シリーズの作成・配布

言葉について広く関心の持たれている問題を取り上げて，座談会，解説，言葉に関する問答集等により，その問題について考えたり話し合ったりするための材料を提供する目的で，新「ことば」シリーズを毎年刊行した。

作成状況

計画どおり毎年度1冊を編集・刊行した。

年度	タイトル
平成13年度	新「ことば」シリーズ15『日本語を外から眺める』(A5判, 128ページ)
平成14年度	新「ことば」シリーズ16『ことばの地域差 方言は今』(A5判, 128ページ)
平成15年度	新「ことば」シリーズ17『ことばの「正しさ」とは何か』(A5判, 128ページ)
平成16年度	新「ことば」シリーズ18『伝え合いの言葉』(A5判, 128ページ)
平成17年度	新「ことば」シリーズ19『外来語と現代社会』(A5判, 128ページ)

学術的有用性

解説・問答の記述の背後には，研究所の事業や調査研究の成果が適切に反映されており，学術的有用性も高い。

社会的有用性

言葉について広く関心の持たれている問題を取り上げ，専門家による分かりやすい的確な解説を加え，その問題について考えたり話し合ったりするための材料を，冊子として広く提供すること自体に社会的有用性がある。

普及活用状況

全国すべての小・中・高校，大学等の学校，図書館・公民館などの社会教育機関，省庁・自治体の関連部署等に，計約 66,500 部を無償配布した。配布には，都道府県教育委員会・知事部局の協力を得ている。特に教育現場での利用が多い。また，市販品を国立印刷局より安価(483 円

税込)で刊行。購入者からの反響も良好である。

37. 啓発ビデオの作成・配布

国民各層から広く関心を持たれている言葉や日本語に関する話題を取り上げ、映像と音声によって分かりやすい解説を加えた啓発的な映像作品を作成した。作品は、全国の視聴覚ライブラリー等に無償配布して教育機関や一般市民の利用に供し、また、有償頒布も行って広い範囲への普及を図った。

作成状況

『「ことばビデオ」シリーズ<豊かな言語生活をめざして>』の1～5を、各年度1巻ずつ作成した。

年度	テーマ(収録時間)
平成13年度	第1巻『相手を理解する』(37分)
平成14年度	第2巻『コミュニケーションの「丁寧さ」,「ほめる」というはたらきかけ』(45分)
平成15年度	第3巻『方言の旅』(52分)
平成16年度	第4巻『あいまいな表現』(35分)
平成17年度	第5巻『日本語の音声に耳を傾けると...』(34分)

対象とする視聴者は、中学生、高校生、社会人、日本語学習者等である。利用の助けとなるよう、作品の趣旨・内容・解説、シナリオ全文、意見交換のための観点などを載せた「解説書」を添付した。第2巻から第4巻は、第1巻『相手を理解する』で扱った5つのテーマの中から、1つあるいは2つのテーマを選び、それについて掘り下げる内容とした。

作成に当たっては、ことばビデオ作成部会及びビデオ作品制作委員会(所外有識者5人と、ことばビデオ作成部会員によって構成される)が、作品の企画、シナリオ案の検討、映像作品制作過程の検討などを進めた。制作は、公募(プロポーザル方式)によって選定された東京シネ・ビデオ株式会社が担当した。

学術的有用性

日本語による各種表現の機能、音声的特徴、付随する非言語行動などを観察・分析できる会話が自然会話も含め数多く収録されているため、「素材集」としての教育利用のみならず、研究資料としての有用性も高い。また、研究所における調査研究の成果や学界で得られた知見が随所に反映されており、大学及び日本語教師養成機関等での教育でも十分に利用が可能である。

社会的有用性

本ビデオ・シリーズは、国民及び日本語使用者の日本語に対する理解を深め、言葉に対する意識を高めることに寄与することを目指している。話し言葉を中心に、国民各層から広く関心を持

たれている事柄や、言葉に関する諸問題を取り上げ、その内容や日常の言語生活における実態等について、映像と音声によって分かりやすく伝えることを基本姿勢とした。

研究所が実施した調査を始めとする各種調査研究の結果に基づいて、言葉の使用実態を簡潔に紹介し、言葉を見つめるための新たな観点を示すことにより、言葉に対する意識を高め言語生活を向上することが可能となると考える。具体的には、日本語を学習する外国人から見た日本語の特徴、言葉に込める意味や表現方法の違いによって日本人同士でも起こしてしまう摩擦、日本人でも知らずに過ごしている日本語音声の地域差などを取り上げることにより、日本語の現実についての正しい認識に視聴者を導くことや、その気付きからもたらされる、日本語に対する意識の高まりを意図した。

また、研究所の研究成果は、印刷媒体を通じて公表されることが多いが、国民一般に広く普及し、国語に対する意識を高めるためには、より簡潔平易な内容と親しみやすい形で公にすることが求められる。本ビデオ・シリーズは、視聴覚メディアの特性を生かし、我々の言語生活の様々な側面を映像と音声によって具体的に示したものである。

普及活用状況

年度ごとに、全国の視聴覚ライブラリーや教育委員会、公民館など、約 750 箇所は無償配布を行った。同時に、民間の流通経路による市販も行い、効果的かつ広範囲にわたる普及を図った。また、新「ことば」シリーズや「ことば」フォーラムのテーマと関連を持たせ、ビデオの有機的な活用を促すとともに、1つのテーマを探究する機会を生み出した。

なお、平成 13 年度作品は文部科学省特選、平成 14 年度～平成 17 年度作品は文部科学省選定を連続受賞している。また、平成 13 年度作品及び平成 16 年度作品は優秀映像教材選奨（教育映画祭）を受賞した。

また、作品の利用状況を調べるため、平成 13 年度作成の作品に関して、配布先へのアンケートを行ったところ、配布後半年間に回答機関の約 40 %で貸出し・館内視聴の利用があったことが分かっている。一層の普及を図るため、活用方法及び広報手段についての検討を始めている。

38 . 電話等による「言葉」に関する質問対応

電話等により研究所外から様々に寄せられる「ことば（国語・日本語・言語）」に関する質問に適切に対応した。

対応状況

専門職員を中心とした対応体制を組み、電話等による質問に対応するとともに、質問応答内容の記録のデータベース化を行った。

質問応答の件数は下記の通りに推移した。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
件数	1,252	1,193	1,476	1,594	1,699

最も多いのが電話によるもので、それ以外にもファクシミリや書簡、近年はメール、あるいは直接質問を持っての来所や、図書館利用者が質問する事例もあった。質問内容の4割強は語彙・語法に関するもの、2割強は文字・表記に関するもの、以下、音訓、語源・由来、音声・音韻等と続き、専門分野は多岐にわたる。外来語や敬意表現の問題が問われることも多く、複数分野にまたがるもののうち、6割強は外来語に関する質問である。

質問者の半数は個人からのもので、日常の言語生活上の疑問を確かめるための、語法や文字に関する内容が多い。次に3割が職場や組織などなんらかの社会的・公的活動の中での質問で、用字用語の決まりや敬意表現に関することが多い。次に多いのが1割半ほどのマスコミ関連の質問である。特に最近増加傾向にあるマスコミ関連の質問の内訳で7割弱を占めるのが番組制作関連である。

対応体制の整備

電話等による質問に対し、質問対応の専門職員を中心として対応する体制を組んだ。専門的な質問内容については、常時所内の専門研究員への質問応答協力依頼と、そこからの情報提供により対応する体制が実現している。また、質問応答内容の記録はデータベース化し、これにより過去の質問に関する照会や、過去の回答内容の確認、再利用が容易になった。

質問応答内容の蓄積は、「ことば」フォーラムの企画立案及び「ことば」シリーズの「言葉に関する問答集」の設問選定、広報紙「国語研の窓」への連載にも利用するなど、相互連携が行われた。

(3) 研究所が所有する情報・資料を国内及び海外の利用者へ積極的に提供するため、情報・資料のデータベースの構築を推進すること。

(3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため、文献目録・文献データの編集刊行、研究資料の電子化等を実施する。また、日本語教育関係情報や教材素材の提供など日本語教育支援のための総合的ネットワークの構築及び運営を実施する。

39. 「国語年鑑」の刊行

日本語研究に関する基礎的情報源として、日本語の研究・教育・状況等に関する目録情報を継続的に収集し、データベースを構築して、『国語年鑑』を刊行した。

文献目録等の編集刊行状況

今期いずれの年度においても、計画どおり日本語研究文献目録データベースの構築を行い、『国語年鑑』を刊行した。発行部数は各年度とも 1,700 部である。日本語研究に関する刊行図書及び雑誌文献の目録データを掲載しており、その数は、今期 5 年間の合計で、刊行図書 6,048 件（年平均約 1,200 件）、雑誌文献 13,545 件（同約 2,700 件）である。また、国語関係者名簿の登載者数は、年平均で約 2,000 名である。

また今期中新たに行った主な事項は以下の通りである。

(1) 『国語年鑑』における総合雑誌記事目録、動向の掲載

15 年度刊行の 2003 年版より、総合雑誌における特集・連載・対談目録を掲載した。

また、刊行図書、雑誌文献、総合雑誌記事、新聞記事を対象とした「第 1 部 動向」を新設した。

(2) 『国語年鑑』への付録 CD-ROM の添付

15 年度刊行の 2003 年版より、< 刊行図書目録 > < 雑誌文献目録 > のデータを収録した CD-ROM を添付した。

(3) 『日本語ブックレット』の刊行

15 年度に、日本語に関する動向や資料を分かりやすい形で広く提供することを目指した『日本語ブックレット 2002』（PDF 版）を試作版として作成し、ホームページ上で公開した。

翌 16 年度には文部科学省「国語力向上のモデル校」に対するアンケート調査を行い、その結果を踏まえて改訂版を作成・公開した。

そして 17 年度は、WEB ページを新たに作成し、『日本語ブックレット 2004』（電子版）として本格的な公開を実現した。

(4) 『日本語学研究文献総索引』へのデータ追加

17 年度に、WEB で公開している『日本語学研究文献総索引』への追加データとして、1991

～ 2002 年分のデータ整備を完了した。

学術的有用性

研究を推進するためには、各自の研究テーマと関連するテーマの研究動向を把握しておくことが前提となる。『国語年鑑』は、日本語の研究における研究文献目録として、50 年以上にわたって刊行を続けており、必須の研究支援情報源としての評価は既に学界で定着している。また、15 年度刊行の 2003 年版より、動向分析・総合雑誌記事目録・研究文献目録データ CD-ROM を新たに付して、『国語年鑑』の内容・利便性を強化した。

社会的有用性

『日本語ブックレット』は、日本語に興味を持つ一般の人々向けに、日本語に関する動向や資料を提供するものである。したがって、研究者以外にも、広く一般の人々からも利用されることが期待できる。一般向けの図書や雑誌、新聞記事等の資料から日本語をめぐる動きを分かりやすくまとめており、学校教育や一般社会で利用しやすく、日本語に関する情報源として有効なものとなっている。

40. 「日本語教育年鑑」の刊行

業務番号 46 と連携して、日本語教育情報資料の収集・蓄積を行い、日本語教育における動向分析を行った。その成果の社会還元と日本語教育の展開への寄与のために、毎年、教育、研究、施策等の日本語教育情報を提供する『日本語教育年鑑』を刊行した。

文献目録等の編集刊行状況

計画どおり毎年度 1 冊を編集・刊行した。

年度	内容(第1章のタイトル)
平成13年度	『日本語教育年鑑2001年度版』(コンピュータと日本語教育)
平成14年度	『日本語教育年鑑2002年度版』(データや資料の共有と権利)
平成15年度	『日本語教育年鑑2003年度版』(教育改善)
平成16年度	『日本語教育年鑑2004年度版』(教える・学ぶ)
平成17年度	『日本語教育年鑑2005年度版』(書くということの意義)

毎号構成は同一である。第一章には、日本語教育界の主な動向と今後の進展を取り上げて論文形式で記述した。第二章には日本語教育関係機関動向を、第三章には日本語教育分野の図書リスト、論文リスト、科学研究費補助金研究課題一覧、著者等人名索引を掲載した。

学術的有用性

日本語教育を教育、行政、研究の 3 面から概観し、日本語教育の動向と今後を考える基礎資料

である。日本語教育機関約 1,500 のうち約 700 が定期購入した。掲載した日本語教育関連の刊行図書、雑誌等掲載論文一覧などの文献資料は、日本語教育研究の企画立案や、日本語教育施策の基礎情報資源として、日本語教育史記述資料として有用である。

社会的有用性

日本語教育の動向を鳥瞰した論文、関係機関の年間事業報告、文献・論文・科研費研究課題一覧、関連団体一覧、関連する社会的出来事等を収録することにより、関係機関や教師・研究者等関係者が日本語教育界の動向や全体像を把握する上で有用である。また、機関や個人が情報を共有することを通じて、教育実務、研究、施策立案に際して関係者の連携と相互刺激を図る資料である。また、大学の日本語教師養成課程の講義資料として活用されるなど、日本語教師養成、教師自己研鑽等においても有用な資料である。

成果報告書等の作成状況

計画どおり毎年度 1 冊を刊行した。

成果報告書等の内容の充実度

毎年、文献図書が平均約 400 件（国際交流基金からの約 100 件を含む）、論文が平均約 1,500 件、海外図書が平均約 100 件採録されており、日本語教育では最大の情報量である。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

研究所の催事、学会や研究会での広報と書店による販売、郵便、メール、WEB サイト（研究所、出版社、オンライン書籍販売など）からの案内と販売を通じて、広く日本語教育関係者や大学等の図書館に広報を行っている。また、文献・論文・研究課題の情報は、データベースでも検索抽出できるようにした。

実施に伴う基礎資料の整備状況

業務番号 46 の日本語教育情報資料の収集・蓄積と連係して作業をしており、収集した情報資料は、書誌情報を電子化するとともに、日本語教育資料室で所蔵管理し、公開した。

4 1 . 日本語状況新聞記事データベースの公開

言語及び言語生活に関する世論や社会での動きをとらえるための情報収集の 1 つとして、言葉に関する新聞記事を収集するとともに、その管理・運用のために、各記事の書誌情報（掲載日、掲載紙名、見出し等）を入力し、言語研究に有用な検索情報を付加した目録データベースを構築した。この目録データを利用し、日本語をめぐる状況について分析し、学会及び雑誌等において発表した。また、目録データをホームページ上で公開した。

文献目録等の編集刊行状況

目録データベースの構築・整備を計画どおりに進め、毎年、約 3 千～ 4 千件を新規に収集・整

理した。また、1つ1つの記事について、書誌情報及び検索情報等を精査・整備し、平成13年度に50年分〔昭和24年（1949年）～平成10年（1998年）〕のデータをホームページ上で公開し、以降、整備を施したデータを順次、追加公開した。

さらに、収集・蓄積した目録データ及び切り抜き資料を基に、言語意識・言語生活の動向について分析し、学会及び『国語年鑑』『日本語ブックレット』ほかの雑誌等において発表を行った。

このほか、資料の保存、共有、並びに利用の高度化を図ることを目的に、本計画の目録データベースを基礎として、平行して、画像データベース検索閲覧システムの構築・公開に向け、データ整備及び著作権処理等を行った。

（1）新規収集記事及び公開データ（データ管理上、1月～12月分を1年分とする）

年度	新規記事		公開データ		累積公開件数
	掲載年	件数	掲載年	件数	
平成13年度	2001年	3,300件	1949～1998年	114,000件	114,000件
平成14年度	2002年	3,700件	1999年	2,400件	116,400件
平成15年度	2003年	2,800件	2000年	3,500件	119,900件
平成16年度	2004年	4,100件	2001～2002年	7,000件	126,900件
平成17年度	2005年	3,800件	2003～2004年	6,900件	127,100件
				6,700件()	

() 記事切り抜きデータの一部についてWEB検索サービスを終了。

（2）公表・利用状況

平成15年度からは毎年度継続して、以下の分析・報告を行った。

- ・「新聞記事に見る分野・話題の推移」『国語年鑑』
- ・「新聞に見られた日本語をめぐる状況」『日本語ブックレット』

また、目録データ及び切り抜き資料については、所外研究者による論文執筆を目的とする利用、及び所内の研究事業における参考資料としての利用などがあつた。

上記以外の公表・利用状況は以下のとおりである。

【平成14年度】

- ・「履歴書の話 - 毛筆縦書きからペン字横書きへ - 」『文教ニュース』No.1720
- ・WEB公開後9か月で8,000件を超える所外からの利用があつた。
- ・『月刊日本語』に本データベースについての紹介記事が掲載された。

【平成15年度】

- ・「新聞切抜にみる分野・話題の推移」『日本語学』2003年4月号
- ・「国語研究所新聞記事見出しデータベース」について」国語学会2003年春季大会でデモンストレーション発表

【平成16年度】

- ・ホームページ上で公開中の目録データ検索システムについて、全文検索機能追加等の拡張を行い、検索時の利便性及び検索効率を高めた。

【平成 17 年度】

- ・「新聞記事に見る敬語の話題 - 学校と職場における呼称 - 」『日本語学 - 敬語 理論と実践』2005 年 9 月臨時増刊号
- ・円満字二郎著『人名用漢字の戦後史』（岩波新書 2005 年 7 月）における主要参考文献の 1 つとして本データベースが利用され、新聞記事を重要な資料として、名前と漢字の関係をたどっている。

学術的有用性

日本語をめぐる戦後の言語意識・言語生活に関する情報を効率的に検索できる情報源として貴重である。研究所内外の研究者による利用のほか、研究所の業務の参考資料としても利用されている。また、収集データに基づき年間の分野・話題の傾向を分析し発表した。

社会的有用性

言葉に関する社会的な動きを過去 50 年にさかのぼって簡便に検索できるデータベースがインターネット上に公開されることは、言葉に関心を持つ市民のみならず、学校教育や日本語教育での利用など、新聞を素材とする教育活動などにも有用な材料を提供する。

また、『日本語ブックレット』は、本データベース及び『国語年鑑』、総合雑誌等を資料として、日本語に興味を持つ一般の人々向けに、日本語に関する動向や資料を編集したものであり、研究者以外にも、広く一般の人々からも利用されることが期待できる。

4 2 . 図書館蔵書目録データベース公開

国立国語研究所における日本語情報の蓄積と普及を図り、また、研究所が所有する文献・資料の情報を国内・海外の利用者へ積極的に提供するため、図書館蔵書目録データベースの構築と公開を実施した。

進捗状況

国立国語研究所が所有する文献・資料の情報を国内・海外の利用者へ積極的に提供するため、図書館蔵書目録データベースを構築し、研究所ホームページ上で公開を実施している。インターネットで公開することにより、研究所が収集・蓄積した日本語に関する文献・資料の書誌情報を、研究者のみならず、一般にも広く提供した。

平成 18 年 3 月 31 日現在の図書館蔵書目録データベースへの登録数は、以下のとおりである。

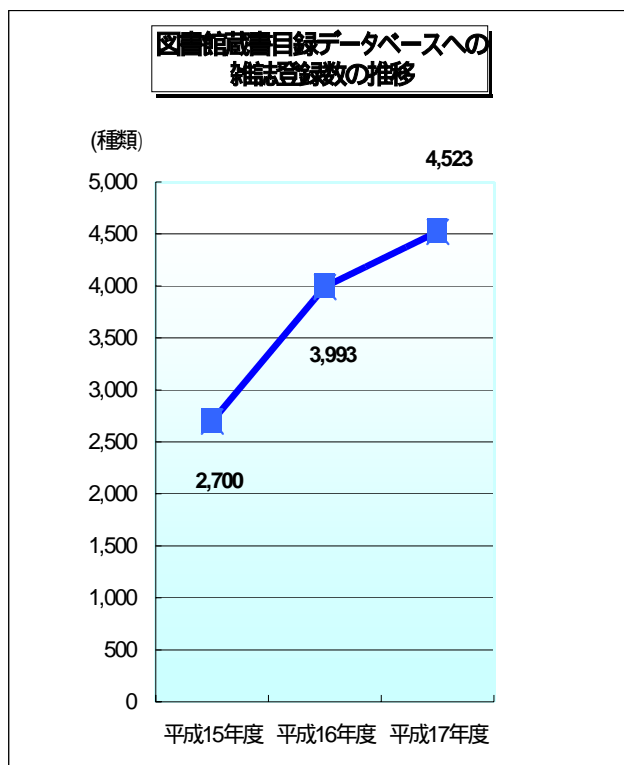
図 書			雑 誌			視聴覚資料 等
和図書	洋図書	計	和雑誌	洋雑誌	計	
87,184冊	16,659冊	103,843冊	4,082種類	441種類	4,523種類	2,459点

図書館蔵書目録データベースは、平成 13 年度にホームページ上で公開を開始した。以降、各年度ごとに約 10,000 件のデータを継続的に追加してきた。現在では、所蔵資料の遡及入力

ほぼ完了に近づいている。また、最近では、インターネット利用者が増加したこともあって、図書館蔵書目録データベースに国立国語研究所のホームページからアクセスできることが認知されるようになり、一般利用者や他機関からの閲覧・複写の申込などの際には、図書館蔵書目録データベースが活用されている。

当初は、図書データのみでの公開であったが、平成15年度からは、雑誌データについてもホームページ上での公開を開始し、運用管理を行っている。特に、大学・諸機関の研究紀要など、利用頻度の高い所蔵雑誌の登録を重点的に実施したため、図書館蔵書目録データベースにおける雑誌データが格段に充実してきた。これに伴って、ILLの申込も激増し、国立国語研究所が所有する資料・情報の提供・活用が効果的に推進されている。

また、国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも、所蔵図書の登録、所蔵雑誌の登録を継続して実施している。この総合目録データベースを利用することによっても、国立国語研究所の所蔵図書・所蔵雑誌の検索が可能である。



学術的有用性

日本語に関する専門図書館としての観点から構築した図書館蔵書目録データベースは、日本語研究における基盤情報として有意義なものである。市販されている基本的な図書・雑誌の情報以外にも、大学・諸機関の研究紀要、科学研究費補助金による報告書や資料集、私家版、抜刷、地方出版物といった一般には入手しにくい文献・資料などについての学術文献情報を広く深く提供することが可能である。

社会的有用性

図書館蔵書目録データベースをインターネットで公開することによって、国立国語研究所が収集・蓄積した日本語に関する文献・資料の書誌情報を、国内及び海外の機関、小・中・高等学校や日本語学校の教員・学生・生徒・学習者、また、一般の個人にも広く提供することができる。

また、国立国語研究所が所有する文献・資料のデータベースの構築を推進することによって、社会の情報化に対応した形で、収集・蓄積した日本語に関する情報が社会へ普及することも期待される。

4 3 . 電子化報告書・資料集の画像ファイルのインターネット公開

研究所が保有する情報・資料を国内及び海外の利用者へ積極的に提供するため、情報・資料のデータベースの構築を推進することを目的とし、中心的な成果物である研究報告書・資料集を電子化し、公開した。

研究資料の電子化等の実施状況

毎年 3,000 ページ分の国立国語研究所報告の電子化とインターネット公開を確実に実施した。本文の画像ファイルを作成すると同時に、目次データベースを整備して、「日本語情報資料館」上に登録し、インターネットに公開した。

電子化した研究報告は No.1 ~ No.59 である。これは、既刊の「国立国語研究所報告」の 50 % (2006 年 1 月) に当たる。時期としては、昭和 25 年 ~ 昭和 52 年に相当し、研究所の創立当初から現在までのほぼ半ばまでの時期のものである (No.30 は大判地図が主体のため、電子化報告書とは別の処理法で電子化・公開を実施)。

電子化した報告書は、分野別には以下の通りである。

分野	件数
語彙表・語彙調査	9
文字表記調査	4
語彙研究	5
文法研究	5
社会言語学的研究	12
方言研究	1
読みの実験的研究	2
言語教育及び言語発達	11
歴史的研究	1
論文集(電子計算機による国語研究)	8

学術的有用性

国立国語研究所における研究成果の蓄積の保存、共有、利用の高度化とインターネットによる公開を積極的に推進するため、中心的な成果物である研究報告・資料の電子化と公開を推進することにより、研究所が蓄積している日本語に関する研究成果・情報の原典に容易に接することが可能となった。また、入手困難な報告書の利用者や、海外の利用者など、これまで、直接の閲覧に困難があった人々にとって利便性が非常に向上した。

電子化した研究報告には、言語調査、言語生活研究における重要な文献とされているものが多数ある。言語生活研究や文字表記に関する計量的研究など、新たな研究手法が開拓された時期に当たり、研究方法に関する情報としても、日本語に関する情報としても意義のあるものである。

社会的有用性

日本語に関する基盤的な情報でありながら、一般には直接的に手にしにくい、あるいはその存在が知られずにいるような資料を広く利用しやすい媒体として提供する。研究成果に触れることが飛躍的に簡便になることによって、国内外への研究成果の普及が促進され、日本語に関する情報を必要としている人々に対する貢献をすることができるとともに、日本語への関心を高めることができる。

4 4 . 研究資料のデジタル化と公開

国立国語研究所が設立以来行ってきた各種の調査研究等によって蓄積した研究資料の保存、共有並びに利用の高度化を図ることを目的とし、研究資料のデジタル化（電子化）によるデータの蓄積と公開（ネットワーク、CD-ROM 等）を推進した。

研究資料の電子化等の実施状況

研究所が蓄積する資料の中から、研究資料として基礎的かつ規模の大きなもので、電子化によるメリットの大きなものを選んで電子化と公開（ネットワーク、CD-ROM 等）を実施した。

電子化は、昭和 30 年代に国立国語研究所が行った全国規模の言語地理学的な方言調査による『日本言語地図』の原資料及びその言語地図、並びに昭和 52 年度から 60 年度にかけて文化庁が行った全国規模の「各地方言収集緊急調査」（方言による会話を収録）の録音テープ及び文字化資料を中心に行った。また、「日本語情報資料館」（インターネット）や CD-ROM による公開を実施した。

『日本言語地図』（全国 2400 地点）の原資料であるカード（50 万枚）の情報（『日本言語地図』データベース）は、およそ 9 割の電子化を完了した。地図画像も 5 巻（『日本言語地図』全 6 巻）までを電子化し、公開（インターネット）した。「各地方言収集緊急調査」資料は、日本全国 200 地点以上における約 4,000 時間に及ぶ方言談話の録音テープ及び手書きの文字化原稿（一部）が残されているものである。第一段階として、各都道府県 1 地点（中期計画期間中は 44 都道府県まで）を対象とし、伝統的方言が最もよく残っていると思われる部分の音声と文字化テキストの電子化、公開（CD-ROM、一部インターネット）を実施した。

『日本言語地図』データベース及び「全国方言談話データベース」は、いずれもデータベース科研による補助を受け、実施した。

学術的有用性

国立国語研究所には、日本語に関するオリジナルの調査研究資料が多く蓄積されており、これらは日本語に関する重要な基礎的な資料であるが、時間の経過とともに資料が劣化・散逸する危険がある。これらを後世に確実に伝えていくとともに、基礎的な研究資料として公開と利用を進めていくためには、研究資料の電子化による蓄積と公開が有効であり、さらに、電子化によって新たな利用や研究への道を開くことが可能となる。近年のコンピュータの普及や研究における電子化資料の増加とあいまって、研究資料の電子化の有効性は高いものがある。

社会的有用性

日本語に関する基礎的な資料が電子化され、ネットワークや CD-ROM 等、一般にも利用しやすい形で情報・資料を提供することにより、調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず、日本語に関する研究成果の一般への普及や、学校教育や生涯学習における活用など、裾野を広げる効果も期待される。

4 5 . 日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実

国内外の日本語教育における教育情報交流や学習素材のニーズにこたえるべく、言語データや文献情報、研究資料等に関する研究所の成果の普及を図るため、インターネット上に日本語教育を支援するネットワークシステムを構築し、運営を実施した。

総合的ネットワークの構築・運営の実施状況

【13年度】

6月にシステムの運用を開始し、8月には利用者登録の受付を開始した。利用 ID 発送、問い合わせ対応、掲示板や行事情報などの公開とチェック、提供素材の電子化処理、システム保守管理を行った。また、利用、寄贈素材の受入れ、著作権、委員会等の諸規約を作成した。

【14年度】

全体の再検討、再構築を行うなどして安定性を高め、運用しやすくまた利用者にも使いやすいシステムへの改善を実施した。

【15年度】

業務番号 46, 52 と連携してコンテンツの作成を行った。電子資料館システム（日本語情報資料館）との連携を強化するためのシステムの改良を行った。

【16年度】

上記コンテンツの受入れ準備をした。

【17年度】

上記コンテンツを順次受入れた。平成 18 年 3 月 31 日現在の利用登録者数は 4,587 名であった。

学術的有用性

日本語教育活動をより効率的・効果的に進めていくために、インターネットを活用し、情報提供を行う総合的なネットワークシステムを構築することは、日本語学習支援の環境整備に寄与するのみならず、素材の活用の実際を研究資料として利用できるほか、国内外の関係者との共同研究体制作りという基盤的な面で貢献する。

社会的有用性

日本語学習支援の環境整備、情報や素材の提供・共有により、国内外の日本語教育において、その内容と方法の改善や教材作成に役立つ。

4 6 . 日本語情報及び教材開発ソフトの提供

多様化する日本語教育に必要な教育学習用の様々な情報資料や素材について、所外の機関や教育関係者等と連携して収集、開発、提供を行った。具体的には、基本語用例データベース、教育基本語彙データベース、母語別用例辞典（インドネシア語版）、二字漢字語属性情報データベースの開発、日本語教育年鑑の基盤となる情報資料の収集と蓄積（日本語教育資料室で管理）、マルチメディア教材作成ソフトの開発提供、日本語教育支援総合ネットワークシステムの運営（業務番号 45 参照）である。

調査及び研究の進捗状況

【13年度】

- ・基本語用例データベース、母語別用例辞典（インドネシア語版）の開発を行った。（～16年度）
- ・教育基本語彙データベースのCD版の作成・配布と語彙情報の拡充を行った。
- ・二字漢字語属性情報データベースをWEBサイト（<http://202.245.103.51:8900/KRB/>）で公開した。
- ・マルチメディア教材開発ソフト「きりはり教室」を配布し、素材共有サーバを準備した。
- ・論文、助成金研究課題、機関団体等の日本語教育関係資料の収集、蓄積を行い、分析するとともに、WEBサイト（<http://www.kokken.go.jp/jsl/>）と『日本語教育年鑑』で提供した。また、閲覧供与の場として日本語教育資料室を運営した。（～17年度）
- ・図書館と日本語教育資料室のデータ処理の統合を図った。

【14年度】

- ・教育基本語彙データベースの更なる拡充のための語彙調査を行った。（～16年度）
- ・二字漢字語属性情報データベース、マルチメディア教材開発ソフト「きりはり教室」のプラグインソフトを、業務番号 51～53 と連係して開発した。

【15年度】

- ・二字漢字語属性情報データベース、マルチメディア教材開発ソフトの開発は、本年度で開発目標を達成、公開し、終了した。

【16年度】

- ・業務番号 51～53 で開発したコンテンツとともに、日本語教育支援総合ネットワークシステムへの移行の準備を行った。

【17年度】

- ・基本語用例データベースは、4月のWEB公開に向けて、約150項目を作成・修正し、マニュアル等のドキュメント、公開用WEBページ等を作成した。
- ・母語別用例辞典は、学習用日本語用例辞典（インドネシア語版）としてWEB版を公開した。（<http://www2.kokken.go.jp/kamus/>）
- ・教育基本語彙データベース増補版（初級200語）を作成した。リテラシーに関する各国の統計情報をデータベース化した。報告書『国語の近代』『現代漢字教育研究』を執筆した。
- ・開発物の日本語教育支援総合ネットワークシステムへの順次移行に着手した。

学術的有用性

基本語用例データベース、母語別用例辞典は、語義、文脈、機能等の観点から分類整理したデ

ータ集である。国語辞典等と基本的に異なる角度からの情報及び従来の日本語語彙・用例研究に欠落していた新たな観点からの付加情報が含まれており、意味分析や語彙研究の基礎的資料として有用である。教育基本語彙データベースは、語彙一般の基本語彙研究の基礎資料として貴重である。日本語教育支援総合ネットワークシステムは、日本語教育のポータル・サイトというもので、そのアクセス解析は、日本語教育におけるニーズ調査、実態調査の基礎資料となる。

社会的有用性

これらはすべて、日本語教育の教授内容、教科書、副教材、テストを作成するときの基盤となる資料である。作成した電子化データは、国内外を問わず、高度情報化に即応した日本語教育の指導内容の変革や、指導方法や教材作成法の変革に資するものである。また、日本語教育全体の共有資産として大きな社会的有用性を持つ。

47. 「日本語教育ブックレット」の刊行

研究所が所有する情報・資料を国内及び海外の利用者へ積極的に提供するため、短期研修の内容を広く提供するために、普及書として『日本語教育ブックレット』を毎年刊行した。

刊行状況

各年度1冊以上を刊行し、目標を達成した。

年度	内容
平成13年度	『1 多言語環境にある子どもの言語能力の評価』(B5判, 62ページ)
	『2 日本語教材と著作権』(B5判, 66ページ)
平成14年度	『3 日本語教師のための対照研究入門』(B5判, 64ページ)
	『4 第二言語習得の心理学的研究方法』(B5判, 68ページ)
平成15年度	『5 論理的文章作成能力の育成に向けて』(B5判, 64ページ)
	『6 地域における日本語学習支援』(B5判, 55ページ)
平成16年度	『7 作文教育における、日本語教師と大学専門教員との協力のために』(B5判, 74ページ)
	『8 話しことば教育における学習項目』(B5判, 52ページ)
平成17年度	『2 日本語教材と著作権』改訂版(B5判, 66ページ) [旧版刊行時以降の法律等の改正点を修正]

17年度に編集を進めた『9 教室活動における「協働」を考える』は、18年度に刊行する。

学術的有用性

研究成果を基にしたテーマで行われた短期研修の内容を素材に作成した。最新の研究成果や情報を精選して掲載しており、平易な表現で記述されているが、当該分野の専門家により執筆されたもので、その学術的な価値は高い。

社会的有用性

短期研修に参加できなかった人，専門書に接しにくい状況にある人などに，日本語教育の研究課題や教育現場の課題について，平易な表現で親しみやすく編集した参考資料であり，気軽に手にしてもらえぬ形で公表・頒布している。平成 13 年度刊行の第 1 巻は在庫切れとなり，平成 15 年度に 500 部を増刷するなど，社会的ニーズは高い。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

B5 判，平均 60 ページの普及書を作成し，約 400 部を日本語教育関係機関等に教師研修の推進の一環として配布するとともに，研修会場等で販売（単価 500 円）行った。また，WEB サイトでの案内，研修修了生や所属機関へのメールリストによる広報，出版社からの案内等を実施した。現在，継続的な需要がある。

(4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえるため、情報・資料を提供できる環境の整備を図ること。また、図書資料の公開を推進し、平成17年度に予定されている立川市への移転と同時に本格的に実施できるように努めること。

(4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえ、研究所が所有する情報・資料の提供を推進するため、研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備及びネットワークによる提供を実現する。また、専門図書館としての機能の充実を図るとともに、ILL（ネットワークを活用した図書館相互貸出）の活用を含め図書資料の公開を推進し、平成17年度に予定されている立川市への移転と同時に本格的に実施できるように努める。

4 8 . 各メディア相互連携体制の構築

研究所の情報発信・情報提供には、刊行物の刊行、各種公開講演会の開催、インターネットによる情報提供等、異なった特性を持つ様々なメディアがある。これら相互の連携を取ることにより、それぞれのメディアの特性を生かしながら、より効果的、効率的な情報・資料の提供を行うことのできる体制を構築した。

研究資料等の蓄積・提供システムの整備状況

刊行物、各種公開講演会、インターネットによる情報提供等、それぞれ異なった特徴をもつメディア相互の連携を取り、相乗効果を上げるため、相互連絡を図りつつ企画実施が出来るよう、関連の委員会等の体制を整え、相互連携を推進した。

メディア相互の連携をより円滑に行うことのできるよう、普及広報委員会、各種部会をはじめとする連携体制の中で、相互連絡、企画を行った。『「ことば」シリーズ』や『ことばビデオ』と連携した『「ことば」フォーラム』の開催、『外来語言い換え提案』と『「ことば」フォーラム』や『「ことば」シリーズ』とホームページとの連携、日本語教育の短期研修と連動した日本語教育ブックレットのシリーズの刊行、研究報告書に対応するデータ等のホームページ上への公開、ホームページによる各種情報提供等、各メディア相互の連携の下、実施した。

学術的有用性

各メディアの特性を生かした多面的な情報発信を行うことにより、情報発信の活性化、研究の深化、利用法の拡大等が期待できる。また、ホームページと連携することにより、海外への情報提供の充実にも貢献できる。

社会的有用性

多様な媒体からの情報獲得の道を用意することにより、情報のより広い普及と理解、利用が可能となる。また、研究所が提供する情報に一般の市民が接しやすくなることにより、国語に関す

る情報の普及・啓発に資する。

49 . パーチャル日本語情報資料館システムの運用

研究所が所有する情報・資料の提供を推進するため、研究資料、文献情報の蓄積、提供システムの整備とネットワークによる提供を実現した。

研究資料等の蓄積・提供システムの整備状況

国内及び海外の利用者の需要にこたえ、研究所が所有する情報・資料の提供を推進するため、研究資料・文献情報の蓄積・提供システムとして「日本語情報資料館システム」を整備し、ネットワークによる提供を実現した。

「日本語情報資料館システム」はインターネット上に公開する電子情報資料館、「バーチャル情報資料館」であり、電子化した情報・資料を元に、インターネットを通じて、国立国語研究所が蓄積する日本語に関する情報・資料を提供する（ネットワークにより電子化した資料の公開・閲覧することを「バーチャル」と称した）。

「日本語情報資料館システム」は、電子資料館、電子図書館及び日本語教育支援総合ネットワークから構成される。電子資料館は電子化した資料をネットワークを通じて検索利用できるようにするためのシステムであり、電子図書館は目録情報及び電子化した刊行物の本文をネットワークを通じて検索利用できるようにするためのシステムである。「日本語教育支援総合ネットワークシステム」は、日本語教育に関する情報提供と日本語教育のための教材用素材の提供を行う。

平成 14 年度に「日本語情報資料館システム」の基本的なシステム構成がそろい、システム全体の運用を開始した。引き続き、運用を継続しつつ、運用管理面、信頼性、安定性、セキュリティ、利用面等を検討し、プログラムの追加、ハードウェア等、システムの整備を実施し、ネットワークによる情報提供を実現した。

また、平成 17 年 2 月の庁舎の移転に伴い、国立国語研究所の蓄積資料を新設の中央資料庫に移設し、蓄積資料の整備、目録作成等を推進した。これらの蓄積資料は、研究所が行ってきた各種の言語調査によるものであり、「日本語情報資料館」の原資料となるものである。

研究資料等のネットワークでの提供状況

研究所が蓄積する情報・資料の整備や電子化を進めつつ、電子化資料（『日本言語地図』地図画像、『全国方言談話データベース』概要等、研究文献目録データの公開、世界の言語研究機関調査情報等）、図書情報・電子化図書（図書館蔵書目録検索、文献目録情報検索、「ことば」に関する新聞記事見出し検索データベース、電子化報告書等）、日本語教育支援（日本語教育支援総合ネットワークシステム）等の構成でインターネット上に公開した。

学術的有用性

「日本語情報資料館」は、国立国語研究所の蓄積資料のみならず、研究所外の日本語に関する資料の収集も視野に収めながら、研究成果・資料の保存、利用、普及を推進しようとするものである。国内外の日本語研究・日本語教育関係者の活動にとってインターネットの活用は重要な位

置を占めており、「日本語情報資料館」によって提供される研究の基盤的な情報は学術的に有用なものである。

国立国語研究所には、1948年の設立以来行ってきた日本語に関する調査研究の資料が多く蓄積されている。これらは日本語に関する重要な基礎的資料である。これらの情報や資料に対して、物理的にも情報としても整理・保存・蓄積を組織的に行い、研究成果の組織的な蓄積・保存・管理の体制と、その蓄積全体に関する情報検索手段を整備することによって、これらを日本語に関する共通の財産・資源として将来へ継承しつつ、活用していくことが可能となる。

社会的有用性

日本語に関する基礎的な資料をネットワークにより提供することにより、調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず、日本語に関する情報を広く市民に提供することによる、学校教育や生涯学習における活用、研究成果の社会への普及などの効果も期待される。

50．日本語図書情報の海外提供システムの開発と運用

海外への日本語情報提供の推進と、インターネットにおける漢字問題の解決に寄与するため、インターネットによる日本語図書情報の海外提供システム「JiBOOKS」(Japanese information on Books：日本語の表示ができない海外のインターネット閲覧ソフトでも日本語情報を高速検索できる。)に関する研究及び実験的運用システムの開発と運用を行った。

調査及び研究の進捗状況

「JiBOOKS」を開発し、運用した。

文字配信システムの研究を進め、日本や中国の文字約10万字種をインターネットに配信する技術を確立し、その成果に基づいて、『日本書籍総目録』のネット版を日本書籍出版協会の協力を得て公開した。また、図書館蔵書データベースの検索に関する研究を進め、その結果に基づいて、早稲田大学図書館と共同でシステムの設計・開発を行った。国立国会図書館 Web-OPAC (NDL-OPAC) についても、書誌情報を検索できるシステムを開発した。また、UCS 正規化表の予備調査と、官報外字の予備調査を実施した。

このように、最新の出版情報(約61万冊分)、国立国会図書館 Web-OPAC (NDL-OPAC) や早稲田大学図書館 Web-OPAC (WINE システム) に搭載されている数百万冊の書誌情報を、日本語が表示できない海外のインターネット閲覧ソフトの利用者でも検索可能にした JiBOOKS を開発し、安定的に運用することができた。

研究資料等のネットワークでの提供状況

「JiBOOKS」により、以下の情報提供を実現し、実験的運用を実施した。

「JiBOOKS」による情報提供の実現

- ・最新の出版情報(『日本書籍総目録』のネット版)(約61万冊)
- ・早稲田大学図書館 Web-OPAC (WINE システム) に搭載されている約340万冊分の書誌情報

- ・ 国立国会図書館 Web-OPAC (NDL-OPAC) 上の書誌情報

学術的有用性

異なったコンピュータ環境同士における文字化けの問題や、海外のコンピュータ環境では、日本語はすべて外字扱いになるのが普通なので、図書目録検索サービスを海外に提供できないなど、国内外のインターネットにおける学術情報の交換等における漢字問題の解決に寄与する。

社会的有用性

我が国の文化を支える知的資源としての図書に注目して、その最新の出版情報や、大学図書館の蔵書情報を、日本語で海外に提供するための基盤を創成することを心掛けた。この成果によって、国立印刷局や国立国会図書館との連携関係が成立するなどしており、このシステムの有用性が評価されている。また、マレーシア及び韓国において実施した日本語学習者と日本語教師を対象としたモニター調査においても、海外における有用性が評価されている。

「IT活用日本語教育支援」

この事業は、IT 基本法に基づき内閣に設置された IT 戦略本部が掲げた「e-Japan 戦略」、 「e-Japan2002 プログラム」において、諸外国の日本に対する理解の促進並びに外国人の日本語学習支援のために、国内外の日本語学習環境の整備を促進し、日本語の普及や日本文化に関する様々な情報の発信を行う趣旨に沿った 4 年計画の事業である。

5 1 . IT活用日本語教育支援：海外日本語教育機関における日本語入出力環境整備

海外の日本語教育機関は、日本語入出力の環境がないコンピュータやプリンタを使っているところが多い。また、インターネット上において、日本語はしばしば文字化けを起こす。このような環境にある海外の日本語教育関係者からの国内の日本語、日本文化情報の利用に対する需要にこたえるため、問題解決情報の提供、フォントやユーティリティ・ソフトの配布、文字配信サーバや多言語対応のデータベースやシステムの提供を、業務番号 53 と関係して行い、環境整備を行った。

調査及び研究の進捗状況

【14年度】

国、機関のコンピュータ環境調査を終えて、5 カ国の中核的機関に配布するソフトの選定が終了し、一部のソフトは配布した。また、フリーソフトを中心とした日本語教育用 CD を作成した。配布は、テロ、新型肺炎 SARS の影響で次年度に持ち越した。

【15年度】

日本語・日本語教育関連の電子情報を入出力できる環境を整備するための機器やソフト等を、欧州 3 か国（英国・ドイツ・フランス）の中心的な日本語教育機関に配布提供した。また、前年

度の対象である韓国・中国・タイ・インドネシア・マレーシアにも配布した。

【16年度】

ブラジル，アルゼンチン，ペルーを対象に，ソフト，フォント，文字配信サーバの提供等の環境整備を実施した。しかし，多くが Macintosh 利用者であり，Windows への移行期にあること，日本からのネット回線速度に問題があることから，Macintosh 利用者用の多言語対応マニュアルの作成と提供，Windows 利用者用のユーティリティ・ソフトの提供に変更し実施した。なお，平成14年度，平成15年度に配布できなかった機関への提供も行った。

【17年度】

これまでの指導や研修等から得た知見からコンピュータ活用資料集を作成し，WEB サイトで提供した。また，利用調査を実施し，日本語教師に対するコンピュータ・リテラシー向上教育，所属機関のコンピュータ管理者と日本語教師の対話，コンピュータの活用のための配置等の物的環境整備の必要性等の結果を得て，WEB サイトで公開した。（<http://www.kokken.go.jp/ejapan/>）

学術的有用性

英語圏以外のパソコンとのインターネットによる送受信，印刷，キーワード検索には文字化けの問題がある。本事業は，これを解消し，日本語教育や日本語研究の環境を整備する事業であり，海外から対照音声言語学的研究データや文献等の情報の入手が容易になり，海外の日本語教育研究者の研究活動を支援するといった，間接的ではあるが，学術的な面での貢献を果たした。

社会的有用性

日本語の入出力やプリンター出力を可能にすることにより，諸外国における日本語学の学習や教育の環境を大幅に改善する。これにより日本関連の情報の世界的な相互交流が促進され，海外での日本理解や日本語学習が充実する可能性が生まれる点で，国際社会への有用性は大きい。

成果報告書等の作成状況

本事業では，事業の性格上から研究報告書は作成せず，業務番号53での配布資料という形で成果を提供した。また，WEB サイト「日本語教育の世界 J-Web」（<http://www.kokken.go.jp/jsl/>）で同様のものを公開するとともに，国内外の学会発表，大学での講義，研修など，様々な機会に配布資料として提供した。

成果報告書等の内容の充実度

多言語対応の促進により，海外において日本理解や日本語学習のための情報収集が充実した。韓国・釜山外国語大学校（遠隔教育，検索エンジン）や鮮文大学（日本語教育ポータルサイト），台湾・東海大学（マルチメディア教材での学習）で活用されるなど，海外からの多言語対応の情報発信が増えた。多言語対応テレビ会議システムの提供により，海外と日本との間の交流が増し（千葉市国際交流協会，高知大学，釜山女子高校等），相互交流の基盤が強化された。

このように，提供した成果物や配布資料は，コンピュータ利用の知識が不足する教師にとって必要なソフトや情報が内包されており，事後アンケートでは高い評価を得た。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

成果の公表は、現段階では主として WEB サイトであるが、技術革新の進捗が急速であること、海外在住者が主たる対象であること、内容更新が頻繁であることから、刊行物より WEB サイト重視による公表が適切と考えて、速やかにすべての情報資料を WEB サイトで公開した。また、日本語教育学会、韓国釜山日語日文学会、韓国日語日文学会、ドイツ語圏日本語教育シンポジウム等の国内外の様々な機会に成果報告の実績を上げてきた。

実施に伴う基礎資料の整備状況

機器やソフトウェアを提供し利用支援を行う過程で得られた課題や解決策など、基本的にはすべての情報をデータベースに蓄積している。これらを基に、コンピュータ利用日本語教育の進展に貢献する情報資料の提供を随時行える状態となった。

5 2 . IT活用日本語教育支援：日本語・日本文化に関する情報・資料の配信

国内及び海外の利用者の需要にこたえ、研究所が所有する情報・資料の提供を推進するため、国内外の日本語教育関係者、国内外の協力大学等機関、日本語教育関連団体、協力企業の協力を得て、日本語教育用素材、ソフト、データベース等の開発を行い、WEB サイトによる提供、CD 版の配布を行い、コンピュータ利用日本語教育の普及を図った。

調査及び研究の進捗状況

【14年度】

国立国語研究所の主体事業として、言語の研究成果による言語資料、比較文化の研究成果による日本人行動様式資料（動画、静止画、音声、文字）、アジアや欧州の外国人日本語学習者の作文・音声の誤用データ（文字）、漢字情報・漢字指導情報の開発・提供の準備を整えた。

所外との共同事業として、日本語教育機関と日本語教師支援資料（動画、静止画、音声、文字）、マルチメディア教材作成ソフトの開発・提供の準備を整えるとともに、日本語教育機関による実践情報の作成支援活動（業務番号 53 と関係）を行った。

【15年度】

国立国語研究所の主体事業及び所外との共同事業による開発の第一弾として、日本語音声指導データ、二字漢字語属性情報データベース、世界学校教科書比較データベース、多言語同時表示とローマ字による検索が可能な文献検索データベース（Ji-Books）と辞書データベース（Ji-Words）を公開した。作文添削ツール、漢字を平仮名に変換するツール（ルビ付きも可）、マルチメディア教材作成ソフト「YANIITA」を開発、提供した。日本人の会話データ、擬態語・擬声語集のサイトを試験公開した。また、日本語版 WebCT による遠隔教育の場とコンテンツの提供を行った。

【16年度】

国立国語研究所の主体事業及び所外との共同事業による開発の第二弾として、前年度開発物の拡充を行うとともに、遠隔学習用素材の開発・提供、音声練習ソフト、プロジェクトワーク学習を前提としたカラオケや字幕の作成ソフト及び「YANIITA」のアドイン・ソフト 2 本（テスト作成、語彙練習等）の開発と試供を行った。多言語対応テレビ会議システムを開発し、無償利用に

供した。並びにアンケートの統計処理といった教育研究活動支援資料の提供を行った。

【17年度】

最終年度は、新規作成は行わず、利用者や協力者からのフィードバック情報を得て、これまで作成した成果物のシステム改善や内容の充実、及び必要な箇所の翻訳（日本語学習初心者用）を行った。また、日本語教育支援総合ネットワークでの公開のための準備を整えた。

学術的有用性

本事業は、研究成果を活用した教育素材の開発という教育と研究の融合した活動、言語と文化と社会を統合した観点、教育と技術の相互活用、といった特徴がある。複合領域である日本語教育にとって、意義のある開発プロジェクトである。開発物は、今後のコンピュータ利用日本語教育の実践的な研究や開発を促す契機となる。また、コンピュータ利用教育の分野の研究及び人材育成にも貢献した。

社会的有用性

海外の教室で使える素材のニーズは高い。国内外が協力して教育用素材を作ることが指導の改善に貢献することは、日本語教育関係者の共通の認識となっている。国内外の共同体制の構築、これによる開発を通じた人材育成、開発成果物の利用による自己学習の促進、といった貢献をする事業である。また、関与する IT 関連企業等の知識や技術開発を促進させる契機となっている。

成果報告書等の作成状況

コンテンツとして発信するものが成果物であり、開発物とその利用度に関することが成果報告と考える。フィードバック情報を得るためもあり、開発物のうち公開が適当と判断したものについては、試行的供用も含め、速やかに WEB サイトで公開した。一部は CD でも配布した。利用度については、公開した物より順次調査を始め、その結果は、WEB サイトで公開した。

<主な作成・公開物>

擬態語・擬声語に関するマルチメディアを活用したデータベース

外国人日本語学習者（アジア，欧州）の作文誤用例・添削データベース

学校教科書比較データベース

日本人と外国人，日本人同士の会話データ

二字漢字語属性情報データベース

文化理解を目指した日本語授業設計事例集と初級日本語練習素材集と日本生活写真素材データベース

日本語教育文献論文目録データベース

質問紙調査実施のためのウィザード

日本での生活学習素材

年少者向けの日本事情・習慣の学習素材

日本文化・日本語学習素材「売薬さん」

ドイツ語圏日本文化観学習映像集

ドイツ語圏漢字素による漢字学習 CD 版

留学生のための日本語学習教材

WEB サイト・CD 教材評価基準データ

JiWORDS, JiWORDS, 毎日新聞ニュース海外配信 JiNEWS

韓国インターネット大学用学習コンテンツと論文検索エンジン

日本語読解支援ツール多言語版

日本語音声指導ソフトと音声練習支援システム

多言語対応テレビ会議システムと遠隔教育システム

英語圏学習者向けコンピュータ利用日本語学習システム

カラオケ作成ソフト, 字幕付き動画作成ソフト, WEB 版問題作成ソフト, 4 コマ漫画作成ソフト

マルチメディア教材作成ソフト「YANITA」(アドイン・ソフト付き)と素材共有サーバ・システム

成果報告書等の内容の充実度

コンテンツとして発信するものが成果物である。教育の場での無償かつ自由な活用を目指して、研究成果に基づき、幅広く、内外の多様な専門家の協力を得て作成した。これまでの公開物について、3 年間で 559,482 名からのアクセスがあった。海外の日本語教師は 33,124 名(平成 15 年国際交流基金調査), 国内の日本語教師は 29,704 名(平成 16 年度文化庁調査)であり、アクセス数は多い。また、リピーターが多いことも判明している。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

結果が出次第, 速やかに WEB サイトで公開している。国や機関によって, コンピュータ環境とインターネット環境が異なるため, WEB サイトだけでなく, CD, FD 等, 媒体の多様化が必須であり, 適切に対応した。関係者, 協力者を含む諸外国の専門家や教師の前で発表した。WEB サイト「日本語教育の世界 J-Web」(<http://www.kokken.go.jp/js/>)で成果物と進捗状況を公開した。業務番号 53 と連係して提供した。

実施に伴う基礎資料の整備状況

「日本語教育ネットワーク」「電子資料館」に移管するため, 収集した情報や資料, フィードバック情報, 事務資料等は, 電子化しデータベース化した。これらは, 今後刊行予定の日本語教師用指導参考書の刊行の準備ともなっている。また, 著作権処理も完了した。

5 3 . IT活用日本語教育支援：海外巡回指導とIT活用学習効果研究，国内での日本語IT指導能力向上研修

明確な意図の下に日本語学習支援につながるコンピュータ活用を考える人的基盤整備のために, コンテンツ, ソフト, システムに直接触れ, 最新のコンピュータ利用教育の動向や活用を探る研修や指導を国内外で実施した。合わせて, 研修参加者と協力者とともに, コンピュータ利用と日本語学習の効果に関する調査研究を行い, 結果を周知した。

調査及び研究の進捗状況

【14年度】

海外巡回指導，IT を活用した日本語学習の効果研究，IT を活用した日本語指導能力向上の国内研修を実施した。8月・9月に3日間6地域，12月に2日間3地域で実施した。研修と成果報告のための e-learning 展は社会状況と施設の関係で次年度に順延となった。海外巡回指導は，イラク戦争等の影響を受けて次年度に順延した。国内は遠隔研修と連係して実施した。

【15年度】

海外巡回指導は韓国・ドイツ・フランス・英国で行い総計140名，IT研修は国内で総計744名の参加を得た。

【16年度】

基礎研修（662名）と集中研修（134名）を実施した。海外巡回指導は，対象となる南米地区のコンピュータ環境のため，CD とマニュアル配布だけを行い，前年度の対象国・地域（韓国，台湾，英国，独国）で巡回指導を行った。また，モニター協力者（国内外の教師72名），開発研究協力者（国内外の教師34名），研修参加者（教師，ボランティア指導者16名）の協力を得て経年調査を行った。CD 教材や学習用 WEB サイトの評価に関する刊行物を作成し，配布した。

【17年度】

これまで実施してきた海外巡回指導，国内での IT を活用した日本語指導能力向上研修の総括と，学習効果研究で得られた知見を含む刊行物（市販書）の作成を行った（刊行は平成18年7月である）。また，これまでの研修参加者からの要望を受けて，参加者が所属する機関で巡回指導を実施した。これまでに知り得た人材の活用と開発物の利用推進の観点から，開発したテレビ会議利用による教育交流の促進と効果測定，国内の研修参加者の開発研究と実践の支援，発声発語訓練システムによって蓄積した学習者の日本語音声データに基づく母語別日本語音声指導についての刊行物の公刊準備を行った。

学術的有用性

コンピュータ利用日本語教育の効果研究は，これからの分野である。本事業では，成果物を開発・提供し，教育現場からのフィードバック情報を通じて，教育現場と共同で効果測定に関する大規模で実践的な学習効果研究を行った。また，研修参加者が所属機関で積極的にコンピュータ利用教育を導入し，その成果を学会等で発表したり，科学研究費補助金を獲得して工学的視点での研究報告を行うなど，今後の日本語教育におけるコンピュータ利用に関する実践的な研究の学術的，人的基盤を築いた。

社会的有用性

巡回指導と研修及び効果研究は，日本語教育関係者のコンピュータ利用能力向上による電子化情報の作成・利用の普及といった基盤整備を担った。導入や使用方法，運用体制の整備，コースデザインの再編，教育コンテンツの作成等多くの課題があり，教育側のニーズにこたえるために，2種類の研修を実施した。参加申込みが即日定員超という状況，研修後も学習効果研究の協力を希望する人の多さからして，このような研修，実際的な研究が求められていることが分かった。なお，検索エンジン経由での提供物へのアクセスは79,986回で，検索キーワードの上位は，J-web, 相関係数，擬態語，擬音語，散布図，e-Japan，6年理科，回帰分析，日本語教育，日本語会話などで

ある。これにより、海外巡回指導、国内研修での周知による影響が大きいことが分かった。

成果報告書等の作成状況

開発や研修で得られた情報・資料は整理・蓄積し、WEB サイトで公開した。また、これらを活用して、『マルチメディアと日本語教育』やワークブックを刊行し、研修や巡回指導で活用した。研修等で配布した資料は、コンピュータ利用日本語教育の手引といった内容構成で、WEB サイトで公開した。なお、国内の研修参加者への開発研究及び導入実践の支援を行った成果、提供した発声発語訓練システムによって蓄積された学習者の日本語音声データに基づく母語別日本語音声指導に関する刊行物、テレビ会議利用による教育交流の成果について、平成 18 年度に一般普及書として再構成し、刊行する。

成果報告書等の内容の充実度

研修内容、研修資料、研修報告、アンケート結果等、公開可能な情報資料はすべて公開した。教材展示を含む基礎研修で、日本語教材、教材開発ソフト等を開発する国内外の企業や大学が参加したことなどにより、充実した 3 日間の研修と成果報告ができた。なお、『マルチメディアと日本語教育』は、在庫(1,000 部)がなくなり、今後刊行する一般普及書と合わせて増刷する。

成果報告書等の成果公表手段の適切性

巡回指導や研修、学会等での広報だけでなく、後援した多数の公益法人や新聞社、協力者である国内外の開発企業や大学等、招聘した国内外の中心的人物等の協力を受けて、広報や成果の普及が効率的、効果的に進められた。

実施に伴う基礎資料の整備状況

研修ビデオをインターネット配信するための加工編集をはじめ、研修や指導にかかわる資料やデータはすべて電子化し保存した。刊行物作成の際に活用できる状況である。また、効果研究に関する資料やデータも同様である。

5 4 . 図書館のILL (ネットワーク利用図書館間相互貸出) 運用

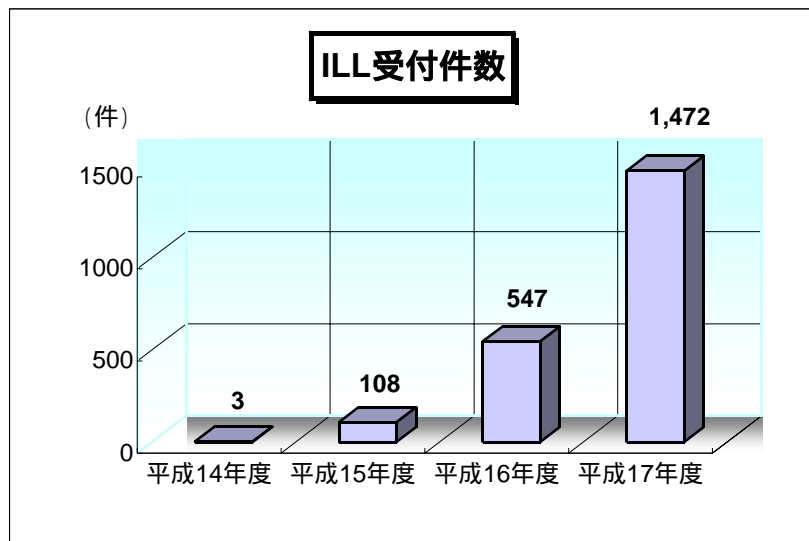
日本語に関する専門図書館として、国内・海外の利用者の需要にこたえ、国立国語研究所が所有する研究資料・文献情報の提供を推進するため、国立情報学研究所の学術情報ネットワークによる協力体制により、ILL を実施した。

進捗状況

全国で唯一の、日本語に関する専門図書館として、国内・海外の利用者の需要にこたえ、国立国語研究所が所有する文献情報・研究資料の提供を推進するため、国立情報学研究所の学術情報ネットワークによる協力体制により、ILL を継続して実施した。これにより、国立国語研究所が収集・蓄積した日本語に関する文献・資料を迅速かつ効率的に提供することができ、研究の利便

性が図られている。また、平成 17 年 2 月の立川新庁舎への移転により、図書館の公開も本格化させた。

平成 13 年度には、ILL の導入を前提として、図書館情報管理システムの更新や資料の整備など、文献・資料を提供するための環境の整備を図り、平成 14 年度から ILL を開始した。当初は、新規参加で認知されていなかったため、ほとんど複写依頼がなかったが、次第に他機関の図書館からの複写申込みが増加してきた。



平成 15 年度には 108 件、平成 16 年度には 547 件（移転のため、平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 1 月 5 日）、平成 17 年度には 1,472 件と、利用件数が急激に増加している。図書館蔵書目録データベースの充実による検索の効率化、対応的確さ・迅速さが評価されていると考えられる。国立国語研究所の ILL についての認知度が高まり、受付・依頼の相互協力によって、資源共有の理念に基づいたネットワークが強化されつつある。

学術的有用性

学術ネットワークによる研究資料・文献情報の公開・提供のため、ILL を活用することにより、学術情報資料共有の理念がより良く達成される。このことにより、日本語に関する専門の文献・資料の調査・入手などが容易になり、研究の利便性が向上する。

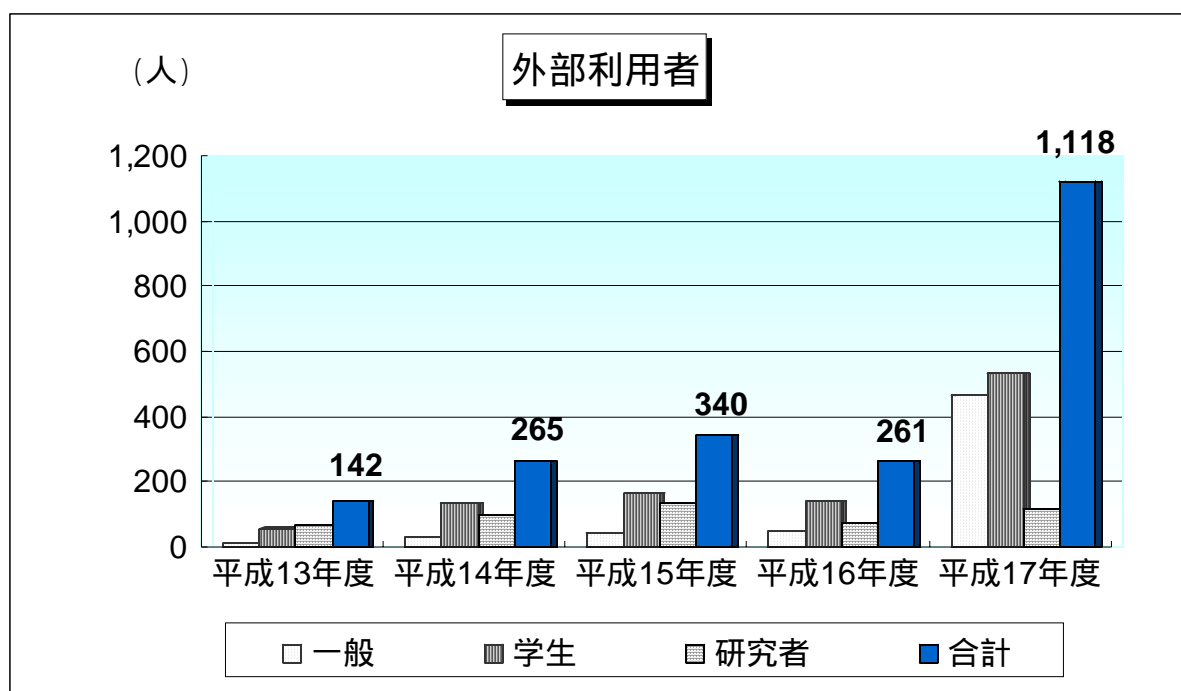
国立国語研究所図書館が日本語に関する専門図書館としての機能を充実し、ILL の実施により文献・資料へのアクセス環境の整備を図ることによって、学術文献・資料の公開・提供が推進され、研究成果の普及・拡大が期待できる。

社会的有用性

ILL の実施によって、国立国語研究所が収集・蓄積した日本語に関する文献・資料を、迅速かつ効率的に国内外の利用者に提供することができる。

なお、平成 17 年 2 月の立川市への移転と同時に、国立国語研究所が所有する文献・資料の公開を本格的に開始した。その結果、研究者・教員・学生・生徒・学習者の他に、近隣住民、立川市の朗読サークルのメンバー、公民館の市民講座の受講生など、従来より更に広い層の利用が見られるようになった。また、市議会議員や小中学校の教員対象の見学会などを通して、専門図書館としての国立国語研究所図書館を知ってもらう機会も増加している。外部からの来館利用者の推移は次のとおりである。

年度	一般	学生	研究者	合計	(人)
平成13年度	14	58	70	142	
平成14年度	32	136	97	265	
平成15年度	41	167	132	340	
平成16年度	46	141	74	261	
平成17年度	465	535	118	1,118	



3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施
外国人に対する日本語教育に従事する者の質的向上及び従事しようとする者の養成を目的とした研修を実施するとともに、その充実を図ること。具体的には、外国人に対する日本語教育の基礎的・実践的な調査研究の成果を踏まえ、研修参加者の目的、需要に応じた研修カリキュラムを設けること。また、当該研修に参加した者の80%以上から高い評価が得られるよう研修内容の充実を図ること。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施
外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修については、日本語教育の実践と研究の連携に基づき、次の研修事業を実施する。また、当該研修に参加した者の80%以上から高い評価が得られるよう研修内容の充実を図る。

長期研修：中核的教員を対象に、実践能力に加え、教育改善、後進の育成等日本語教育のリーダーとなり得る教師を育成する研修

対象人員：30名 研修期間：1年間

短期研修：多様な学習者、全国各地域の特性や需要等新たな学習ニーズに対応できる力を育成する短期集中型研修

対象人員：500名 研修期間：1日から1週間

遠隔研修：遠隔地の教育機関の教員チームを対象にして、インターネット等の情報通信技術を活用して行う研修

対象人員：30名 研修期間：1年間

中等教員派遣前研修：海外に派遣される国内中等教育の教員を対象にして、日本語教授の実践能力を短期間に集中的に授与する研修

対象人員：5名 研修期間：1週間

55 . 日本語教育研修

日本語教育の社会的ニーズにこたえるため、長期研修、短期研修、遠隔研修の3種の研修を実施した。中等教員派遣前研修は、委託者である文部科学省の事業見直しにより、平成12年度から実施していない。遠隔研修は、平成13年度の試行から開始し、平成14年度からは業務番号53の一環として行った。いずれの研修も、修了後のアンケート調査で高い評価を得た。

開催実績

< 概要 >

日本語教育機関の中心的な教師を対象とする長期研修は、現場が抱える課題の解決のための上級研修（10 か月間）、国立国語研究所の調査研究に参加して研究手法を実践的に学ぶプロジェクト研修（期間は年度により異なる）の2種類がある。プロジェクト研修は、平成13年度に試行し、次年度以降実施した。参加者の立場や状況を考慮し、平成14、15、16年度は夜間（18時～21時）に実施した。短期研修は、研究成果に基づいて、分野、指導対象者、場所や時期を考えてテーマを選定し、東京と地方の計5回（13年度は6回）開催した。遠隔研修は、平成13年度の試行を経て業務番号53と関係して対象を限定して実施した。

研修種目	参加人数 計画	参加人数実績				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
長期研修	30	23	29	31	30	21
上級研修		12	19	11	14	9
プロジェクトコース		11	10	20	16	12
短期研修 (開催地:東京/地方)	500	483 (5/1)	756 (3/2)	977 (3/2)	550 (4/1)	293() (3/2)
遠隔研修	30	21	32	63	28	- ()

()平成17年度短期研修は、移転後処理等により開催期間が限定され、テーマも対象が限定された。これらにより参加者が予定を下回った。また、遠隔研修は、これまでの知見を実際的に活用するため、単独では実施せず、長期研修に融合した。

< テーマ >

年度	研修種目	テーマ
平成13年度	上級研修	「教育内容の改善・教育環境の整備のための方法」
	プロジェクトコース	「日本語教育の環境とリソース利用に関する調査研究」
	短期研修	「多言語環境にある子どもの言語能力の評価」
		「日本語教材と著作権」
		「対照研究と日本語教育」
「コンピュータと作文添削」		
「日本語学習における社会・心理的側面の研究方法」		
遠隔研修	「Webで教材」	
平成14年度	上級研修	「教育内容の改善・教育環境の整備のための方法」
	プロジェクトコース	「日本語教育の環境とリソース利用に関する調査研究」
	短期研修	「学習者の多様性を探る」
「対照研究の成果を日本語教育に活かすために」		

		「コンピュータによる自由作文の指導評価システム」 「対照研究と日本語教育」 「地域における日本語学習支援 - 視聴覚教材利用の可能性」
	遠隔研修	「コンピュータ・リテラシー向上」
平成15年度	上級研修	「授業の観察と分析」
	プロジェクト コース	「日本語作文の評価と、それに基づく指導法の開発に関する調査研究」
	短期研修	「多言語環境下の子どもの言語発達・言語学習」 「作文教育における日本語教師と大学専門教員との協力のために」 「日本語教育における文法の役割」 「日本語学習をとらえなおす」 「ひろげる・つなぐ 漢字教育の工夫」
	遠隔研修	「コンピュータ活用効果の実践研究」
平成16年度	上級研修	「授業の観察と分析」
	プロジェクト コース	「日本語作文の評価と、それに基づく指導法の開発に関する調査研究」 「中国語母語話者に対する日本語教育の方法に関する研究」
	短期研修	「日本語教育のための文法を考える」 「言語テストと日本語教育」 「話しことば教育における学習項目」 「教室活動における『協働』を考える」
	遠隔研修	「テレビ会議による教育交流」
平成17年度	上級研修	「教育内容の改善・教育環境の整備のための方法」
	プロジェクト コース	「教師の資質能力向上をめざした共同体の創造 - 教師教育における内容と方法」
	短期研修	「作文対訳データベースの多様な活用のために」 「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究 - 海外調査の成果と展望 - 」 「作文採点者間ミーティングの運営と教育現場での実践について」 「『作文対訳データベース』の多様な活用のために」 「語彙教育のためのコーパスの活用」

研修実施に際しての広報手段の適切性

長期研修は、従来のポスターやチラシの配布、メールに加え、WEB サイトにより趣旨・内容・募集要項等を配信した。研修テーマ、案内送付先等の工夫も行った。その結果、初等中等教育機関をはじめ幅広い層からの問い合わせが増えた。短期研修では、全国規模の広報は研究所が、開催地域周辺の広報を共催機関が重点的に行う、インターネットによる参加受付を実施するなどの工夫により、効率的かつ効果的な広報を行った。その結果、申込数が会場収容人員を超えるという状況が見られた。遠隔研修は、目的（試行）、指導内容、ネットワーク管理・運用、地理的要素を考慮し、対象者を限定して実施し、募集という形態は用いなかった。

研修内容の充実度

長期研修は、毎年、社会ニーズや研修参加者の教育実践における問題点を出発点とした内容構成とした。研修を経て作成した修了レポートは、所外の研究会等で発表できる水準であった。短期研修は、次年度の長期研修参加を希望する人や、短期研修の内容を印刷物で刊行を希望する人が出るほどの成果が得られた。遠隔研修は、技術的にも利用においても試行レベルであり、研修生同士の相互刺激といった双方向性を打ち出すというよりは、国立国語研究所からの指導という内容構成であった。平成13年度に参加したほとんどが、それ以降の業務番号53の学習効果研究や国内での日本語IT指導能力向上研修に参加していること、6割が学会で実践研究の発表をしていることからみても、ニーズに合った研修であった。

短期研修アンケート結果

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
アンケート	85%	86%	98%	90%	97%

全回答数のうち「有意義だった」「役に立った」という感想の割合

学術的有用性

教師教育研究と連係した研修であり、日本語教育現場及び現職教師の現状や問題点を間接的・直接的に把握することができ、今後の教師教育における新たな課題を発見できる。同時に、研修を実施し、その方法を分析・研究することで、教師教育の方法論を探究する有効な機会となる。さらに、多様な背景を持つ現職教師の研修中及び研修修了後のデータは、教師の成長の過程等に関する研究の基盤となる。また、遠隔研修の試行も研究機関であるがために実施可能であり、その成果や知見を教育機関に提供することで、遠隔教育に関する学術的研究も発展する。

社会的有用性

日本語教育の対象が格段に多様化しており、日本語学習者の需要や地域の特性、各教育現場の事情に合わせた新たなカリキュラムによる現職教師教育が必要となっているが、これに対応した現職教師研修のプログラムが不足しており、国立国語研究所のほかは日本語教育学会（夜間）、国際交流基金（海外の教師を対象）が実施しているだけである。機関の中核である教務主任等を含む専任教師の参加が増え、潜在的ニーズにこたえることができた。短期研修は、テーマによって参加者の層が大きく異なっており、多様な教師層に研修参加の機会を提供できた。指導的な役割を果たす教師の育成は必須であり、研究所の研修はこの意味で大きな社会的有用性を持つ。

4 附帯する業務

(1) 海外における日本語教育指導者の養成が急がれる中で、外国人を中心とした、指導者の養成を図るための新たな大学院教育について参画し、連携・協力すること。

(1) 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について、政策研究大学院大学及び国際交流基金・日本語国際センターとの共同による日本語教育に関する大学院教育に参画し、連携・協力する。また、これに係る教材開発を行う。

5 6 . 政策研究大学院大学，国際交流基金日本語国際センターとの連携協力状況

政策研究大学院大学（以下、政研大）及び国際交流基金日本語国際センター（以下、浦和センターと略す）と研究所が連携して、海外の日本語教育において指導的役割を果たす人材を養成するための大学院課程（以下、政研大連携大学院）の運営に参画した。

これと並んで、平成 17 年度からは、一橋大学大学院言語社会研究科、一橋大学留学生センターと研究所が連携して、日本人及び滞日留学生を対象として、日本語教育学、日本語学、日本社会・文化に関する高度で専門的な知識と能力を備えた日本語教育者を育成するための大学院課程（以下、一橋大連携大学院）の運営に参画した。

連携・協力状況

(1) 政研大連携大学院における連携・協力状況

大学院生の受入れ実績は以下のとおりであった。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
修士課程	8	9	9	6	11
博士課程	-	-	1	1	0

【13年度】

- ・日本語教育指導者養成プログラム（修士課程・1年間）を開講し、大学院生を受入れた。
- ・日本言語文化研究プログラム（博士課程・3年間）設置のための準備・協議を行った。

【14年度】

- ・修士課程第1期生の修了を認定した。
- ・博士課程設置のための準備・協議を継続した。
- ・大学院生用に、音声会話教育用 CD 教材 2 種 の制作，発声・発語訓練システムの導入，日本語辞書提供システムの開発を行った。

【15年度】

- ・修士課程第2期生の修了を認定した。
- ・博士課程を開講し、大学院生を受入れた。
- ・大学院生の研究発表・研究交流の場として「日本語文化研究会」を設置し、公開研究発表等を行った。

【16年度】

- ・修士課程第3期生の修了を認定した。

【17年度】

- ・修士課程の第4期生の修了を認定した。
- ・博士課程第3期生1名を選抜した（入学は平成18年4月）。
- ・大学院生の研究発表・研究交流の場としての「日本語文化研究会」の活動の充実を図った。
『日本語文化研究会論集』創刊号を発行した。

(2) 一橋大連携大学院における連携・協力状況

【16年度】

- ・日本語教育学位授与プログラム（修士課程・2年間）の開講準備を進めた。

【17年度】

- ・修士課程を開講し、第1期生13名を受入れた。
- ・博士課程設置のための準備・協議を行った。

大学院教育への連携参画の社会的意義

世界各国で日本語教育が拡大・多様化する現在、その充実を図る中核となる人材の養成が急務である。この事業は、我が国の国際社会に対する責務の1つである、国内外の日本語教育を指導的立場で担う人材の養成を目的として、他機関と連携して運営する。国立国語研究所がこれに参画することは、研究所独自の日本語研究・日本語教育研究の蓄積と人材を生かして世界の日本語教育の充実に寄与するという社会的責務を果たすものである。

(2) 研究機関等の求めに応じ援助及び指導を行うこと。

(2) 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。

5 7 . 研究機関等への職員派遣

独立行政法人化を機に勤務時間の割り振りを柔軟にし、研究機関等から職員の派遣依頼に積極的に応じた。マスメディアからの取材・出演依頼等については、平成 15 年度より事務処理を総務課に一元化することにより迅速な対応を図ることとした。外国人研究員等の受入れについては、滞在研究員の受入れに加え、研究事業を共同で展開するため諸外国から招へい研究員を受入れた。

研究機関等の求めに応じた援助及び指導状況

派遣先		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
非常勤講師	国立大学	17	27	44	47	40
	私立大学	14	16	18	14	17
	その他				3	6
委員会等 委員	国の機関	7	15	16	10	4
	国以外の機関	30	16	27	31	43
講師等 派遣依頼	国の機関	32	24	36	8	7
	大学等				23	37
	地方公共団体	19	22	6	14	5
	民間団体	34	14	26	3	5
	海外機関		3	3	6	4
	その他				7	7
合 計		153	137	176	166	175

マスコミ等の取材・出演状況

派遣先		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
単発 対応	新聞社	20	16	9	25
	出版社	4	9	5	4
	テレビ局	6	13	9	8
	ラジオ局	1	5	2	6
	企業			1	2
	その他			4	10
連載 対応	国の機関			1	1
	新聞社	2	1	1	
	出版社	1		1	1
	テレビ局	1			
	ラジオ局	2	2	2	2
合 計		37	46	35	59

(3) 広報活動及び施設の公開を積極的に行い、国民に開かれた業務運営の推進を図るとともに、広報誌の刊行、ホームページの充実等に努めること。

(3) 国民に開かれた業務運営の推進を図るため、ホームページの充実を図るとともに、国立国語研究所概要等を刊行するまた、施設の公開について、検討、実施する。

5 8 - 1 . 国民に開かれた業務運営の推進

研究所のすべての研究活動状況とその成果を一層国民一般に開かれたものとするために、広範な効果が期待できるマスメディアと、きめ細かな効果が期待できる地元地方自治体や諸団体等を通じて、積極的な情報提供を行った。また、多種多様な表現方法が駆使でき、大量の情報を広範囲にリアルタイムに伝達可能なホームページの積極的な活用を図った。

5 8 - 2 . 施設の公開状況

研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として、中・高校の修学旅行や国内外の視察団等に対する施設公開を実施した。また、公開研究発表会や「ことば」フォーラムの開催時に施設公開を実施した。平成 17 年 2 月に立川庁舎への全面移転が完了し、平成 17 年 4 月から図書館を含む一部施設の一般公開を開始した。

施設公開状況

見学者所属			平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
			組	人	組	人	組	人	組	人	組	人
見 学 依 頼 へ の 対 応	学 生	中学校	4	10	5	19	6	26	4	17	2	4
		高等学校									1	18
		大学・大学院			1	1	2	6	2	17	3	32
		その他	1	1								
	社 会 人 等	官公庁									3	97
		企業等									3	76
		小中学校	1	6							1	30
		大学・学会関係									1	2
		生涯学習団体									2	41
		日本語教育 団体	2	12	1	15			1	1		
		団体招へい 外国人	1	12	1	6	5	28			1	12
	個人											146
	一般施設公開			135		104		219		76		230

58-3. 「国語研の窓」の刊行

58-4. 概要等の刊行

研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として、広報紙「国語研の窓」を年4回（4月、7月、10月、1月）刊行した。催事終了後には、当日のプログラムや様子などをまとめた記事を掲載し、参加していない人にも催しの内容が理解しやすいようにするなど、紙面の工夫を図った。

和文概要は、研究所の研究・事業について国民の正しい理解を得るために、誌面構成に工夫を加え、より多くの写真・図版等を掲載するとともに、より多くの国民に研究所を理解してもらうため、「概要」をホームページに掲載するとともに、各研究課題の紹介頁にリンクをはるなどの工夫を施した。平成17年度は立川への全面移転もあり、年度当初1回の発行に加え、年度途中で補訂版を発行した。平成15年度から新たに英文概要を作成し、研究所の研究・事業を分かりやすく紹介した。

58-5. ホームページの充実

国民に開かれた業務運営を推進するために、ホームページを充実させた。

ホームページの充実状況

研究所の研究成果の公開，国民に関われた業務運営の推進のために，ホームページの充実，活用を図った。

「外来語」委員会によるホームページを活用した意見募集などは，有効な活用方法の1つであった。そのほか，研究成果の公開，「日本語情報資料館」システムの改良，「日本語教育支援総合ネットワークシステム」，「日本語図書の海外提供システム」，蔵書目録，電子化報告書等の追加，「e-Japan」プログラムによる情報発信，刊行物，各種催しの案内等において，ホームページの活用を推進した。

平成15年度には，ホームページの全体的な構成，デザイン等の全面的な改訂を行い，研究情報等を一層充実させることにより，より利用しやすいホームページとなるよう改善を図った。また，平成17年2月の立川新庁舎への移転とともに行った新システムの導入と合わせ，サーバ等の整理・統合や機能の拡張等を行い，ホームページ運用の基盤となるシステムの安定と充実を図った。

ホームページへのアクセス状況

アクセス状況は，基調として順調に推移している。

なお，ホームページのアクセス件数については，社会的なインパクトの大きい「外来語言い換え提案」が大きく寄与している。平成14年12月に第1回中間発表があり，平成13年度から平成14年度への増加を加速させた。平成15年度が突出しているのは，外来語言い換え提案の本発表が平成15年度は2回行われたのに対し，平成16，17年度は1回であったことが，要因として大きく影響している。

アクセス実績

アクセス件数（ページビュー）に関しては，下記のように推移している。

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
アクセス件数(件)	1,498,758	3,818,474	6,086,098	5,232,532	5,433,785

58 - 6 . 広報手段の適切性

研究所の活動と研究成果を，効率的かつ効果的に，広く国民一般に伝えるために，普及広報に関する基本計画を策定し，普及広報に関する重要事項を検討する普及広報委員会を発足させるとともに，国語研の窓，新「ことば」シリーズ，「ことばビデオ」作成，公開研究発表会，「ことば」フォーラム，ホームページの6つの部会と，これらの調整機関として企画調整部会を設け，各部会が有機的な連携と統一性を持った広報活動が遂行できるように体制を整備した。この体制の下で直接対面（各種催し物），活字・映像（概要，啓発図書等），通信（ホームページ，電話質問等），マスメディアの4つの手法を適宜活用するとともに，地域の自治体や諸団体への働き掛けを行うなど積極的な普及広報活動を展開した。

財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努る。また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

59. 外部資金の積極的な導入

自己収入を増加させるため、科学研究費補助金等外部資金の積極的な導入を図ると同時に、刊行物等の販売促進に努めた。

外部資金の確保状況

第1期中中期目標期間における外部資金の確保状況は以下のとおりである。

外部資金内訳	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
科学研究費	4,013	5,051	5,402	4,691	4,646
補助金	19	21	22	22	25
科学技術振興調整費	11,597	12,095	11,996		
	1	1	1		
国等の委託費		4,216	6,323	5,464	2,895
		2	3	4	4
著作権等収入	631	932	1,127	2,019	1,228
	288	337	352	520	385
国際交流基金からの国際会議等出席者招へいに伴う所要経費	39				
	1				
合計	16,280	22,294	24,848	12,174	8,769
	309	361	378	546	414

上段：金額（万円），下段：件数

科学研究費補助金には分担者分担金を含む。

科学技術振興調整費による共同研究として、1件が継続採択された。

- ・「話し言葉の言語的・パラ言語的構造の解明に基づく『話し言葉工学』の構築」(科学技術振興調整費、独立行政法人通信総合研究所及び東京工業大学との共同事業、平成11年度～平成15年度)

国等の委託研究として、以下のものが採択された。

- ・「電子政府の文字基盤となる汎用電子情報交換環境整備プログラム」(経済産業省公募事業、(財)日本規格協会及び情報処理学会との共同事業、平成14年度～平成17年度)
- ・「常用漢字の指導語例集の活用」((財)日本漢字能力検定協会 漢字教育研究助成金、平成14年度～平成15年度)
- ・「発話を重視した日本語 e-Learning システムの開発」(総務省戦略的情報通信研究開発推進制度、北陸先端科学技術大学院大学及び宮城教育大学との共同事業、平成15年度～平成17年度)
- ・「日韓並列シソーラスの構築とその応用に関する基礎研究」(日本学術振興会二国間交流事業協同研究・セミナー(韓国)、平成16年度～平成17年度)
- ・「かな漢字変換システムの利用実態データに見られる日本語の動向」(マイクロソフト社との共同研究、平成16年度～平成18年度)

科学研究費補助金の獲得実績は以下の表のとおりである。

研究種目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
基盤研究(A)	936	676	1,547	975	585
	1	1	2	1	1
基盤研究(B)	1,060	2,580	2,170	2,110	1,600
	3	4	5	6	5
基盤研究(C)	1,240	1,100	780	810	1,140
	7	8	7	7	7
奨励研究(A)	440				
	4				
萌芽研究			130	290	210
			1	2	2
若手研究(B)		330	500	440	870
		4	4	4	8
合計	3,676	4,356	5,127	4,625	4,405
	15	17	19	20	23

上段：金額(万円)，下段：件数

外部資金確保のための手段の適切性

科学研究費補助金の採択件数の増加を図るため、文部科学省専門官等を講師とした説明会を実施した。加えて「分類語彙表増補改訂版」データベースや「日本語話し言葉コーパス」データベースの販売を行うなどして、著作権等収入の確保に努めた。

外部資金事業の学術的有用性

外部資金としての科学研究費補助金を確保すること自体に学術的有用性を見出し、その確保に努めた。

外部資金事業の社会的有用性

外部資金の導入を図るため産・学・官連携につながる電子政府事業、及び e-Learning システム事業等の公募型事業の確保に努めた。

その他業務運営に関する重要事項

- 1 立川市への新築移転に関し、関係機関等との連絡調整を行うとともに、新築移転後の管理運営が適切に行われるよう検討し、実施すること。

60. 立川移転計画

立川新庁舎への移転を円滑に実施するため、所内組織を整備するとともに、施工者その他との連絡調整を密に行った。平成 17 年 1 月末までに移転作業は完了した。

経緯及び進捗状況

- (1) 昭和 63 年 7 月 19 日、多極分散型国土形成促進法に基づく国の行政機関等の移転に関する閣議決定により、移転対象機関となった。
- (2) 平成元年 8 月 24 日、国の機関等移転推進連絡会議において移転対象機関の移転地または移転候補地が決定し、国立国語研究所の移転候補地が立川に決定した。
- (3) 平成 13 年度に設計業務を完了し、建築工事に着手し、平成 16 年 10 月 29 日に建物が完成した。
- (4) 工事完成・引き渡し後、財務省より平成 17 年 1 月 5 日に現物出資を受け、1 月末に引越を行い、平成 17 年 2 月 1 日より立川新庁舎で事業を開始した。政府の方針どおり、平成 16 年度に移転はすべて完了した。

移転計画

- (1) 移転場所：東京都立川市緑町 3591-2
- (2) 敷地面積：23,980 m²
- (3) 延べ床面積：14,537 m²
- (4) 設計者：国土交通省関東地方整備局営繕部・(株)榎総合計画事務所
- (5) 工期：着工平成 14 年 3 月 15 日、竣工平成 16 年 10 月 29 日
- (6) 建物の特徴

可能な限り 1 部門は 1 フロアーに収め、研究効率の向上を図るとともに、図書館を中心とした資料の集中管理体制を構築した。

IT 化に対応するため、所内情報網はもとより将来の機能の増加や拡張を可能とした。

床を OA フロアー、間仕切り壁をシステムパーティションにすることにより将来の多様な組織改編などに即応できるものとした。また、部門を超えた多種多様なプロジェクトや大型プロジェクトなどに柔軟に対応できるよう共同プロジェクト室を設けた。

研究者間のコミュニケーションの場を確保することによる研究の活発化と発展を図るため、1 フロアーごとに研究者のための交流スペースを設けた。

図書館は、日本唯一の日本語に関する専門図書館として一般開放するための機能を盛り込み、所員以外の利用を促進した。

建築設備は、省エネルギー・運転コストの削減・中水設備の採用及び地球環境負荷の軽

減を考慮し、施設の管理・運営手段として、建物の南北側の温度差を細かく監視し、冷暖房の温度設定を微調整するなどしてコスト削減を追求した。

移転準備及び移転の概要

- (1) 移転事業を円滑に進めるため、平成 15 年 5 月 1 日付で管理部に「移転推進室」を設置し、膨大な作業内容（移転スケジュールの作成、特定国有財産整備・移転費及び建物新営設備費の予算要求、新庁舎の運営・保守業務及び警備形態等）を集中的に処理した。
- (2) 移転（平成 17 年 1 月末）に関する検討は、従来、一般的な事柄は移転整備実施委員会、図書館の移転に関することは図書館委員会で、情報ネットワークに関することはネットワーク委員会でそれぞれ行ってきたが、移転を間近に控え、増大する関係業務を迅速かつ的確に処理するため、移転に関する業務を移転整備実施委員会に一元化し、かつ機能的なものとした（平成 16 年 4 月実施）。
- (3) 工事進捗に伴い生じる事項について、国土交通省と調整及び協議を行った。
- (4) 文化庁・国土交通省及び財務省との現物出資手続き、研究所現敷地の財産引き渡し整理等に関する調整・検討を行った。また、立川移転予定の文部科学省所轄 3 機関との施設相互利用及び敷地境界部の協議も行った。
- (5) 引越に伴う図書館の利用不可能となる期間をできるだけ短縮し、研究活動に支障をきたさないように配慮し、研究への影響を軽減できるよう努めた。
- (6) 新庁舎が有効活用できるように備品配置等の検討を行った。
- (7) 移転に伴う通勤による職員の負担を軽減し、研究成果の達成に寄与するために、宿舍の貸与及び入れ替えにより対処することとし、入居希望者のヒアリングを行い、関係部署と調整を図った。
- (8) 職員の施設についての理解のため平成 15 年 11 月 11 日・12 日の両日で新庁舎の見学会を実施した。
- (9) 平成 16 年 10 月末に建物が完成し、11 月 19 日、国土交通省より完成した新庁舎の引き渡しを受けた。
- (10) 移転を円滑に行うため、移転説明会を平成 16 年 12 月 1 日及び 12 月 22 日の 2 回実施した。
- (11) 立川新庁舎への引越（本移転）を平成 17 年 1 月 26 日～ 31 日に実施した。
- (12) 平成 17 年 2 月 1 日より新庁舎での事業を開始した。
- (13) 平成 17 年 3 月 9 日に新庁舎竣工記念式典を挙行了した。
- (14) 財務省への北区旧庁舎返還のため、原状回復に係る不要物品の処分、関係機関への廃止手続き等を平成 17 年 2 月 1 日～ 3 月 31 日に行った。

2 人事管理（定員管理，給与管理，意識改革等），人事交流の適切な実施により，内部管理事務の改善を図ること。

2 人事に関する計画

(1) 方針

次による適切な内部管理事務を遂行する。

新規事業等を踏まえた職員の計画的，適正な配置と人事交流の推進を図る。

事務能率の維持・増進

ア．福利厚生の実施

イ．職員の能力開発等の推進

(2) 人員に係る指標

常勤職員については，その職員数の抑制を図る。

(参考1) 期初の常勤職員数 64人

期末の常勤職員数 64人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,749百万円

但し，上記の額は，役員報酬並びに職員基本給，職員諸手当，超過勤務手当，休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

61. 人事計画

文化庁国語課や国立大学法人等との間で積極的な人事交流を実施した。また，事務能率の向上を図るため，職員の研修等への参加を奨励した。

(1) 職員の計画的，適正な配置と人事交流の推進等

事務系職員については，他機関との人事交流に加え，管理業務と国語研究の双方に通暁し，研究所の将来を担う職員の育成を目的として，中期目標期間中に人事院試験合格者から5名を新規採用した。また，数回にわたり，管理部組織の事務分掌の見直しと組織改編を行った。研究系職員については，欠員の生じた部門について公募を実施し，厳正な審査の上採用者を決定した。

若手職員に国語政策の現場を直接経験させることを目的として，平成15年度から研究員を文化庁国語課に併任した（実績：各年度1名）。また，平成17年度には事務職員1名を研修生として文化庁国語課に派遣した。

さらに，平成15年度から，非常勤職員のうち修士修了以上の学歴を有し，かつ特定の時限的なプロジェクトに従事し，常勤職員と同等の勤務形態を有する者に特別奨励研究員の称号を

付与して採用した（実績：各年度1名）。

役職員数

所属等	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
役員	2	2	2	2	2
非常勤役員(監事)	2	2	2	2	2
管理部	14	15	15	17	17
研究部	47	47	46	47	44
研究開発部門	17	17	16	16	16
日本語教育部門	13	13	14	14	12
情報資料部門	17	17	16	17	16
常勤役職員数	63	64	63	66	63

各年度末時点

任免状況

一般任免		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
事務系 職員	退職	1		1			2
	採用			1	2	2	5
研究系 職員	退職	4		2	2	3	11
	採用	2		1	3	1	7

人事交流実績

交流実績	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
転出	4	3	3	3	4	17
転入	5	3	3	2	2	15

(2) 事務能率の維持・増進，福利厚生の充実

職員の健康管理については，定期健康診断または人間ドックの受診を指導するとともに，平成17年度からは，研究所内で産業医との健康相談ができるよう健康相談日を設定した。

また職員の能力開発の推進と事務能率の維持増進を図るため，本格的な企業会計の研修会の実施や，衛生管理者受験講座への受講促進など，職員の意識改革に積極的に取り組んだ。

福利厚生

福利厚生等	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
産業医委嘱					
所内健康相談の実施	-	-	-	-	
定期健康診断受診者	39	42	50	50	49
人間ドッグ受診者	41	42	40	46	37
VDT作業従事者健康診断	15	14	20	13	12

研修等参加実績

研修等 事項		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		
		回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	
所内 説明会	独立行政法人制度	2	100					1	40	2	100	
	科学研究費補助金	1	40							1	45	
	企業会計	2	51	1	16	1	17					
	服務					1	40					
所外 研修	法人経営・管理	8	10					1	2	2	5	
	人事・労務管理			3	7	13	19	14	14	8	9	
	会計・財務管理										1	1
	職階別研修			2	2	3	3	2	3	3	6	
	災害補償					1	1	2	2	1	1	
	情報処理			1	1			2	2	1	1	
	個人情報・ 情報公開			1	1							
	知的財産管理			1	3	1	3				1	4
	安全・衛生			2	2	3	3	2	2			
共済	1	1	1	1	1	1						
教育公務員特例法第20条準 用の研究員の研修(研究 系職員)			26	17	23	15	28	9	19	7	10	
合 計		227		56		115		85		182		

資 料

独立行政法人通則法

【法令番号】(平成十一年七月十六日法律第百三号)

【施行年月日】平成十三年一月六日

【最終改正】平成十四年七月三十一日法律第九十八号

第一章 総則

第一節 通則(第一条 第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会(第十二条)

第三節 設立(第十三条 第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条 第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等(第二十九条 第三十五条)

第四章 財務及び会計(第三十六条 第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人(第五十一条 第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人(第六十一条 第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条 第六十八条)

第七章 罰則(第六十九条 第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民

生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、

並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)

第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員(非常勤の者を除く。次項において同じ。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人、人事院規則で定める国の機関又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(平一四法九八・一部改正)

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員(以下この条において単に「職

員」という。)には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第十八条,第二十八条(第一項前段を除く。),第二十九条から第三十二条まで,第六十二条から第七十条まで,第七十二条第二項及び第三項,第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第五条第二項,第七条の二,第八条及び第十一条の規定

七 一般職の職員の勤務時間,休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百五号)第七条から第九条までの規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については,同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と,同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と,同法第六十条第一項中「場合には,人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と,「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と,同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と,同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と,同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と,同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と,同法第八十一条の三第二項中「ときは,人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と,同法百条第二項中「,所轄庁の長」とあるのは「,当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と,「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と,同法百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と,同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と,同法百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し,又は勤務していた特定独立行政法人の長」と,同法百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五条及び第六条第三項の規定の適用については,同法第五条第一項中「俸給,扶養手当,調整手当,研究員調整手当,住居手当,期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と,同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては,同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と,同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については,同法第十二条第三項第四号中「育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあ

るのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

- 5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

(平一法一四一・平一法一二五・一部改正)

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人

の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成一三年一月六日)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(平一四法一・追加)

附 則 (平成一一年一二月二五日法律第一四一号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定(給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。)並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日

附 則 (平成一二年一月二七日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三十一日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成一五年四月一日)

- 一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所法

公布：平成11年12月22日法律第171号
施行：平成13年1月6日
改正：平成12年5月26日法律第84号
施行：平成12年6月1日
改正：平成18年3月31日法律第24号
施行：平成18年4月1日

目次

- 第一章 総則（第一条 第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条 第十一条）
- 第三章 業務等（第十二条・第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条）
- 第五章 罰則（第十五条・第十六条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立国語研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第八条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立国語研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号 に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項 又は第二項 の規定による整理を行った後、同条第一項 の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項 の認可を受けた中期計画（同項 後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 研究所に係る通則法 における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務

所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。

- 2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、必要があると認めるときは、研究所の成立の時ににおいて現に整備中の土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

- 2 前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一二年五月二六日法律第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家(以下「青年の家等」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては、独立行政法人国立青少年教育振興機構)の職員となるものとする。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所(以下「施行日後の研究所等」という。)の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施

行日後の研究所等の職員として在職した後引き続き退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継）

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

（青年の家等の解散等）

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

- 2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

- 6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。
- 9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。
- 10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

- 第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。
- 2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。
 - 3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
 - 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

- 第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

文部科学省令第三十四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項，第三十条第一項及び第二項第七号，第三十一条第一項，第三十二条第一項，第三十三条，第三十四条第一項，第三十七条，第三十八条第一項及び第四項，第四十八条第一項並びに第五十条，独立行政法人の組織，運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき，並びに同法を実施するため，独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日

文部科学大臣 町村 信孝

独立行政法人国立国語研究所に関する省令

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は，次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号。以下「研究所法」という。）第十一条第一号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究に関する事項
- 二 研究所法第十一条第二号に規定する調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表に関する事項
- 三 研究所法第十一条第三号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し，整理し，及び提供することに関する事項
- 四 研究所法第十一条第四号に規定する外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修に関する事項
- 五 研究所法第十一条第五号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 業務委託の基準
- 七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 八 その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 研究所は，通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとする

ときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(研究所の最初の事業年度の属する中期計画については研究所の成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設・設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成に係る事項)

第四条 研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)

第五条 研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第六条 研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 研究所は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 研究所の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しようとしている償却財産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除額として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 研究所は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れ

の認可を受けようとするとき，又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは，次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

（重要財産の範囲）

第十三条 研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は，土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

（重要財産の処分等の認可）

第十四条 研究所は，通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し，又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは，次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第十五条 研究所に係る独立行政法人の組織，運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は，同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

（評価に関する庶務）

第十六条 研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は，

文化庁文化部において処理する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（成立の際の会計処理の特例）

第二条 研究所の成立の際研究所法第五条第二項の規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

独立行政法人国立国語研究所業務方法書

平成13年4月2日
文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)は、独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第七十一号)第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 研究所は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

(調査及び研究)

第三条 研究所は、次に掲げる事項について、その特性に応じて基礎的・実践的な調査及び研究を行う。

- 一 国語の体系及び変異に関すること。
- 二 国民の言語生活に関すること。
- 三 外国人に対する日本語教育に関すること。
- 四 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育についての情報及び資料に関すること。

2 研究所は、必要に応じて、前項に掲げる調査及び研究を国内外の機関等と共同で実施することができる。

3 前項の共同研究について必要な事項は別に定める。

(資料の作成及び公表)

第四条 研究所は、前条の調査及び研究に基づく資料を作成し、公表する。

2 前項の公表は、報告書の作成、学会誌への寄稿、ホームページへの掲載のほか、公開事業の実施等を通じて広く行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第五条 研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供する。

2 情報及び資料の提供に際しては、情報通信技術の活用を推進する。

(研修)

第六条 研究所は、外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行う。

2 前項の研修は、段階別、課題別、地域別等の専門的研修及び日本語教育の普及のための一般的な研修とする。

3 研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(附帯業務)

第七条 研究所は、第三条から前条の業務に関連して、次の業務を行う。

- 一 外国人等の日本語教育指導者を養成するための大学院教育へ参画し、連携・協力を行うこと。
- 二 研究機関等の求めに応じ、援助及び指導を行うこと。
- 三 その他関連する業務を行うこと。

(業務委託の基準)

第八条 研究所は、第三条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由が存する場合には、外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 委託に関し必要な事項は、別に定める。

(契約方法)

第九条 研究所は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公示して申し込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

独立行政法人国立国語研究所の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであり、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を実施し、これに基づく資料を作成し、公表すること、関連する情報及び資料を収集・整理・提供すること、外国人に対する日本語教育に従事する者等に対する研修等を行うとともに、国の国語施策の立案上参考となる資料を提供する等、我が国の国語及び外国人に対する日本語教育に関する研究の中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

業務運営の効率化に関する事項

- 1 現行の組織を見直し、多様な研究需要に対応できる、機動的かつ柔軟な研究体制を整備すること。また、共同研究や研究協力など関係機関等との有機的な連携協力を推進すること。
- 2 研究所の業務運営について、外部有識者に指導・助言・評価を求め、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるよう、効果的、効率的な運営を行うこと。
- 3 職員の意識改革を図るとともに、業務運営を見直し、効率化を図ること。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コ

ストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表

- (1) 近年の国際化、情報化、都市化、少子高齢化等の社会状況の変化は、人々の言語生活や言葉遣いなどにも少なからぬ影響を与えている。研究所においては、これらのことを踏まえて、書き言葉・話し言葉両面にわたって基礎的・実践的な調査研究を実施し、国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図る必要がある。特に、次の事項の基盤形成に資するための成果を提供すること。

国語教育、日本語教育、種々の社会人研修等における音声、文字・表記、語彙、文法、敬語、方言等の指導

近現代語を対象とする辞書編集

話し言葉の言語情報処理（音声の自動認識・解析等）の分野における研究開発

- (2) 国際交流の活発化等に伴い、国の内外において日本語学習者が増加している。この学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習の支援を図る必要がある。

このため、研究所においては、外国人に対する日本語教育に関する基礎的・実践的な調査研究を実施し、その振興を図ること。

特に、日本語教育の実態及び動向の把握、日本語教育教材及び指導法の開発、教師養成カリキュラムの改善等に資する成果を提供すること。

- (3) 我が国の国語施策及び日本語教育施策を展開する中で、研究所はこれら国の施策の企画立案に資するための調査研究等を実施するとともに、資料を作成し、提供すること。

- (4) 日本語の国際的な広がりに鑑み、調査研究の成果を広く諸外国の日本語研究者へ提供するとともに、共同・協力体制の整備を推進するため、国際的なシンポジウムを毎年実施すること。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成、公

表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供

- (1) 報告書，学会誌，研究発表会，ホームページ等を通じ，調査研究の成果を公表し，国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図ること。

研究発表会については，年1回以上実施するとともに，研究発表会に参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図ること。

- (2) 啓発図書等の発行，国民一般を対象とした公開事業等の推進を図り，国語について国民の意識を高めること。

啓発図書等の発行については年2種以上，また，公開事業等の実施については年5回以上行うとともに，参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図ること。

なお，公開事業等の実施に際しては，研究所以外での実施も考慮すること。

- (3) 研究所が所有する情報・資料を国内及び海外の利用者へ積極的に提供するため，情報・資料のデータベースの構築を推進すること。

- (4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえるため，情報・資料を提供できる環境の整備を図ること。

また，図書資料の公開を推進し，平成17年度に予定されている立川市への移転と同時に本格的に実施できるように努めること。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施

外国人に対する日本語教育に従事する者の質的向上及び従事しようとする者の養成を目的とした研修を実施するとともに，その充実を図ること。

具体的には，外国人に対する日本語教育の基礎的・実践的な調査研究の成果を踏まえつつ，研修参加者の目的，需要に応じた研修カリキュラムを設けること。

また，当該研修に参加した者の80%以上から高い評価が得られるよう研修内容の充実を図ること。

4 附帯する業務

- (1) 海外における日本語教育指導者の養成が急がれる中で，外国人を中心とした，指導者の養成を図るための新たな大学院教育について参画し，連携・協力すること。

- (2) 研究機関等の求めに応じ援助及び指導を行うこと。
- (3) 広報活動及び施設の公開を積極的に行い，国民に開かれた業務運営の推進を図るとともに，広報誌の刊行，ホームページの充実等に努めること。

財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに，自己収入の確保に努め，適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また，自己収入額の取り扱いにおいては，各事業年度に計画的な収支計画を作成し，当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに，効率的な施設運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図ること。

その他業務運営に関する重要事項

- 1 立川市への新築移転に関し，関係機関等との連絡調整を行うとともに，新築移転後の管理運営が適切に行われるよう検討し，実施すること。
- 2 人事管理（定員管理，給与管理，意識改革等），人事交流の適切な実施により，内部管理事務の改善を図ること。

独立行政法人国立国語研究所の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 現行組織を見直し、多様な研究需要に対応し、有機的な連携等を図るための研究体制を構築する。また、国内外との共同研究、研究協力(招聘研究員、海外研究員(仮称)、国際シンポジウム等の実施)の円滑・効果的な推進及び国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制(システム)の整備等を図る。
- 2 研究所の業務運営について、外部有識者に指導・助言・評価を求め、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるよう、効果的、効率的な運営を行うため、次の体制を整備する。
 - (1) 毎年度、事業計画その他の重要事項について、外部有識者から指導・助言を求め、業務運営に反映させる。
 - (2) 毎年度、外部有識者も含めて法人内部で、組織・運営、研究・事業、設備等について評価を実施し、業務運営に反映させる。
- 3 国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表
 - (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については、近年の国際化、情報化等の社会状況の変化を踏まえ、以下の研究課題を設けるとともに、実施し、成果を得る。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における文字・表記等の指導、近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。

* コーパスとは、電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

ア．「現代雑誌 200 万字言語調査報告書」の刊行

現代日本語の書き言葉の実態を明らかにするため、平成 6 年に刊行された月刊誌 70 種から 200 万字規模の標本を抽出し、そこに使用されている文字、表記、語彙、文法について調査・分析し、文字表、語彙表、文字・表記分析表などを作成・刊行する。

イ．「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行

書き言葉の近現代における変化を明らかにするため、明治 28 年から昭和 3 年まで刊行された総合雑誌「太陽」のコーパスを作成する。あわせてコーパスを活用した研究成果を論文集として刊行する。

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア．「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行

学校生活における敬意表現（相手や場面に配慮し、敬語や敬語以外の様々な表現から適切な言葉を選択すること。）の使用実態を分析し、報告書を刊行する。

イ．「方言文法全国地図」の刊行

全国方言における助詞・活用・表現法（可能表現・敬語など）などの文法項目について、その地理的多様性と分布を示す言語地図全 6 巻（既刊 4 巻）を完結させる。

ウ．「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行

自発音声の言語的・音声的特徴の解明、音声情報処理研究の高度化（自然

な話し言葉の認識率の向上など)の基盤となる先例のない大量コーパス(約700時間分)を作成する。あわせてコーパスを活用した研究成果を論文集として刊行する。

- (2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については、近年の国内外における日本語学習者の増加や日本語学習者の需要の多様化を踏まえ、以下の研究課題を設けるとともに、実施し、成果を得る。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア．作文教育のための「アジア版対訳コーパス」及び「欧米版対訳コーパス」の作成及び報告書の刊行

母語別の作文教育のための基礎資料として、アジア・欧米の諸言語を母語とする日本語学習者の日本語作文及びその母語訳についてコーパスを作成する。あわせてコーパスを活用した研究成果を論文集として刊行する。また、作文教育のための教材及び指導法を開発する。

イ．発音教育のための「音声データベース試作版」の作成

母語別の発音教育のための基礎資料として、外国人の発音の多様性、変容(姿,形を変えること)、誤りなどについて実例を収集した音声データベースを試作する。

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア．「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」の作成

今後の教師養成カリキュラムの改善に資するため、日本語教育を担う教師の養成が、社会の状況の変化に応じて多様な内容や方法によって進められている実態を継続的に把握する資料を作成する。

イ．「目的別、課題別の研修に関する研修報告資料」の作成

教師教育の問題点や今後の課題の検討、改善を図るため本研究所が実施する研修に基づいた基礎資料を作成する。

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し，次の成果などを得る。

ア．「国内外の日本語教育機関における学習と教育の実践データ集」の作成

国内外の日本語教育の社会環境・教育事情等による多様性の実態を調査し，資料を作成する。

イ．「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」の作成

各国の日本語教育の内容・方法の改善等に寄与するため，海外各国における日本語学習の学習用教材・機器の状況など，様々な学習環境の実態を把握し，資料を作成する。

ウ．「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行

日本語教育の授業設計，教授方法等の策定に活用するため，ビデオ等の日本語教育教材の活用事例を収集し，資料を作成する。

エ．「映像教材の利用方法など教師用指導参考書」の刊行

各種映像教材を対象に，それらの内容（語彙・発音・言語行動・文化等），その利用方法，授業設計等についての指導参考資料を刊行する。

- (3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供については，文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究等を実施する。

また，「国語に関する世論調査」における問題作成及び分析等に協力する。

- (4) 日本語の国際的な広がり鑑み，諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の現状について知見を交換するため，毎年，特定のテーマの下に国際シンポジウムを開催する。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成，公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供

- (1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図るため，報告書の作成，学会誌への掲載，シンポジウムでの発表，ホームページ

ージへの登載，研究発表会の開催など調査研究の成果等を効果的な方法で広く公表する。

また，研究成果を広く公表するため英語等の外国語でも提供できるようにするために必要な措置について，検討し，実施する。

なお，研究発表会については，年1回以上実施するとともに，参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図る。

- (2) 国語について国民の意識を高めるため，また，研究所の調査及び研究の成果を広く公表するため次の事業を実施する。

また，公開事業等の実施に際しては，参加した者の80%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるようその内容の充実を図るとともに，研究所以外での実施も考慮する。

広く一般を対象とした研究成果等の普及書を刊行する。

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を，年5回実施する。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を年1回作成・配布する。

啓発ビデオを年1本，制作・配布する。

国民一般を対象とした「言葉」に関する電話質問等への対応の体制整備及び推進を図る。

- (3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため，文献目録・文献データの編集刊行，研究資料の電子化等を実施する。また，日本語教育関係情報や教材素材の提供など日本語教育支援のための総合的ネットワークの構築及び運営を実施する。

- (4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえ，研究所が所有する情報・資料の提供を推進するため，研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備及びネットワークによる提供を実現する。

また，専門図書館としての機能の充実を図るとともに，ILL（ネットワークを活用した図書館相互貸出）の活用を含め図書資料の公開を推進し，平成17年度に予定されている立川市への移転と同時に本格的に実施できるように努める。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修の実施

外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修については，日本語教育の実践と研究の連携に基づき，次の研修事業を実施する。また，当該研修に参加した者の80%以上から高い評価が得られるよう研修内容の充実を図る。

長期研修：

中核的教員を対象に，実践能力に加え，教育改善，後進の育成等日本語教育のリーダーとなり得る教師を育成する研修

対象人員：30名

研修期間：1年間

短期研修：

多様な学習者，全国各地域の特性や需要等新たな学習ニーズに対応できる力を育成する短期集中型研修

対象人員：500名

研修期間：1日から1週間

遠隔研修：

遠隔地の教育機関の教員チームを対象にして，インターネット等の情報通信技術を活用して行う研修

対象人員：30名

研修期間：1年間

中等教員派遣前研修：

海外に派遣される国内中等教育の教員を対象にして，日本語教授の実践能力を短期間に集中的に授与する研修

対象人員：5名

研修期間：1週間

4 附帯する業務

- (1) 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について，政策研究大学院大学及び国際交流基金・日本語国際センターとの共同による日本語教育に関する大学院教育に参画し，連携・協力する。
また，これに係る教材開発を行う。
- (2) 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。
- (3) 国民に開かれた業務運営の推進を図るため，ホームページの充実を図るとともに，国立国語研究所概要等を刊行する。
また，施設の公開について，検討，実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。
また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算）別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。
短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

研究の決算において剰余金が発生した時は、調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復、施設設備等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 施設・設備に関する計画 別紙のとおり
- 2 人事に関する計画

(1) 方針

次による適切な内部管理事務を遂行する。

新規事業等を踏まえた職員の計画的、適正な配置と人事交流の推進を図る。

事務能率の維持・増進

ア．福利厚生の充実

イ．職員の能力開発等の推進

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

期初の常勤職員数	64人
期末の常勤職員数	64人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,749百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

【別紙】

平成13年～平成17年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,511
受託収入	348
著作権使用料・施設使用料等	35
計	5,894
支 出	
業務経費	2,481
うち調査研究事業費	850
日本語情報資料収集事業費	797
研修事業費	205
国際研究協力事業費	294
一般管理費	335
受託事業費	348
人件費	3,065
計	5,894

[脚注] 上記のほか、立川市への移転に伴う移転費・建物新営設備費・新館運営費及び大学院教育基盤整備事業に係る経費が追加される見込みである。

[人件費の見積り]

期間中総額2,749百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 人件費

毎事業年度の人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y - 1) \times (\text{係数})$$

P(y) : 当該事業年度における人件費。P(y - 1)は直前の事業年度におけるP(y)。

: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当及び公務災害補償費については、役員退職手当支給基準、国家公務員退職手当法及び国家公務員災害補償法に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費(R)については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y-1) - (y-1)) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) + (y)$$

R(y) : 当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

(y) : 特殊業務経費。新規施設の整備，政府主導による重点施策の実施等の事由により発生する経費であって，運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において，当該経費を具体的に決定。(y-1)は直前の事業年度における(y)。

: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 業務政策係数。事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 自己収入

毎事業年度の自己収入(E)の見積額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times (\text{係数})$$

E(y) : 当該事業年度における自己収入の見積額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

: 収入政策係数。過去の実績を勘案し，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{P(y) + (R(y) - (y))\} \times (\text{係数}) + (y) - E(y) \times (\text{係数})$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

: 効率化係数。各府省の国家公務員について10年間で少なくとも10%の計画的削減を行うこととされている観点から，業務の効率化等を勘案して，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な数値を決定。

: 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し，各事業年度の予算編成過程において，当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ・ 人件費の見積りについては，(: 人件費調整係数)を1.0%として試算。
- ・ 業務経費については，(: 消費者物価指数)は勘案せず，(: 業務政策係数)を機械的に一律4.0%として試算。
- ・ 自己収入については，研究所には固定的収入がないことから，(: 収入政策係数)は勘案せず，定額とした。
- ・ (: 効率化係数)については，1.0%として試算。
- ・ (: 収入調整係数)については，一律1として試算。

収 支 計 画

平成13年度～平成17年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5,876
調査研究事業費	806
日本語情報資料収集事業費	755
研修事業費	194
国際研究協力事業費	279
一般管理費	317
受託事業費	348
人件費	3,065
減価償却費	112
収益の部	5,876
運営費交付金収益	5,381
受託収入	348
著作権使用料・施設使用料等	35
資産見返運営費交付金戻入	70
資産見返物品受贈額戻入	42

資 金 計 画

平成13年度～平成17年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,894
業務活動による支出	5,764
投資活動による支出	130
資金収入	
業務活動による収入	5,894
運営費交付金による収入	5,511
受託収入	348
著作権使用・施設使用による収入	35

施設・設備に関する計画（その他業務運営に関する事項）

独立行政法人国立国語研究所

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
平成16年度 土地(23,980㎡) 建物(14,541㎡)	- 6,845	追加出資 "

[注]金額については、見込みである。

平成13年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成13年4月2日付け13庁文第3号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成13年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究組織の改編，共同研究体制の整備等を行う。

(1) 多様な研究需要に対応し，有機的な連携等を図るための研究体制を構築する。
(1センター，6研究部，18研究室の組織を3部門，6領域に改編)

(2) 国内外との共同研究，研究協力の円滑・効果的な推進を行うための体制の整備等について，以下のことを行う。

招聘研究員による共同研究の内容等の充実について検討する。(平成14年度から実施)

国際共同研究3件以上，融合研究1件以上実施する。

国際シンポジウムを開催する。

海外研究員（仮称）の制度化について検討する。

(3) 国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制（システム）の整備等について，以下のことを行う。

外部機関，研究者との共同による情報収集・提供の一層効率的な方法について検討する。(平成14年度から実施)

「日本語情報資料館」システムを導入し，運用体制の整備を図るとともに日本語教育支援総合ネットワークシステムの運用を開始する。

2 研究所の業務運営については，外部有識者からおおむね「適切である」「有効である」

との評価が得られるような、効果的・効率的な運営を行うため、次の措置をとる。

- (1) 事業計画その他の重要事項について、外部有識者に評議員を委嘱し、指導・助言を求め、業務運営に反映させる。
- (2) 外部有識者を含めた評価組織を構成し、組織・運営、研究・事業、設備等について、評価を実施するための検討、情報提供等を行う。(平成13年度評価については、平成14年度当初に実施)

3 職員の意識改革を図るとともに、業務運営を見直し、効率化を図るため次の措置をとる。

- (1) 独立行政法人化の趣旨を理解し、意識改革を図るための職員研修会等を行う。
- (2) 平成13年度の業務実施に当たっては、省エネルギー、ペーパーレス化の推進等を行い、業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表を次のとおり行う。

- (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については、以下のことを行う。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における文字・表記等の指導、近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。* コーパスとは、電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

ア。「現代雑誌200万字言語調査報告書」の刊行については、現代雑誌約70種からサンプリングによって得られた、200万字の言語データをもとに、そこに出現した漢字の延べ字数、異なり字数、使用率、漢字仮名比率等を求め、「文字表」としてまとめる。(並行して平成16年度刊行予定の「語彙表」及び平成17年度刊行予定の「文字・表記分析編」のための準備を進める。)併せて、昭和39年

度刊行の「分類語彙表」の分類を、現在の日本語と照らし合わせて再考し、現代雑誌200万字言語調査等から得られた新たな語の追加分類を施して「分類語彙表増補改訂版」の平成14年度刊行を目指した継続的作業を進める。

イ。「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行については、平成14年度のデータ公開を目指し、総合雑誌「太陽」(1895～1928年)の対象データ全62冊分について、電子化されたテキスト(「太陽コーパス」)の最終的なデータチェック作業及び情報付与作業を進める。同時に、このコーパスを利用した研究を発表する場として、「太陽コーパス研究会」を開催する。

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア。「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行については、中期計画期間中に刊行を予定している4冊の社会言語学関係報告書のうち、学校での敬語の使用実態に焦点をあてた学校敬語調査報告書(全2巻)のうちの第1巻を作成・刊行する。併せて、平成14年度に刊行を予定している第2巻のための分析と原稿執筆を進める。

イ。「方言文法全国地図」の刊行については、文法の地域差を全国的に鳥瞰する「方言文法全国地図」(全6集(既刊4集))のうちの第5集を作成・刊行する。そのために必要な地図最終稿の作成および解説書の執筆をおこなう。併せて、平成16年度に刊行を予定している第6集の編集方針の検討を開始する。

ウ。「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行については、大量の話し言葉音声を種々の付加情報とともに格納したデータベースである「日本語話し言葉コーパス」(約700時間分)の構築を推進する。特に、音声情報ラベルの付与作業に重点をおく。また、平成15年度の最終公開に先立ってデータの一部(約100時間分)を試用を希望するモニターに公開して、現時点でのデータの問題点を探る。

(2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査研究については、以下のことを行う。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 母語別の作文教育のための基礎資料を作成し，また作文教育のための教材及び指導法を開発する。

- a 「アジア版対訳コーパス」に基づく教材及び指導法開発のための応用研究と教育実践例の収集を行う。(平成14年度に成果報告論文集を作成する。)
- b 「欧米版対訳コーパス」作成のための仕様書作成及びデータ収集に着手する。(次年度以降データ収集を継続し，平成15年度に試用版，平成16年度に完成版CD-ROMを公開する。また，平成16年度に試用版に基づきシンポジウムを開催し，平成17年度に報告論文集を作成する。)

母語別の音声教育のための基礎資料としての「音声データベース試作版」作成

(平成15年度より研究会を立ち上げ，平成17年度に試用版を作成し，次期中期計画期間中に完成版を作成する。)

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し，次の成果などを得る。

ア 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」を作成するため，国内諸教育機関における教師教育に関する情報の収集及び分析を行う。(この資料をもとに，平成15年度に教師教育に関する研究集会を開催し，平成16年度に同集会の報告書を刊行する。)

イ 「目的別，課題別の研修に関する研修報告資料」を作成し，教師教育の問題点や今後の課題の検討，改善を図るため，国立国語研究所の各種研修の実績情報を蓄積・分析する。(次年度以降も継続的に情報の収集・分析を行い，この資料をもとに平成15年度，平成17年度に国立国語研究所の各種研修の内容の見直しと計画策定を行う。また，平成17年度に研究報告書を刊行する。)

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し，次の成果などを得る。

ア 国内外の日本語教育の社会環境・教育事情による多様性の実態に関する情報を収集・分析し，蓄積した情報は，「国内外の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」として，日本語教育支援総合ネットワーク等により公表する。(平成14年度以降も継続する。)

イ 国内外5地域を対象に日本語学習の学習用教材・機器の状況など 様々な学習環境の実態に関する調査を実施する。

(平成15年度まで調査を継続し、平成16年度に報告書を作成する。また調査によって得られた資料をもとに、平成15年度には国際シンポジウムを開催し、平成16年度に「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」を含めた報告書を作成する。)

ウ 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行(平成17年度)に向けて、映像教材の活用に関する研究会等の開催、実践例の収集を行う。

エ 各種映像教材についての内容、利用方法、授業計画等について「教師用指導参考書」を刊行する。

(3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供については、文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究等を実施する。

また、「国語に関する世論調査」における問題作成及び分析等に協力する。

(4) 日本語の国際的な広がりにかんがみ、諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の現状について知見を交換するため、特定のテーマの下に第9回国際シンポジウム開催するとともに報告書(第8回分)を作成する。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成・公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供を行う。

また、研究成果を広く公表するため英語でも提供できるようにするための措置について、検討し、実施する。

(1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに、開かれた研究所の業務運営の推進を図るため、以下のことを行う。

研究発表会を1回(12月)開催する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

「日本語科学」(日本語研究専門誌)9号、10号を刊行する。

「日本語教育論集」(日本語教育専門誌)18号を刊行する。

公開講演会，国際シンポジウム，フォーラム，公開研究会等の開催記録をホームページ上に公開する。

研究活動情報等を集約し，ホームページ等に公開する。

研究成果や研究情報の英語による提供方法について検討し，試行を行う。
平成14年度より実施する。

- (2) 国語についての国民の意識を高めるため，また，研究所の調査及び研究の成果を広く公表するため，以下のことを行う。

広く一般を対象とした新たな普及書・啓発図書の刊行に関する企画・検討を行う。(平成15年度刊行予定)

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を5回(初回は5月12日(土))開催する。開催場所については都内に加え地方についても配慮する。

なお，参加者に対するアンケート等を実施し，その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を1回，作成・配布する。

啓発ビデオを1本，制作・配布する。

国民一般を対象とした，電話等による「言葉」に関する質問に対応する体制を整備し，運用する。

- (3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため，以下のことを行う。

文献目録・文献データの編集刊行を実施する。

ア 「国語年鑑」2001年版を刊行する。

イ 「日本語教育年鑑」2001年版を刊行する。

ウ 日本語状況新聞記事データベースを公開する。

(既存記事のデータベース化を開始し，平成14年度に既存記事のデータベース化を完了する。)

エ 図書館蔵書目録データベースの公開を開始する。

研究資料の電子化等を実施する。

ア 電子化報告書・資料集の画像ファイル版を作成し、インターネット上での公開を開始する。

(3000ページ公開、次年度も継続)

イ 研究資料のデジタル化を推進し、データの蓄積とネットワーク、CD-ROM等による公開を進める。

日本語教育関係の情報・教材の提供を実施する。(次年度以降も継続)

ア 日本語教育関係情報の提供のために、日本語教育支援総合ネットワークシステムの構築及び運用を開始する。

イ 日本語教育教材の素材提供のために、日本語データ及びマルチメディア教材開発ソフトの提供を行う。

(4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえ、研究所が保有する情報資料の提供を推進するため、以下のことを行う。

研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備およびネットワークによる提供を実施する。

ア 刊行物、ネットワーク、電子メディア、公開行事等の各メディア相互の連携体制を構築する。

イ バーチャル日本語情報資料館システム(電子資料館および電子図書館により構成する。日本語教育支援総合ネットワークを含む。)の導入を行う。平成14年度よりバーチャル展示を開始する。

ウ インターネットによる日本語・日本語事情関連出版情報の海外提供システム(日本語の表示ができない海外のパソコンでも日本語情報を高速検索できる。)に関する研究及び実験的運用システム開発を行う。

平成14年度までに基本的なシステム開発を完了し、実験的運用を行う。

平成14年度からは、より汎用化した海外向け日本語情報発信システムの開発を開始する。

専門図書館としての機能の充実を図るとともに、図書館システムのI L L (ネットワークを活用した図書館間相互貸し出し)への対応および職員の講習受講等により、I L L開始への準備を進め、平成14年度よりI L Lを開始する。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を実施する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

(1) 長期研修 中核的教員を対象に、リーダーとなりうる教師を育成することを目的とし、チーム別・プロジェクト別の2種の研修を行う。研修報告書は平成14年度に刊行する。(対象人員約30名 期間1年 平成14年度以降も継続する。)

(2) 短期研修 多様な学習者、新たな学習ニーズに対応できる力を育成することを目的とし、短期集中型の研修を3地域で行う。研修報告書は平成14年度に刊行する。(対象人員約500名 期間1日～1週間 平成14年度以降も継続する。)

(3) 遠隔研修 遠隔地の教育機関の教員チームを対象として、インターネット等の情報通信技術を活用した研修を試行する。(平成14年度より本施行の予定 対象人員約30名 期間1年)

(4) 中等教員派遣前研修 海外に派遣される国内中等教育機関の教員を対象にして短期集中型の研修を行う。(若干名 期間1週間 平成14年度以降も継続する。)

4 附帯する業務

(1) 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について、政策研究大学院大学及び国際交流基金日本語国際センターと連携協力し、博士前期課程大学院生の受入れ及び指導に参画する。(平成14年度からは博士後期課程大学院生の受入れ及び指導に連携協力するとともに、そのための教材開発を行う。)

(2) 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。

(3) 国民に開かれた業務運営の推進を図るため、ホームページの充実を図るとともに、国立国語研究所概要等を刊行する。

また、施設の公開について、実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借り入れを行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

剰余金の使途

研究所の決算において剰余金が発生した時は、調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復，施設設備等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 立川市への移転（平成16年度中建物完成予定）に向け「立川移転機関・地域交流推進会議」（財団法人 国土計画協会所管）等との連絡調整を行うとともに、所内において移転後の管理運営が適切に行われるよう検討を行う。
- 2 人事に関する計画

適切な内部管理事務を遂行するため、人事に関し次の措置をとる。

- (1) 国民に対するサービス提供のために必要な人員配置を図る等研究所全体の適正な人員配置と人事の活性化を図るための人事交流を行う。
- (2) 事務能率の維持・増進を図るため、福利厚生においては産業医及び衛生管理者と連携し必要な措置を実施し、職員の能力開発等の推進においては他機関で実施される能力開発、向上のための研修等への職員の参加を推進する。

【別紙】

平成13年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,074
受託収入	116
著作権使用料・施設使用料等	7
計	1,197
支 出	
業務経費	468
うち調査研究事業費	160
日本語情報資料収集事業費	151
研修事業費	39
国際研究協力事業費	55
一般管理費	63
受託事業費	116
人件費	613
計	1,197

[人件費の見積り]

今年度中550百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成13年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1,184
調査研究事業費	150
日本語情報資料収集事業費	141
研修事業費	37
国際研究協力事業費	51
一般管理費	63
受託事業費	116
人件費	613
減価償却費	13
収益の部	1,184
運営費交付金収益	1,048
受託収入	116
著作権使用料・施設使用料等	7
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	8

資 金 計 画

平成13年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,197
業務活動による支出	1,171
投資活動による支出	26
資金収入	
業務活動による収入	1,197
運営費交付金による収入	1,074
受託収入	116
版權使用・施設使用による収入	7

平成14年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成13年4月2日付け13庁文第3号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成14年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究組織の改編、共同研究体制の整備等を行う。

- (1) 多様な研究事業需要に対応し、有機的な連携等を図るための運営体制を構築する。
- (2) 国内外との共同研究，研究協力の円滑・効果的な推進を行うための体制の整備等について，以下のことを行う。

招聘研究員による共同研究を実施する。

国際共同研究3件以上，大規模な国内共同研究1件以上実施する。

国際シンポジウムを開催する。

海外研究員（仮称）の制度化について検討する。

- (3) 国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制（システム）の整備等について，以下のことを行う。

外部機関，研究者との共同による情報収集・提供を実施する。

「日本語情報資料館」システムを導入し，運用体制の整備を図るとともに日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実を図り運用する。

2 研究所の業務運営については，外部有識者からおおむね「適切である」「有効である」との評価が得られるような，効果的・効率的な運営を行うため，次の措置をとる。

- (1) 事業計画その他の重要事項について，外部有識者に評議員を委嘱し，指導・助言を求め，業務運営に反映させる。
 - (2) 外部有識者を含めた評価組織を構成し，組織・運営，研究・事業，設備等について，評価を実施するための、情報提供等を行う。(平成14年度評価については、平成15年度当初に実施)
- 3 職員の意識改革を図るとともに，業務運営を見直し，効率化を図るため次の措置をとる。
- (1) 独立行政法人化の趣旨を理解し，意識改革を図るための職員研修会等を行う。
 - (2) 平成14年度の業務実施に当たっては，新規に追加される業務，拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図るとともに，省エネルギー，ペーパーレス化の推進等を行い，業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表を次のとおり行う。
 - (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については，以下のことを行う。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し，次の成果などを得るとともに，国語教育等における文字・表記等の指導，近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。* コーパスとは，電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

ア。「現代雑誌200万字言語調査報告書」の刊行については，現代雑誌約70種からサンプリングによって得られた，約200万字の言語データをもとに，平成16年度刊行予定の「語彙表」(CD-ROM版は平成17年度刊行予定)及び平成17年度刊行予定の「文字・表記分析編」のための準備を進める。併せて，昭和39年度刊行の「分類語彙表」の分類を，現在の日本語と照らし合わせて再考し，現代雑誌200万字言語調査等から得られた新たな語の追加分類を施して，「分類語

彙表増補改訂版」を刊行する。

イ。「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行については、総合雑誌「太陽」(1895～1928年)の対象データ全62冊分について、電子化されたテキスト(「太陽コーパス」)の最終的なデータチェック作業を終了する。(CD-ROM版及び報告書(仕様編)は平成15年度、報告書(研究編)は平成16年度にそれぞれ刊行予定)同時に、このコーパスを利用した研究を発表する場として、「太陽研究会」を開催する。

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア。「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行については、中期計画期間中に刊行を予定している4冊の社会言語学関係報告書のうち、学校での敬語の使用実態に焦点をあてた学校敬語調査報告書(全2巻)のうちの第2巻を作成・刊行する。

イ。「方言文法全国地図」の刊行については、文法の地域差を全国的に鳥瞰する「方言文法全国地図」(全6集(既刊5集))のうち、平成16年度に刊行を予定している第6集の編集作業を開始する。

ウ。「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行については、大量の話し言葉音声を種々の付加情報とともに格納したデータベースである「日本語話し言葉コーパス」(約700万語)の構築を推進する。特に、音声情報ラベルの付与作業に重点をおく。また、平成15年度の最終公開に先立って、新規付加情報(約100万語)の試用を希望するモニターに公開して、現時点でのデータの問題点を探る。

(2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査研究については、以下のことを行う。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 母語別の作文教育のための基礎資料を作成し、また作文教育のための教材及び指導法を開発する。

a 「アジア版対訳コーパス」に基づく教材及び指導法開発のための応用研究と教育実践例の収集を行う。また公開発表会を開催し、その成果報告論文集を作成する。

b 「欧米版対訳コーパス」作成のための仕様書作成及びデータ収集を行う。(次年度以降データ収集を継続し、平成15年度に試用版、平成16年度に完成版CD-ROMを公開する。また、平成16年度に試用版に基づきシンポジウムを開催し、平成17年度に報告論文集を作成する。)

母語別の音声教育のための基礎資料としての「音声データベース試作版」作成

(平成15年度より研究会を立ち上げ、データ収集を開始、平成17年度に試用版を作成し、次期中期計画期間中に完成版を作成する。)

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」を作成するため、国内諸教育機関における教師教育に関する情報の収集及び分析を行う。(この資料をもとに、平成15年度に教師教育に関する研究集会を開催し、平成16年度に同集会の報告書を刊行する。また、平成17年度に教師教育に関するデータベースを公開する。)

イ 「目的別、課題別の研修に関する研修報告資料」を作成し、教師教育の問題点や今後の課題の検討、改善を図るため、国立国語研究所の各種研修の実績情報を蓄積・分析する。(次年度以降も継続的に情報の収集・分析を行い、この資料をもとに平成15年度、平成17年度に国立国語研究所の各種研修の内容の見直しと計画策定を行う。また、平成17年度に研究報告書を刊行する。)

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 国内の日本語教育の社会環境・教育事情による多様性の実態に関する情報を収集・分析し、蓄積した情報は、「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」として、日本語教育支援総合ネットワーク等により公表する。(平成15年度以降も継続する。)

イ 国外5地域を対象に日本語学習の学習用教材・機器の状況など、様々な学習環境の実態に関する調査を実施する。

(平成15年度まで調査を継続し、平成16年度に報告書を作成する。また調査によって得られた資料をもとに、平成15年度には国際シンポジウムを開催し、平成16年度に「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」を含めた報告書を作成する。)

ウ 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行(平成17年度)に向けて、映像教材の活用に関する研究会等の開催、実践例の収集を行う。

(3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供については、文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究等を実施する。

また、「国語に関する世論調査」における問題作成及び分析等に協力する。

(4) 日本語の国際的な広がりにかんがみ、諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の現状について知見を交換するため、特定のテーマの下に第10回国際シンポジウム開催するとともに報告書(第9回分)を作成する。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成・公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供を行う。

また、研究成果を広く公表するため英語でも提供できるようにするための措置について、検討し、実施する。

(1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに、開かれた研究所の業務運営の推進を図るため、以下のことを行う。

研究発表会を1回(12月)開催する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

「日本語科学」(日本語研究専門誌)11号、12号を刊行する。

「日本語教育論集」(日本語教育専門誌)19号を刊行する。

公開講演会、国際シンポジウム、フォーラム、公開研究会等の開催記録をホームページ上に公開する。

研究活動情報等を集約し，ホームページ等に公開する。

研究成果や研究情報を英語により提供する。

- (2) 国語についての国民の意識を高めるため，また，研究所の調査及び研究の成果を広く公表するため，以下のことを行う。

広く一般を対象とした新たな普及書・啓発図書の刊行に関する企画・検討を行う。(平成15年度刊行予定)

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を5回開催する。開催場所については都内に加え地方についても配慮する。

なお，参加者に対するアンケート等を実施し，その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を1回，作成・配布する。

啓発ビデオを1本，制作・配布する。

国民一般を対象とした，電話等による「言葉」に関する質問に対応する体制を整備し，運用する。

- (3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため，以下のことを行う。

文献目録・文献データの編集刊行を実施する。

ア 「国語年鑑」2002年版を刊行する。

イ 「日本語教育年鑑」2002年版を刊行する。

ウ 日本語状況新聞記事データベースを公開する。

エ 図書館蔵書目録データベースを公開する。

研究資料の電子化等を実施する。

ア 電子化報告書・資料集の画像ファイル版を作成し，インターネット上で公開する。

(3 0 0 0 ページ公開 , 次年度も継続)

イ 研究資料のデジタル化を推進し , データの蓄積とネットワーク , CD-ROM 等による公開を進める。

日本語教育関係の情報・教材の提供を実施する。(次年度以降も継続)

ア 日本語教育関係情報の提供のために , 日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実を図り運用する。

イ 日本語教育教材の素材提供のために , 日本語データ及びマルチメディア教材開発ソフトの提供を行う。

(4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえ , 研究所が保有する情報資料の提供を推進するため , 以下のことを行う。

研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備およびネットワークによる提供を実施する。

ア 刊行物 , ネットワーク , 電子メディア , 公開行事等の各メディア相互の連携体制を構築する。

イ バーチャル日本語情報資料館システム (電子資料館および電子図書館により構成する。日本語教育支援総合ネットワークを含む。) によるバーチャル展示を開始する。

ウ インターネットによる日本語・日本語事情関連図書情報の海外提供システム (日本語の表示ができない海外のパソコンでも日本語情報を高速検索できる。) の開発及び実験的運用を行う。

IT を活用した日本語 , 日本文化に関する情報の発信のために , コンピュータの日本語表示環境の整備 , コンテンツの開発と配信 , 人材の育成という IT を活用した日本語教育の支援を実施する。

ア 海外の日本語教育機関において , 容易にコンピュータの日本語入出力環境を整備するソフトの提供 (平成14年度は , アジア5ヶ国) 及びフォント・サーバを活用した日本語表示環境の整備を実施する。

イ 発信するコンテンツについては、日本語教育支援総合ネットワークシステムを活用して、対照言語研究、誤用研究、比較文化研究、漢字・語彙研究に基づく日本語・日本文化に関する情報・資料の配信を行う。(平成14年度は、韓国語や中国語等アジア言語圏を対象)

ウ ITを活用した日本語教育の推進のため、海外においては日本語入力環境整備のための巡回指導(アジア5ヶ国6地域)、並びに国内外の学識者で構成される調査研究協力者会議によるIT活用の学習効果研究を実施する。国内においては、日本語指導能力向上研修(対象人員：460名、期間：1日～6日、場所：6地域)を実施する。

専門図書館としての機能の充実を図るとともに、図書館システムのILL(ネットワークを活用した図書館間相互貸し出し)を開始する。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を実施する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

- (1) 長期研修 中核的教員を対象に、リーダーとなりうる教師を育成することを目的とし、チーム別・プロジェクト別の2種の研修を行う。研修報告書は平成15年度に作成する。(対象人員約30名 期間1年 平成15年度以降も継続する。)
- (2) 短期研修 多様な学習者、新たな学習ニーズに対応できる力を育成することを目的とし、短期集中型の研修を3地域で行う。研修報告書は平成15年度に作成する。(対象人員約500名 期間1日～1週間 平成15年度以降も継続する。)
- (3) 遠隔研修 遠隔地の教育機関の教員チームを対象として、インターネット等の情報通信技術を活用した研修を行う。(対象人員約30名 期間1年 平成15年度以降も継続する。)

4 附帯する業務

- (1) 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について、政策研究大学院大学及び国際交流基金日本語国際センターと連携協力し、博士前期課程及び後期課程大学院生の受入れ及び指導に参画する。また、大学院教育に係る教材開発を行う。

(2) 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。

(3) 国民に開かれた業務運営の推進を図るため、ホームページの充実を図るとともに、国立国語研究所概要等を刊行する。
また、施設の公開について、実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借り入れを行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

研究所の決算において剰余金が発生した時は、調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復、施設設備等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 立川市への移転（平成16年度中建物完成予定）に向け「立川移転研究機関・地域交流推進会議」（移転予定4機関、立川市、国土交通省及び都市基盤整備公団による協

議組織)等との連絡調整を行うとともに、所内において移転後の管理運営が適切に行われるよう検討を行う。

2 人事に関する計画

適切な内部管理事務を遂行するため、人事に関し次の措置をとる。

- (1) 国民に対するサービス提供のために必要な人員配置を図る等研究所全体の適正な人員配置と人事の活性化を図るための人事交流を行う。
- (2) 事務能率の維持・増進を図るため、福利厚生においては産業医及び衛生管理者と連携し必要な措置を実施し、職員の能力開発等の推進においては他機関で実施される能力開発、向上のための研修等への職員の参加を推進する。

【別紙】

平成14年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,195
受託収入	121
著作権使用料・施設使用料等	3
計	1,319
支 出	
業務経費	475
うち調査研究事業費	130
日本語情報資料収集事業費	268
研修事業費	29
国際研究協力事業費	48
受託事業費	106
一般管理費	121
人件費	617
計	1,319

[人件費の見積り]

今年度中554百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給，職員諸手当，超過勤務手当，休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成14年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1,306
調査研究事業費	123
日本語情報資料収集事業費	253
研修事業費	28
国際研究協力事業費	45
受託事業費	106
一般管理費	121
人件費	617
減価償却費	13
収益の部	1,306
運営費交付金収益	1,169
受託収入	121
著作権使用料・施設使用料等	3
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	8

資 金 計 画

平成14年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,319
業務活動による支出	1,293
投資活動による支出	26
資金収入	
業務活動による収入	1,319
運営費交付金による収入	1,195
受託収入	121
著作権使用・施設使用による収入	3

平成15年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成13年4月2日付け13庁文第3号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成15年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究組織の改編、共同研究体制の整備等を行う。

- (1) 多様な研究事業需要に対応し，有機的な連携等を図るための運営体制を整備する。
- (2) 国内外との共同研究，研究協力の円滑・効果的な推進を行うための体制の整備等について，以下のことを行う。

招聘研究員による共同研究を実施する。

国際共同研究3件以上，大規模な国内共同研究1件以上実施する。

国際シンポジウムを開催する。

海外研究員（仮称）を制度化する。

- (3) 国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制（システム）の整備等について，以下のことを行う。

外部機関，研究者との共同による情報収集・提供を実施する。

「日本語情報資料館」システムを整備して運用に関する中間評価を行うとともに日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実を図り運用する。

2 研究所の業務運営については，外部有識者からおおむね「適切である」「有効である」との評価が得られるような，効果的・効率的な運営を行うため，次の措置をとる。

- (1) 事業計画その他の重要事項について，外部有識者に評議員を委嘱し，指導・助言を求め，業務運営に反映させる。
 - (2) 外部有識者を含めた評価組織を構成し，組織・運営，研究・事業，設備等について，評価を実施するための，情報提供等を行う。（平成15年度評価については，平成16年度当初に実施）
- 3 職員の意識改革を図るとともに，業務運営を見直し，効率化を図るため次の措置をとる。
- (1) 独立行政法人化の趣旨を理解し，意識改革を図るための職員研修会等を行う。
 - (2) 平成15年度の業務実施に当たっては，新規に追加される業務，拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図るとともに，省エネルギー，ペーパーレス化の推進等を行ない，業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表を次のとおり行う。
 - (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については，以下のことを行う。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し，次の成果などを得るとともに，国語教育等における文字・表記等の指導，近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。

* コーパスとは，電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

ア 「現代雑誌200万字言語調査報告書」の刊行については，現代雑誌約70種からサンプリングによって得られた，約200万字の言語データをもとに，平成16年度刊予定の「語彙表」（CD-ROM版は平成17年度刊行予定）及び平成17年度刊行予定の「文字・表記分析編」のための準備を進める。

イ 「太陽コーパス」の作成及び報告書の刊行については，総合雑誌「太陽」

(1890年代～1920年代)の対象データ約60冊分について、電子化されたテキストデータを完成させる。(平成16年度には、CD-ROM版、報告書(仕様編、研究編)を刊行する。)

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア 「学校敬語・敬意表現調査報告書」の刊行については、平成16年度刊行予定の敬意表現調査報告書の準備を行う。

イ 「方言文法全国地図」の刊行については、平成16年度刊行予定の「方言文法全国地図」(第6集最終巻)の準備を行う。

ウ 「話し言葉コーパス」の作成及び報告書の刊行については、大量の話し言葉音声を種々の付加情報とともに格納したデータベースである「日本語話し言葉コーパス」(約700万語)を公開する。

(2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査研究については、以下のことを行う。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 母語別の作文教育のための基礎資料を作成し、また作文教育のための教材及び指導法を開発する。

「欧米版対訳コーパス」作成のためのデータ収集を行い、試用版データベースを作成する。(平成16年度は試用版を用いた応用研究とデータ収集を行い、平成17年度に完成版データベース、報告論文集を作成する。)

イ 母語別の音声教育のための音声データベース研究会を開催する。(平成16年度にデータベース試用版を作成し、次期中期計画中に完成版を作成する。)

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」を作成す

るため、国内諸教育機関における教師教育に関する情報の収集を行う。

(平成16年度に研究集会を開催し、平成17年度に教師教育に関するデータベースを公開する。)

イ 「目的別、課題別の研修に関する研修報告資料」を作成し、教師教育の問題点や今後の課題の検討、改善を図るため、国立国語研究所の各種研修の実績情報を蓄積・分析し、各種研修の内容の見直しと計画策定を行う。(平成17年度に研究報告書を刊行する。)

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 国内の日本語教育の社会環境・教育事情による多様性の実態に関する情報を収集・分析し、蓄積した情報は、「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」として、日本語教育支援総合ネットワーク等により公表する。(平成17年度に報告書を作成する。)

イ 国外5地域を対象とした日本語学習の学習用教材・機器の状況など、様々な学習環境の実態に関する調査の企画を進め、準備の整った地域から実施する。また、各国の言語テストに関する調査をテーマとした国際研究会議を開催し、報告書を作成する。(平成17年度に「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」を含めた報告書を作成する。)

ウ 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行(平成17年度予定)に向けて実践例の収集整理を継続する。

(3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供

文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究を実施する。また、「国語に関する世論調査」における問題作成及び分析等に協力する。

「日本語の現在」を捉えるため、現在の日本社会において使用されている日本語に対する意識調査、外来語に関する定着度調査、最新の日本語に関する言語資料の収集を行う。

外部有識者を交えた「外来語」委員会を設け、分かりにくい外来語を分か

りやすくするための言葉遣いの工夫についての提案を行う。

電子政府構築の基盤となる文字関係電子情報を整備するための国の「汎用電子情報交換環境整備プログラム」を日本規格協会，情報処理学会と共同して推進し，そのうちの文字情報の整理・体系化について分担実施する。

- (4) 日本語の国際的な広がりにかんがみ，諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の現状について知見を交換するため，特定のテーマの下に第11回国際シンポジウム開催するとともに報告書（第10回分）を作成する。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成・公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供を行う。

また，研究成果を広く公表するため英語でも提供できるようにするための措置について，検討し，実施する。

- (1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図るため，以下のことを行う。

研究発表会を1回開催する。

なお，参加者に対するアンケート等を実施し，その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

「日本語科学」(日本語研究専門誌)13号，14号を刊行する。

「日本語教育論集」(日本語教育専門誌)20号を刊行する。

公開講演会，国際シンポジウム，フォーラム，公開研究会等の開催記録をホームページ上に公開する。

研究活動情報等を集約し，ホームページ等に公開する。

研究成果や研究情報を英語により提供する。

- (2) 国語についての国民の意識を高めるため，また，研究所の調査及び研究の成果を広く公表するため，以下のことを行う。

広く一般を対象とした新たな普及書・啓発図書を刊行する。

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を5回開催する。開催場所については都内に加え地方についても配慮する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実に反映させることとする。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を1回、作成・配布する。

啓発ビデオを1本、制作・配布する。

国民一般を対象とした、電話等による「言葉」に関する質問に対応する体制を整備し、運用する。

(3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため、以下のことを行う。

文献目録・文献データの編集刊行を実施する。

ア 「国語年鑑」2003年版を刊行する。

イ 「日本語教育年鑑」2003年版を刊行する。

ウ 日本語状況新聞記事データベースを公開する。

エ 図書館蔵書目録データベースを公開する。

研究資料の電子化等を実施する。

ア 電子化報告書・資料集の画像ファイル版を作成し、インターネット上で公開する。

(3000ページ公開、次年度も継続)

イ 研究資料のデジタル化を推進し、データの蓄積とネットワーク、CD-ROM等による公開を進める。

日本語教育関係の情報・教材の提供を実施する。(次年度以降も継続)

ア 日本語教育関係情報の蓄積と提供のために，日本語教育資料室及び日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実を図り運用する。

イ 日本語情報及び教材開発ソフトの提供を行う。

ウ 日本語教師向けに日本語教育関連の普及書（日本語教育ブックレット）を刊行する。

（４） 国内及び海外の利用者の需要にこたえ，研究所が保有する情報資料の提供を推進するため，以下のことを行う。

研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備およびネットワークによる提供を実施する。

ア 刊行物，ネットワーク，電子メディア，公開行事等の各メディア相互の連携体制を構築する。

イ バーチャル日本語情報資料館システム（電子資料館および電子図書館により構成する。日本語教育支援総合ネットワークを含む。）の運用を継続して行うとともに全体システムの運用に関する中間評価を実施する。

ウ インターネットによる日本語・日本語事情関連図書情報の海外提供システム（日本語の表示ができない海外のパソコンでも日本語情報を高速検索できる。）の開発及び実験的運用を行う。

ITを活用した日本語，日本文化に関する情報の発信のために，コンピュータの日本語表示環境の整備，情報内容の開発と配信，人材の育成というITを活用した日本語教育の支援を実施する。

ア 海外の日本語教育機関において，容易にコンピュータの日本語入出力環境を整備するソフトの提供（平成15年度は，欧州等）及びフォント・サーバを活用した日本語表示環境の整備を実施する。

イ 発信する情報内容については，日本語教育支援総合ネットワークシステムを活用して，対照言語研究，誤用研究，比較文化研究，漢字・語彙研究に基づく日本語・日本文化に関する情報・資料の配信を行う。（平成15年度は，英語圏を追加対象）

ウ ITを活用した日本語教育の推進のため、海外においては日本語入力環境整備のための巡回指導（欧州等）、国内においては、日本語指導能力向上研修（対象人員：750名、場所：6地域）を実施する。また、国内外の学識者で構成される調査研究協力者会議によるIT活用の学習効果研究を実施し、研修用指導冊子を作成する。

専門図書館としての機能の充実を図るとともに、図書館システムのILL（ネットワークを活用した図書館間相互貸し出し）を運用する。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を実施する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実に反映させることとする。

- （1） 長期研修 中核的教員を対象に、リーダーとなりうる教師を育成することを目的とし、上級研修及び日本語教育研究プロジェクトコースの2種の研修を行う。研修成果は平成16年に報告する。（対象人員約30名 期間1年 平成16年度以降も継続する。）
- （2） 短期研修 多様な学習者、新たな学習ニーズに対応できる力を育成することを目的とし、短期集中型の研修を3地域で行う。研修成果は平成16年度に報告する。（対象 人員約500名 期間1日～1週間 平成16年度以降も継続する。）
- （3） 遠隔研修 遠隔地の教育機関の教員チームを対象として、インターネット等の情報通信技術を活用した研修を行う。（対象人員約30名 期間1年 平成16年度以降も継続する。）

4 附帯する業務

- （1） 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について、政策研究大学院大学及び国際交流基金日本語国際センターと連携協力し、博士前期課程及び後期課程大学院生の受入れ及び指導に参画する。
- （2） 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。
- （3） 国民に開かれた業務運営の推進を図るため、ホームページの充実を図るとと

もに，国立国語研究所概要等を刊行する。
また，施設の公開について，実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

収入面に関しては，実績を勘案しつつ，外部資金を積極的に導入するように努める。

1 予算 別紙のとおり

2 収支計画 別紙のとおり

3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借り入れを行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

剰余金の使途

研究所の決算において剰余金が発生した時は，調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復，施設設備等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 立川市への移転（平成16年度中建物完成予定）に向け「立川移転研究機関・地域交流推進会議」（移転予定4機関、立川市、国土交通省及び都市基盤整備公団による協議組織）等との連絡調整を行うとともに，所内において移転後の管理運営が適

切に行われるよう検討を行う。

2 人事に関する計画

適切な内部管理事務を遂行するため、人事に関し次の措置をとる。

- (1) 国民に対するサービス提供のために必要な人員配置を図る等研究所全体の適正な人員配置と人事の活性化を図るための人事交流を行う。
- (2) 事務能率の維持・増進を図るため、福利厚生においては産業医及び衛生管理者と連携し必要な措置を実施し、職員の能力開発等の推進においては他機関で実施される能力開発、向上のための研修等への職員の参加を推進する。

【別紙】

平成15年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,200
受託収入	188
著作権使用料・施設使用料等	5
計	1,393
支 出	
業務経費	487
うち調査研究事業費	194
日本語情報資料収集事業費	183
研修事業費	45
国際研究協力事業費	65
受託事業費	188
一般管理費	131
人件費	587
計	1,393

[人件費の見積り]

今年度中587百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成 1 5 年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1,379
調査研究事業費	188
日本語情報資料収集事業費	177
研修事業費	39
国際研究協力事業費	59
受託事業費	188
一般管理費	125
人件費	587
減価償却費	16
収益の部	1,379
運営費交付金収益	1,170
受託収入	188
著作権使用料・施設使用料等	5
資産見返運営費交付金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	8

資 金 計 画

平成15年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,393
業務活動による支出	1,363
投資活動による支出	30
資金収入	
業務活動による収入	1,393
運営費交付金による収入	1,200
受託収入	188
著作権使用・施設使用による収入	5

平成16年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成13年4月2日付け13庁文第3号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成16年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究組織の改編、共同研究体制の整備等を行う。

- (1) 多様な研究事業需要に対応し，有機的な連携等を図るための運営体制を整備する。
- (2) 国内外との共同研究，研究協力の円滑・効果的な推進を行うための体制の整備等について，以下のことを行う。

招聘研究員による共同研究を実施する。

国際共同研究3件以上を実施する。

国際シンポジウムを開催する。

海外研究員制度を運用する。

在外研究員制度を運用する。

- (3) 国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制（システム）の整備等について，以下のことを行う。

外部機関，研究者との共同による情報収集・提供を実施する。

「日本語情報資料館」システムを整備して運用・公開するとともにシステムの改良を行う。

2 研究所の業務運営については，外部有識者からおおむね「適切である」「有効であ

る」との評価が得られるような、効果的・効率的な運営を行うため、次の措置をとる。

- (1) 事業計画その他の重要事項について、外部有識者に評議員を委嘱し、指導・助言を求め、業務運営に反映させる。
- (2) 外部有識者を含めた評価組織を構成し、組織・運営、研究・事業、設備等について、評価を実施するための、情報提供等を行う（平成16年度評価については、平成17年度当初に実施）。

3 職員の意識改革を図るとともに、業務運営を見直し、効率化を図るため次の措置をとる。

- (1) 独立行政法人化の趣旨を理解し、意識改革を図るための職員研修会等を行う。
- (2) 平成16年度の業務実施に当たっては、新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図るとともに、省エネルギー、ペーパーレス化の推進等を行い、業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表を次のとおり行う。

- (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については、以下のことを行う。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における文字・表記等の指導、近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。

* コーパスとは、電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

ア 「現代雑誌200万字言語調査報告書」については、現代雑誌70種からサンプリングによって得られた、約200万字の言語データをもとに、「200万字語彙表」の作成（CD-ROM版は平成17年度作成予定）及び平成17年度作成予定の「文字・表記分析編」のための作業を進める。

イ 「太陽コーパス」については、総合雑誌「太陽」(1890年代～1920年代)の対象データ60冊分について、電子化されたテキストデータを完成させ、CD-ROM版(仕様書付き)及び研究報告書を作成する。

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア 「学校敬語・敬意表現調査報告書」については、敬意表現調査報告書を作成する。「鶴岡市における共通語化調査報告書」の作成作業を進める。

イ 「方言文法全国地図」については、「方言文法全国地図」(第6集最終巻)を作成する。

ウ 「話し言葉コーパス」については、大量の話し言葉音声を種々の付加情報とともに格納したデータベースである「日本語話し言葉コーパス」(約700万語)の公開後に判明した問題点の修正作業を実施するとともに、報告書の作成作業を進める。

(2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査研究については、以下のことを行う。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 母語別の作文教育のための基礎資料を作成し、また作文教育のための教材及び指導法を開発する。

「欧米版対訳コーパス」作成のためのデータ収集を行い、試用版データベースを用いた応用研究とデータ収集を行う(平成17年度に完成版データベース、報告論文集を作成する。)

イ 母語別の音声教育のための音声版対照言語データベースの試用版を作成する(次期中期計画中に完成版を作成する。)

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」を作成するため研究集会を開催し，国内諸教育機関における教師教育に関する情報の収集を行う（平成17年度に教師教育に関するデータベースを公開する。）。

イ 「目的別，課題別の研修に関する研修報告資料」を作成し，教師教育の問題点や今後の課題の検討・改善を図るため，国立国語研究所の各種研修の実績情報を蓄積・分析し，各種研修の内容の見直しと計画策定を行う（平成17年度に研究報告書を作成する。）。

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し，次の成果などを得る。

ア 国内の日本語教育の社会環境・教育事情による多様性の実態に関する情報を収集・分析し，蓄積した情報は，「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」として，日本語教育支援総合ネットワーク等により公表する（平成17年度に報告書を作成する。）。

イ 国外4地域を対象とした日本語学習の学習用教材・機器の状況など，様々な学習環境の実態に関する調査の企画を進め，準備の整った地域から実施する。また，各国の言語テストに関する調査をテーマとした研究会議を開催し，報告書を作成する（平成17年度に「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」を含めた報告書を作成する。）。

ウ 「映像教材を利用した授業設計事例集」の刊行（平成17年度予定）に向けてマルチメディア教材の利用実践例も含めて収集整理を継続する。

(3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供

文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究を実施する。また，「国語に関する世論調査」における質問文作成及び分析等に協力する。

「日本語の現在」を捉えるため，現在の日本社会において使用されている日本語に対する意識調査，外来語に関する定着度調査，最新の日本語の実態に関する言語資料の収集・分析等を行う。

外部有識者を交えた「外来語」委員会を設け，分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案を行う。

電子政府構築の基盤となる文字関係電子情報を整備するための国の「汎用電子情報交換環境整備プログラム」を日本規格協会，情報処理学会と共同して推進し，そのうちの文字情報の整理・体系化について分担実施する。

- (4) 日本語の国際的な広がりにかんがみ，諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の現状について知見を交換するため，特定のテーマの下に第12回国際シンポジウム開催するとともに報告書（第11回分）を作成する。

- 2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成・公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供を行う。

また，研究成果を広く公表するため英語でも提供できるようにするための措置について，検討し，実施する。

- (1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに，開かれた研究所の業務運営の推進を図るため，以下のことを行う。

研究発表会を1回開催する。

なお，参加者に対するアンケート等を実施し，その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

「日本語科学」(日本語研究専門誌)15号，16号を刊行する。

「日本語教育論集」(日本語教育専門誌)21号を刊行する。

公開講演会，国際シンポジウム，フォーラム，公開研究会等の開催記録をホームページ上に公開する。

研究活動情報等を集約し，ホームページ等に公開する。

研究成果や研究情報を英語により提供する。

- (2) 国語についての国民の意識を高めるため，また，研究所の調査及び研究の成

果を広く公表するため、以下のことを行う。

広く一般を対象とした普及書・啓発図書を刊行する。

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を5回開催する。開催場所については都内に加え地方についても配慮する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実に反映させることとする。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を1回、作成・配布する。

啓発ビデオを1本、制作・配布する。

国民一般を対象とした、電話等による「言葉」に関する質問に対応する体制を整備し、運用する。

(3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため、以下のことを行う。

文献目録・文献データの編集刊行を実施する。

ア 「国語年鑑」2004年版を刊行する。

イ 「日本語教育年鑑」2004年版を刊行する。

ウ 日本語状況新聞記事データベースを公開する。

エ 図書館蔵書目録データベースを公開する。

研究資料の電子化等を実施する。

ア 電子化報告書・資料集の画像ファイル版を作成し、インターネット上で公開する（3000ページ公開，次年度も継続）。

イ 研究資料のデジタル化を推進し、データの蓄積とネットワーク，CD-ROM等による公開を進める。

日本語教育関係の情報・教材の提供を実施する（次年度も継続）。

ア 日本語教育関係情報の蓄積と提供のために，日本語教育資料室及び日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実を図り運用する。

イ 日本語情報及び教材開発ソフトの提供を行う。

ウ 日本語教師向けに日本語教育関連の普及書（日本語教育ブックレット）を刊行する。

（４） 国内及び海外の利用者の需要にこたえ，研究所が保有する情報資料の提供を推進するため，以下のことを行う。

研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備及びネットワークによる提供を実施する。

ア 刊行物，ネットワーク，電子メディア，公開行事等の各メディア相互の連携体制を構築する。

イ 日本語情報資料館システム（電子資料館及び電子図書館により構成する日本語教育支援総合ネットワークを含む）の運用と公開を継続して行うとともにシステムの改良を行う。また，庁舎移転を実施するため，蓄積資料・情報の整備を行い，資料の移設を行う。

ウ インターネットによる日本語・日本語事情関連図書情報の海外提供システム（日本語の表示ができない海外のパソコンでも日本語情報を高速検索できる。）の開発及び実験的運用を行う。

ITを活用した日本語，日本文化に関する情報の発信のために，コンピュータの日本語表示環境の整備，情報内容の開発と配信，人材の育成というITを活用した日本語教育の支援を実施する。

ア 海外の日本語教育機関において，容易にコンピュータの日本語入出力環境を整備するソフトの提供（平成16年度は，南米等）及びフォント・サーバを活用した日本語表示環境の整備を実施する。

イ 発信する情報内容については，日本語教育支援総合ネットワークシステムを活用して，対照言語研究，誤用研究，比較文化研究，漢字・語彙研究に基づく日本語・日本文化に関する情報・資料の配信を行う（平成16年度は，スペイン語・ポルトガル語圏を追加対象）。

ウ ITを活用した日本語教育の推進のため、海外においては日本語入力環境整備のための巡回指導（南米等）、国内においては、日本語指導能力向上研修（対象人員：750名、場所：6地域）を実施する。また、国内外の学識者で構成される調査研究協力者会議によるIT活用の学習効果研究を実施し、研修用指導冊子を作成する。

専門図書館としての機能の充実を図るとともに、図書館システムのILL(ネットワークを活用した図書館間相互貸し出し)を運用する。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を実施する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実に反映させることとする。

- (1) 長期研修 中核的教員を対象に、リーダーとなりうる教師を育成することを目的とし、上級研修及び日本語教育研究プロジェクトコースの2種の研修を行う。研修成果は平成17年度に報告する（対象人員約30名 期間1年 平成17年度も継続する。）
- (2) 短期研修 多様な学習者、新たな学習ニーズに対応できる力を育成することを目的とし、短期集中型の研修を3地域で行う。研修成果は平成17年度に報告する（対象 人員約500名 期間1日～1週間 平成17年度も継続する。）
- (3) 遠隔研修 遠隔地の教育機関の教員チームを対象として、インターネット等の情報通信技術を活用した研修を行う（対象人員約30名 期間1年 平成17年度も継続する。）

4 附帯する業務

- (1) 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について、政策研究大学院大学及び国際交流基金日本語国際センターと連携協力し、博士前期課程及び後期課程大学院生の受入れ及び指導に参画する。
- (2) 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。

- (3) 国民に開かれた業務運営の推進を図るため、ホームページの充実を図るとともに、国立国語研究所概要等を作成・配布する。
また、施設の公開について、実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

1 予算 別紙のとおり

2 収支計画 別紙のとおり

3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

剰余金の使途

研究所の決算において剰余金が発生した時は、調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復，施設設備等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 平成16年度中に立川市へ移転することにかんがみ、所内の移転準備・実施体制の整備，関係機関との連絡調整等を行い，移転が円滑に行われるよう努める。

2 人事に関する計画

適切な内部管理事務を遂行するため、人事に関し次の措置をとる。

- (1) 国民に対するサービス提供のために必要な人員配置を図る等研究所全体の適正な人員配置と人事の活性化を図るための人事交流を行う。
- (2) 事務能率の維持・増進を図るため、福利厚生においては産業医及び衛生管理者と連携し必要な措置を実施し、職員の能力開発等の推進においては他機関で実施される能力開発・向上のための研修等への職員の参加を推進する。

【別紙】

平成16年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,321
受託収入	51
著作権使用料・施設使用料等	9
計	1,381
支 出	
業務経費	443
うち調査研究事業費	216
日本語情報資料収集事業費	141
研修事業費	35
国際研究協力事業費	51
受託事業費	51
一般管理費	131
人件費	569
移転関連経費	187
計	1,381

[人件費の見積り]

今年度中569百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成 1 6 年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1,321
調査研究事業費	207
日本語情報資料収集事業費	133
研修事業費	27
国際研究協力事業費	43
受託事業費	51
一般管理費	124
人件費	569
移転関連経費	147
減価償却費	20
収益の部	1,321
運営費交付金収益	1,241
受託収入	51
版權使用料・施設使用料等	9
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	5
資産見返寄付金戻入	5

資 金 計 画

平成16年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,381
業務活動による支出	1,301
投資活動による支出	80
資金収入	
業務活動による収入	1,381
運営費交付金による収入	1,321
受託収入	51
著作権使用・施設使用による収入	9

平成17年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成13年4月2日付け13庁文第3号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成17年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究組織の改編、共同研究体制の整備等を行う。

- (1) 多様な研究事業需要に対応し，有機的な連携等を図るための運営体制を整備する。
- (2) 国内外との共同研究，研究協力の円滑・効果的な推進を行うための体制の整備等について，以下のことを行う。

招へい研究員による共同研究を実施する。

国際共同研究3件以上を実施する。

国際シンポジウムを開催する。

海外研究員制度を運用する。

在外研究員制度を運用する。

- (3) 国内外の日本語研究・日本語教育情報の効率的な収集・提供を行うための体制（システム）の整備等について，以下のことを行う。

外部機関，研究者との共同による情報収集・提供を実施する。

「日本語情報資料館」システムを整備して運用・公開するとともにシステムの改良を行う。

2 研究所の業務運営については，外部有識者からおおむね「適切である」「有効であ

る」との評価が得られるような、効果的・効率的な運営を行うため、次の措置をとる。

- (1) 事業計画その他の重要事項について、外部有識者に評議員を委嘱し、指導・助言を求め、業務運営に反映させる。
- (2) 外部有識者を含めた評価組織を構成し、組織・運営、研究・事業、設備等について、評価を実施するための情報提供等を行う。

3 職員の意識改革を図るとともに、業務運営を見直し、効率化を図るため次の措置をとる。

- (1) 独立行政法人化の趣旨を理解し、意識改革を図るための職員研修会等を行う。
- (2) 平成17年度の業務実施に当たっては、新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図るとともに、省エネルギー、ペーパーレス化の推進等を行い、業務の効率化を図る。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表を次のとおり行う。

- (1) 国語の改善や国民のコミュニケーション能力の育成・向上を図るための基礎的・実践的な調査及び研究については、以下のことを行う。

研究課題「現代日本語における書き言葉の実態解明と雑誌コーパスの構築」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における文字・表記等の指導、近現代語を対象とする辞書編集等に寄与する。

* コーパスとは、電子化された大量の言語資料をいう。以下同じ。

「現代雑誌200万字言語調査報告書」については、現代雑誌70種からサンプリングによって得られた、約200万字の言語データに基づいた「語彙表CD

-ROM版」及び「文字・表記分析編」を作成する(「語彙表CD-ROM版」はホームページ上でも公開予定)。

研究課題「日本語の多様性に関する基盤データの整備と研究法の探索」を実施し、次の成果などを得るとともに、国語教育等における敬語、方言等の指導、言語情報処理分野における研究開発等に寄与する。

ア 「学校敬語・敬意表現調査報告書」については、敬意表現調査報告書の市販品を刊行する。「鶴岡市における共通語化調査報告書」を作成する。

イ 「方言文法全国地図」については、「方言文法全国地図」(第6集最終巻)を刊行する。

ウ 「話し言葉コーパス」については、既に一般公開した「日本語話し言葉コーパス」の報告書を作成する。

(2) 外国人に対する日本語教育の振興を図るための基礎的・実践的な調査研究については、以下のことを行う。

研究課題「日本語教育のための言語資源及び学習内容に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 母語別の作文教育のための基礎資料を作成し、また作文教育のための教材及び指導法を開発する。

「欧米版対訳コーパス」の完成版データベース、報告論文集を作成する。

イ 母語別の音声教育のための音声版対照言語データベース用のデータの収集を継続する(次期中期計画中に完成版を作成する。)

研究課題「日本語教育の教師教育の内容と方法に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 「国内の教師養成機関における教師教育の実態に関する資料」として教師教育に関するデータベースを公開する。

イ 「目的別、課題別の研修に関する研修報告資料」を作成し、次期中期計画期間に実施する各種研修の計画策定を行う。また、教師教育及び研修の

内容と方法に関する研究報告書を作成する。

研究課題「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」を実施し、次の成果などを得る。

ア 国内の日本語教育の社会環境・教育事情による多様性の実態に関する情報を収集・分析し、蓄積した情報は、「国内の日本語教育機関における学習と教育の実践データ」として、日本語教育支援総合ネットワーク等により公表するとともに報告書を作成する。

イ 「海外の日本語学習をとりまく学習環境の実態調査データ集」を含めた報告書を作成する。また、各国の言語テストに関する報告書を作成する。

(3) 国の施策の企画立案に資するための調査研究等の実施並びに資料の作成及び提供

文化審議会等の審議への協力等及び日本語教育施策の策定等に対応した調査研究を実施する。また、「国語に関する世論調査」における質問文作成及び分析等に協力する。

「日本語の現在」をとらえるため、現在の日本社会において使用されている日本語に対する意識調査、外来語に関する定着度調査、最新の日本語の実態に関する言語資料の収集・分析等を行う。

外部有識者を交えた「外来語」委員会を設け、分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫についての提案を行う。

電子政府構築の基盤となる文字関係電子情報を整備するための国の「汎用電子情報交換環境整備プログラム」を日本規格協会、情報処理学会と共同して推進し、そのうちの文字情報の整理・体系化について分担実施する。

(4) 日本語の国際的な広がりにかんがみ、諸外国の日本語研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の現状について知見を交換するため、特定のテーマの下に第13回国際シンポジウムを開催するとともに、報告書（第12回分）を作成する。

2 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する資料の作成・

公表並びに関係する情報及び資料の収集・整理・提供を行う。

また、研究成果を広く公表するため英語でも提供できるようにするための措置について、検討し、実施する。

- (1) 国民の国語に対する意識を向上させるとともに、開かれた研究所の業務運営の推進を図るため、以下のことを行う。

研究発表会を1回開催する。

なお、参加者に対するアンケート等を実施し、その成果を次年度の内容の充実に反映させることとする。

「日本語科学」(日本語研究専門誌)17号,18号を刊行する。

「日本語教育論集」(日本語教育専門誌)22号を刊行する。

公開講演会,国際シンポジウム,フォーラム,公開研究会等の開催記録をホームページ上に公開する。

研究活動情報等を集約し,ホームページ等に公開する。

研究成果や研究情報を英語により提供する。

- (2) 国語についての国民の意識を高めるため,また,研究所の調査及び研究の成果を広く公表するため,以下のことを行う。

広く一般を対象とした普及書・啓発図書を刊行する。

広く一般を対象とした公開事業「ことばフォーラム」を5回開催する。開催場所については都内に加え地方についても配慮する。

なお,参加者に対するアンケート等を実施し,その成果を次年度の内容の充実に反映させることとする。

啓発図書『新「ことば」シリーズ』を1回,作成・配布する。

啓発ビデオを1本,制作・配布する。

国民一般を対象とした,電話等による「言葉」に関する質問に対応する体制を整備し,運用する。

(3) 研究所における日本語情報の蓄積と普及を図るため、以下のことを行う。

文献目録・文献データの編集刊行を実施する。

ア 「国語年鑑」2005年版を刊行する。

イ 「日本語教育年鑑」2005年版を刊行する。

ウ 日本語状況新聞記事データベースを公開する。

エ 図書館蔵書目録データベースを公開する。

研究資料の電子化等を実施する。

ア 電子化報告書・資料集の画像ファイル版を作成し、インターネット上で公開する（3000ページ公開）。

イ 研究資料のデジタル化を推進し、データの蓄積とネットワーク、CD-ROM等による公開を進める。

日本語教育関係の情報・教材の提供を実施する。

ア 日本語教育関係情報の蓄積と提供のために、日本語教育資料室及び日本語教育支援総合ネットワークシステムの充実を図り運用する。

イ 日本語情報及び教材開発ソフトの提供を継続するとともに、マルチメディア教材の利用実践例も含めて収集整理を行う。

ウ 日本語教師向けに日本語教育関連の普及書（日本語教育ブックレット）を刊行する。

(4) 国内及び海外の利用者の需要にこたえ、研究所が保有する情報資料の提供を推進するため、以下のことを行う。

研究資料・文献情報の蓄積・提供システムの整備及びネットワークによる提供を実施する。

ア 刊行物、ネットワーク、電子メディア、公開行事等の各メディア相互の

連携体制を構築する。

イ 日本語情報資料館システム（電子資料館及び電子図書館により構成する日本語教育支援総合ネットワークを含む）の運用と公開を継続して行うとともにシステムの改良を行う。

ウ インターネットによる日本語・日本語事情関連図書情報の海外提供システム（日本語の表示ができない海外のパソコンでも日本語情報を高速検索できる。）の開発及び実験的運用を行うとともにシステムの評価を行う。

ITを活用した日本語，日本文化に関する情報の発信のために，コンピュータの日本語表示環境の整備，情報内容の開発と配信，人材の育成というITを活用した日本語教育の支援を実施する。

ア 発信する情報内容については，日本語教育支援総合ネットワークシステムを活用して，対照言語研究，誤用研究，比較文化研究，漢字・語彙研究に基づく日本語・日本文化に関する情報・資料の多言語化及び配信を行う。

イ ITを活用した日本語教育の推進のため，海外においては日本語入力環境整備のための巡回指導，国内においては，日本語指導能力向上研修（対象人員：750名，場所：6地域）を実施する。また，IT活用の学習効果研究報告書及び，研修用指導冊子を作成し提供する。

専門図書館としての機能の充実を図るとともに，図書館システムのILL（ネットワークを活用した図書館間相互貸し出し）を運用する。

3 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を実施する。

なお，参加者に対するアンケート等を実施し，その成果を次年度の内容の充実にも反映させることとする。

（1）長期研修 中核的教員を対象に，リーダーとなりうる教師を育成することを目的とし，上級研修及び日本語教育研究プロジェクトコースの2種の研修を行う。研修成果は平成18年度に報告する（対象人員約30名 期間1年）。

- (2) 短期研修 多様な学習者，新たな学習ニーズに対応できる力を育成することを目的とし，短期集中型の研修を3地域で行う。研修成果は平成18年度に報告する（対象 人員約500名 期間1日～1週間）。
- (3) 遠隔研修 遠隔地の教育機関の教員チームを対象として，インターネット等の情報通信技術を活用した研修を行う（対象人員約30名 期間10か月）。

4 附帯する業務

- (1) 海外の日本語教育指導者を養成するための大学院教育について，政策研究大学院大学及び国際交流基金日本語国際センターと連携協力し，博士前期課程及び後期課程大学院生の受入れ及び指導に参画する。また，日本語・日本文化に関する先端的研究を遂行するとともに，優れた日本語教育者養成を含む実践的教育を行うための大学院教育について，一橋大学と連携協力し，大学院生の研究指導に参画する。
- (2) 研究機関等の求めに応じ職員を派遣するなど援助及び指導を行う。
- (3) 国民に開かれた業務運営の推進を図るため，ホームページの充実を図るとともに，国立国語研究所概要等を作成・配布する。
また，施設の公開について実施する。

予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

収入面に関しては，実績を勘案しつつ，外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

剰余金の使途

研究所の決算において剰余金が発生した時は，調査研究・研修事業のための資料の購入及び修復，施設設備等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 平成16年度中に実施した立川市への移転に伴い，所内の管理・運営体制の整備，関係機関との連絡調整等を行い，業務・運営が適切に行われるよう努める。

2 人事に関する計画

適切な内部管理事務を遂行するため，人事に関し次の措置をとる。

- (1) 国民に対するサービス提供のために必要な人員配置を図る等研究所全体の適正な人員配置と人事の活性化を図るための人事交流を行う。
- (2) 事務能率の維持・増進を図るため，福利厚生においては産業医及び衛生管理者と連携し必要な措置を実施し，職員の能力開発等の推進においては他機関で実施される能力開発・向上のための研修等への職員の参加を推進する。

【別紙】

平成17年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,174
受託収入	30
著作権使用料・施設使用料等	7
計	1,211
支 出	
業務経費	408
うち調査研究事業費	233
日本語情報資料収集事業費	99
研修事業費	27
国際研究協力事業費	49
受託事業費	30
一般管理費	168
人件費	605
計	1,211

[人件費の見積り]

今年度中548百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成 1 7 年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	1,211
調査研究事業費	229
日本語情報資料収集事業費	94
研修事業費	24
国際研究協力事業費	45
受託事業費	30
一般管理費	164
人件費	605
減価償却費	20
収益の部	1,211
運営費交付金収益	1,154
受託収入	30
版權使用料・施設使用料等	7
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	5
資産見返寄付金戻入	5

資 金 計 画

平成17年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

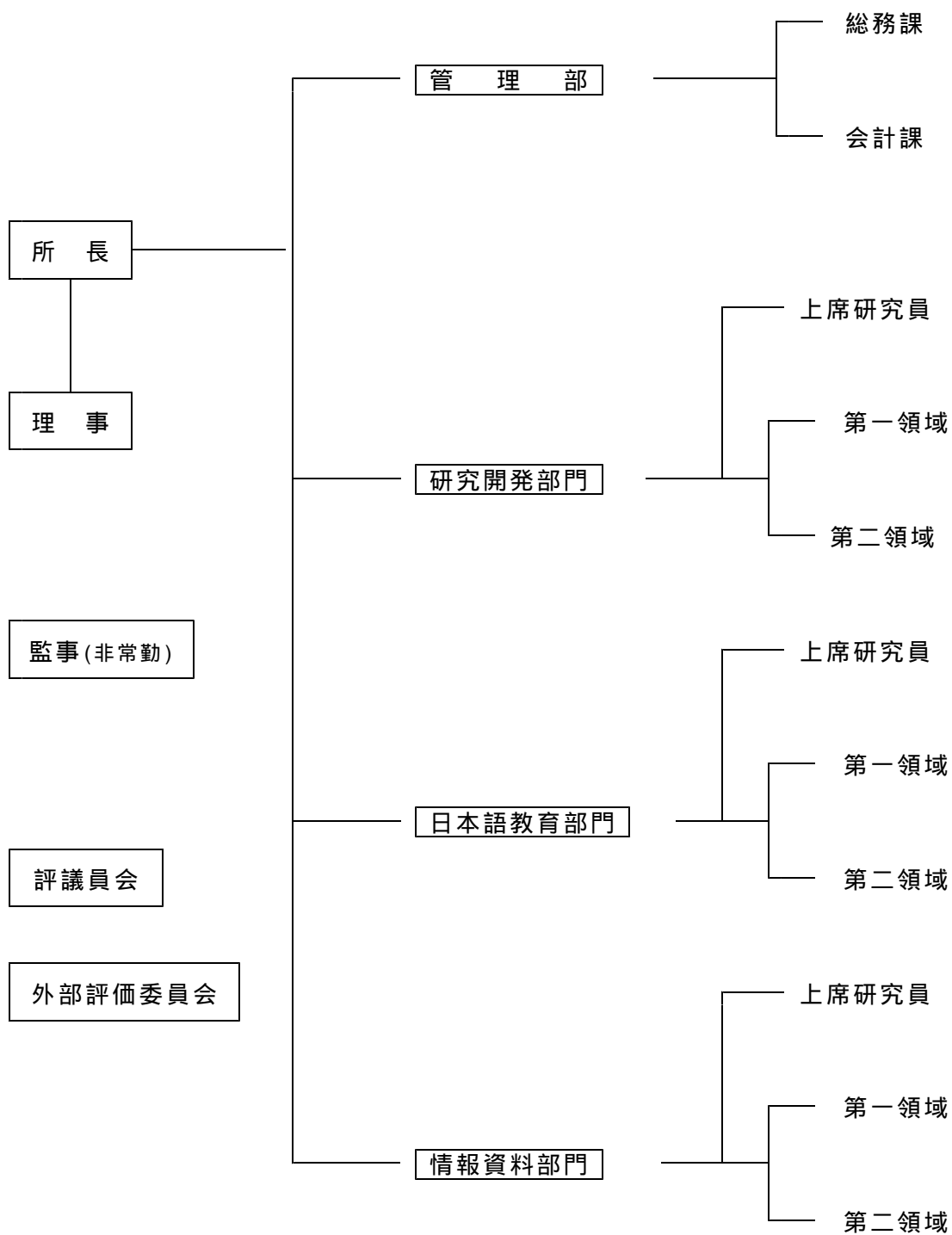
区 分	金 額
資金支出	1,211
業務活動による支出	1,191
投資活動による支出	20
資金収入	
業務活動による収入	1,211
運営費交付金による収入	1,174
受託収入	30
著作権使用・施設使用による収入	7

沿 革

国語に関する科学的、総合的な研究を行う国の機関については、かねてより国民生活の向上及び文化の進展の観点から、設置の要望があり、戦後一層その気運が高まりました。特に国語審議会からの建議、国会における「国語国字問題の研究機関設置に関する請願」の採択及び民間各方面からの要望等によって、その設置が強く要請されました。昭和23年6月文部省に国立国語研究所創設委員会が設けられ、同年8月には国立国語研究所の基本的事項が文部大臣に報告されました。これをもとに国立国語研究所設置法案が国会に提出され成立、昭和23年12月20日公布施行されて本研究所が発足しました。平成13年4月1日をもって、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）により、独立行政法人に移行しました。

昭和23年12月	国立国語研究所発足し、研究所庁舎として明治神宮聖徳記念絵画館の一部を借用
昭和29年10月	千代田区神田一ツ橋1丁目1番地の一橋大学所有の建物を借用し、移転
昭和37年 4月	北区西が丘3丁目9番14号（旧北区稲付西山町）に移転
昭和43年 6月	文化庁設置とともに、国立国語研究所は文化庁附属機関となる
昭和49年 3月	『日本言語地図』全6巻完成
昭和51年 1月	高速漢字プリンター完成
昭和51年10月	日本語教育センター設置
昭和54年 3月	皇太子殿下御視察
平成元年 6月	『方言文法全国地図』刊行開始
平成 6年 1月	第1回国際シンポジウム開催
平成 6年 4月	「国際社会における日本語についての総合的研究」開始
平成11年11月	第1回「ことば」フォーラム開催
平成13年 4月	独立行政法人国立国語研究所発足（管理部及び3研究部門）
平成13年10月	政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターとの連携による大学院教育開始
平成14年10月	中国北京日本学研究中心と学術交流合意締結
平成15年 4月	第1回「外来語」言い換え提案発表
平成15年10月	韓国・国立国語研究院（現・国立国語院）と学術交流合意締結
平成16年 5月	『日本語話し言葉コーパス』公開
平成17年 1月	中国・華東師範大学と学術交流合意締結
平成17年 2月	立川市緑町3591番地2号に移転
平成17年 4月	一橋大学との連携による大学院教育開始

組 織 図



建 物

平成17年1月31日まで（北区西が丘）

名 称	第一号館	第二号館	第三号館	第一資料庫 (第四号館)	第二資料庫	その他の 附属建物	計
構 造	S R C 地上5階 地下1階	R C 地上3階	R C 地上2階	R C 地上1階	R C 地上1階		
建面積 ^{m²}	1,073	966	121	213	106	186	2,665
延面積 ^{m²}	5,719	3,015	238	213	106	330	9,621
建設年月	昭51.12	昭49. 3	昭51.12	昭40. 3	昭41. 1		

土地面積 10,067^{m²}（財務省から借用）

平成17年2月1日から（立川市緑町）

名 称	独立行政法人 国立国語研究所
構 造	S R C 地上4階 地下1階
建面積 ^{m²}	4,160
延面積 ^{m²}	14,537
建設年月	平成16.10

土地面積 23,980^{m²}

独立行政法人国立国語研究所

第1期中期目標期間

(平成13年度～平成17年度)

事業報告書

2006年6月 発行

独立行政法人 国立国語研究所

〒190-8561 東京都立川市緑町3591-2

TEL. 042-540-4300

URL <http://www.kokken.go.jp>